「日本における自然保護教育の成立と展開に関する研究」

序章⋯		3
第1節	研究の動機と目的	3
第2節	研究の背景	6
第3節	研究の対象と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4節	論文の構成	10
第1章	□ 自然保護教育の成立過程	12
第1節	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第2節	研究方法·····	14
第3節	日本の自然保護教育の源流と展開	15
(1)	中西悟堂と日本野鳥の会	15
(2)	下泉重吉の自然保護教育	17
(3)	金田平・柴田敏隆の自然保護教育	20
(4)	自然教育と自然保護教育	23
第4節	まとめと課題	25
第2章	東京における自然保護運動の歴史的展開と特徴	31
第1節	はじめに	31
第2節	東京の自然保護団体の成立と発展及び多摩川での自然保護教育の歴史	32
(1)	東京の自然保護団体の成立と発展経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(2)	自然保護団体と行政との協働の歴史	36
(3)	パートナーシップを構築する自然保護団体の活動	39
第3節	自然保護団体の「教育力」	50
(1)	「多摩川の自然を守る会」の設立と社会的背景	50
(2)	「多摩川の自然を守る会」の自然保護運動	51
(3)	教育河川構想にみる、多摩川の自然を守る会の「教育力」	53
第4節	環境パートナーシップ構築へ至る学びと実践	55
(1)	多摩川の河川管理計画作り	55

(2)	府中四谷橋建設、二ヶ領用水宿河原堰改築工事	57
第5節	環境パートナーシップの課題と教育ガバナンス	59
第3章	教育ガバナンス構築への道すじ 64	1
第1節	はじめに	64
第2節	住民の学習と教育ガバナンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第3節	公民館での事業評価システムの取り組みから教育ガバナンス構築へ	71
(1)	公民館主催事業の領域設定の取り組み	73
(2)	公民館事業の構成要件と学習発展段階仮説図(三角錐モデル)	75
(3)	非数値化評価指標作成の取り組み	76
第4節	ガバナンス構築への取り組み	83
第5節	教育ガバナンス構築への課題	84
終章	研究の総括	89
第1節	各章の成果	89
第2節	総合考察	91
第3節	研究の課題	93
初出一	覧	101
謝辞…		102

序章

第1節 研究の動機と目的

私は、1973年の1月に成人式を迎え、その後同じ年齢の仲間で青年サークル活動を始めた。私にとっては、「社会教育」との出会いである。当初は何をしたいのかもわからずにいろいろ試みたが、1974年6月、私の高校時代の恩師が野鳥の標識調査員であり、また日本野鳥の会東京支部の観察会指導者であったことから講師を依頼し、五日市町(現あきる野市)の臼杵山で福生市民対象の野鳥観観察会を実施した。

初めての観察会以降、青年サークルは発展的に解消し、市内で自然を観察する大人の仲間と共に「福生自然観察グループ」を結成した。

福生自然観察グループとしての活動を始めてから、野鳥は高校教諭が、植物に関しては 生物学の大学教授が、そして昆虫に関しては市内の小学校教諭が指導スタッフとして参加 していただき、市民の学習を専門的な視点から継続的に支援してくれた。

1979年、私が公民館職員になってから公民館の一般対象事業として「自然観察会」を実施し、子ども対象には夏休み期間中に「夏休み自然教室」、年間を通した「自然たんけん隊」という自然体験学習も実施した。

一人の公民館職員による二十数年に及ぶ継続的な事業によって、身近な自然環境に関心を持つ幅広い年齢層の市民が参加し系統的に学習する集団が形成され、2001年にはその市民が主体となって地域の環境教育を主たる目的とする、「自然環境アカデミー」というNP O法人が活動を始め、今日に至っている。

私自身が、野鳥に関心を持ち自然観察を始めたことから、「日本における自然保護教育の成立と展開に関する研究」をしようと思うに至る理由を簡単に説明することはむずかしい。今日まで、仕事や自然保護活動等で出会ってきた多くの人から、日常生活圏としての地域の様々な環境の整備は行政まかせとする問題ではなく、地域住民としての当事者意識をもつ住民が自らの参加と責任によって、解決・解消すべき課題であることを学んできた。

そして、解決すべき課題についての現状把握・分析、解決へのビジョンの創造といった 過程では、課題を共有する仲間と系統的で継続的な学びから集団として実証的なデータの 蓄積や科学的な学習を深め、「集団の知」を作り出す必要があることも実感してきた。

それは、以下に記すいくつかの経験から得たものだった。

1969年、福生市内(当時は福生町)の多摩川河川敷に大規模な公園を造成しようとした

計画を知った市民が、1969 年 11 月、野鳥の会や日本自然保護協会、東京教育大の学生などに呼びかけ、公園造成予定地で自然観察会を実施した。造成計画を知った市民から、限られた住民の個別的公園造成反対要求ではなく、地域住民の共同の利益を生む方向での政策変更を提言したが、公園造成計画を変更することはできなかった。しかし、この観察会がきっかけとなって翌年 1970 年 2 月に「多摩川の自然を守る会」が誕生して以降今日まで、地域住民が当事者として責任をもって行政と向き合い、住民の意思を住民運動によって実現していく活動の発展を見てきた。

また、公民館で女性問題の歴史を学ぶ講座に参加された市民の方が、職員や講師と共に学習を深める中で、歴史の中に存在していた女性差別を現在の自分の生活に置き換えることで、女性差別の歴史を学ぶのではなく歴史に学ぶことの重要さに気づいた。また、自分の言葉で人権を語り自分の肌で感じた平和を記すことで、人権と平和が人間存在の基本に位置付くことを理解していく過程も見てきた。そして、「ドイツ平和村」に自身がボランティアとして参加し、実際の戦争によって自身の体が障害を抱え、家族や仲間を失い、平和をうばわれ人権を失いかけた被害者の子どもを支援する活動を通し、今日、日本において平和を強く市民に訴える活動を展開している姿から、大人への学習支援の重要性を再認識することとなった。

そして、私自身が実施した公民館事業としての「自然観察会」や「自然たんけん隊」が継続して実施できたのは、その指導スタッフの育成に多くの時間とエネルギーを注いできたからである。スタッフ育成には、公民館での事業以外にも市民活動として学術調査が実施できる専門的な力量を形成する学習を積み重ねた。その人材の集積があってNPO法人を生み出すことができた。

自然保護活動の発生や発展の経緯を知り、公民館で平和や人権の学習を積み重ねた大人の学習としての成果、自然観察の蓄積や学術調査ができる学習などから、地域の住民が実際に体験を通して理解していく、あるいは新たな活動を展開していく実践に関わってきて、学びの主体としての個々の住民の意識の変容と発展の要素とは何なのか、自然保護活動や環境保全活動の中には住民自身が実体験を通して取り組むことで見いだせる、地域の主権者としての学びの道すじが内在しているのではないかと考えるようになった。

自然保護活動と公民館での学びの実践の中から、主体形成に至る学びの発展過程に共通部分が見いだせれば、今後の地域住民が主体となったまちづくりへの参加の方法論の一つとして、提起できるのではないかと思うに至った。

そこで、本研究において、自然保護教育の成立過程や「自然保護教育」の特徴と課題及び今日的意味を明らかにするとともに、東京での自然保護団体の歴史的発展段階と団体の活動実践や特徴の整理を試みることとする。そして、東京で活動している自然保護団体の中から、組織内での参加者相互の学習と組織として蓄積した実証的観察データをもとに、新たな環境ビジョンを創造する力をもつ団体を見いだし、その取り組みや学習を組織的に行っている団体の「教育力」を明らかにしたい。

次に、東京の自然保護団体の中で、行政と市民(市民団体)との「環境パートナーシップ」を構築した実践記録から、環境パートナーシップを構築する要件などを明らかにする。

多様なセクター間での環境パートナーシップ構築を果たすためには、地域の自治の主体者としての住民が主体的に参加するとともに、他のセクターとの合意形成を目ざす取り組みが不可欠であると思われる。市民セクターが新たな公共を担うための力量形成の過程では、「教育」の存在を抜きには考えられないが、現在のパートナーシップ論では参加している当事者レベルですべてを実現しようとしていることから、パートナーシップ論で不足しがちな「教育的な取り組み」を補完する必要がある。パートナーシップ論を補完する「教育がバナンス」という位置づけを明らかにしたい。

また、地域で実際生活に即した学習を展開する「自然保護教育」と、主権者たる住民への過程を学習の側面から公的に支える拠点としての公民館の役割を「主体形成に至る自己教育過程」とした視点から、共通部分を見いだし今後の学習方法論の一つとして考える。

そして、今日の生涯学習社会の中で地域課題を解決するためには、「私的」関心事から学習領域を設定する「生涯学習」では、公共課題の解決という学習領域の対応に限界があると思われることから、日本において多様で豊富な実践が蓄積されている社会教育実践から、地域の公共課題の解決の主体となる地域住民の「主体形成」の道すじを考えることとする。

具体的には、社会教育実践の拠点施設である公民館職員の事業評価システム作りの取り 組みを研究事例とし、住民の学習発展段階についての考察を行い、住民の学びの展開に新 たな指標を提示したい。

そして、地域住民の主体的な参加と協働によって生み出される地域の新たな公共を担う 実践を紹介する中から、ガバナンス構築にいたる要件を整理し、今後の教育ガバナンスの 在り方を提示する。

第2節 研究の背景

日本においては、第二次世界大戦前にも自然保護活動と思われる取り組み(1933年設立の(社)洗足風致協会、1934年「日本野鳥の会」設立)があったことは認識しているが、私の理解の及ぶ範囲の自然保護活動は戦後の活動や取り組みであるので、この論文を通して、戦後の日本の自然保護活動を考察することとする。

まず、戦後の自然保護活動はどのような経過と特徴もって、今日に至っているのだろうか。石川徹也は著書「日本の自然保護活動」の中で、「日本の自然保護活動は、戦後、長く国民の関心からはずされていたとみるべきだろう」(1) と指摘したうえで、その内容については、「花鳥風月の中に価値を見いだす価値のある自然が保たれている土地をいかに守る…(中略)…自然の改変や破壊の恐れがある土地に対して、いかに開発行為を規制し、自然を保護していくのかということが焦点となった」(2) としている。

そして、「自然保護」の先達と呼ばれる方々はどのように位置づけてきたのだろうか。 まず、沼田真は、「自然保護とは、自然を人間のために、よい状態で保存し、荒廃しない ように利用・維持・管理をし、ひいては改造することまで含めた広義の概念である。その 自然は、人間と敵対関係にある自然ではなく、人間がその一員である生態系の構成要素で あり、自然保護とは生態系の保全に他ならない。」(3) とした。また、人間のためとは、健 康な生活、衣食住などの資源、リクリエーション、研究、教育、美的干渉などであるとし ている。

福島要一は「自然の中の人間が、主体的に自然に働きかけ、また、自然によって生かされている、ということを歴史的にも、科学的にも明らかにしつつ、歴史の法則、科学の法則を踏まえていくこと、これは弁証法的な自然とその保護の考え方であろう」(4)と述べている。福島は、人間と自然の関係については、自然的環境と社会的環境は不可分であるとしているが、自然も固定的に捉えるのではなく、発展の過程としてとらえる必要があるとしている。

沼田真も福島要一も、1960年代~1970年代の自然保護活動を理論的に支えた研究者と位置づけられる。同時期の自然保護活動の実践者である酒井健は、「自然保護活動は単に野鳥などの自然における特定の対象の保護から脱し、(中略)私たちの生活環境の中における身近な自然の保護へと移行する傾向をはっきりと示し始めました。そしてこれらはまた自然を趣味や愛情の対象から、<人間の生存基盤>として見直していく運動の質的な変化をも意味しております」(5)と記しているように、1960年代後半から1970年代は、一般の市民

による、生活者の視点から身近な自然や環境の保護のための、住民運動をともなう自然保護活動が台頭してきた年代であることがわかる。そのことは、1968年に厚木市の緑ヶ丘団地で小川潔が中心になって活動を始めた「自然観察会」の活動などからも判明している。(6)

なお、1970年以前にも多くの自然保護活動があったことは十分承知している。現在の日本自然保護協会の前身である「尾瀬保存規制同盟」は1949年に、「三浦半島自然保護の会」は1955年に設立され、特に日本自然保護協会は1957年に文部大臣ほか、各方面に「自然保護教育に関する陳情」を行っている。「三浦半島自然保護の会」は、採集せずに、よく観察するという意味で「観る」という実践を進めたことは有名である。

地域住民が生物も含めた自らの生活環境の保護のため、自然保護の運動や活動に直接的 組織的に取り組みだすのは、千葉県の行徳で1967年に設立された「新浜を守る会」の活動 が最初であり、1970年代の自然保護活動の幕開けであったと思われる。なお、日本におい ての「自然保護教育」の歴史については、1950年代の初頭からいくつかの取り組みがあっ た。「自然保護教育の成立過程」については第一章で詳述する。

次に、日本の社会教育の歴史的特徴としては、1949年の社会教育法制定時に、政府関係者によっても「社会教育は国民相互の自主的な自己教育活動」としばしば明言され、なんらかの形で公権力が関与する公的社会教育と、住民自身の自主的な住民の教育・学習・文化やスポーツ活動など、大衆運動内部の多様な学習活動の二つの分野から成り立つと今日まで考えられてきている。

1946 年7月、「公民館の建設について」という文部次官通牒が全国の地方長官あてに発行されたことから、公民館の建設と公民館での社会教育実践が広がったとされている。その後、1963 年に大阪枚方市教育委員会が発行とされている「社会教育をすべての市民に」という冊子(「枚方テーゼ」)の中で、「社会教育とは何か」に応える形で「社会教育は大衆運動の教育的側面である」と記され、この一文が今日まで社会教育の性格を一言で言い表しているといわれてきた。

枚方テーゼの時代的背景としては、1962年に閣議決定された「全国総合開発計画(全総)」による農村から都市への人口集中が始まった。農村では信濃生産大学や農民大学と呼ばれる学習が、青年を中心として展開していた。一方都市部では、重工業生産を主とするコンビナート設置などの大規模開発優先政策に巻き込まれ、都市生活者としての生活課題と向き合う様々な学習、生活学校、自治意識を育てる学習などが実施さていた。都市部での公民館では、農村から都市部へ移住してきた新たな住民同士と新旧住民の交流する場なども

求められ、多様な学習が実践された。この時代には、地方自治体では生活基盤の遅れが目立ち、地域課題を学習課題へといった公民館職員の地域課題に即した取り組みが実践されていた。

枚方テーゼ以降、公民館と公民館職員の役割を、教育専門職と自治体労働者という2つの側面からまとめた「下伊那テーゼ」(1965年)、都市における公民館の機能を中心として東京三多摩地域の公民館職員や研究者が「公民館三階建論」を公表した。この「三階建論」は、後の「新しい公民館像を目ざして(三多摩テーゼ)」に至るものと評価されている。

1974年、東京都教育庁が発行した「新しい公民館像を目ざして(三多摩テーゼ)」は、三多摩各自治体の公民館づくり運動の理論的な柱となって、多くの自治体が参考にしたものである。

社会教育法に関しては、今日まで数回にわたり一部改正が行われた。大きな改正としては、1959年4月の社会教育関係団体に対する補助金支出禁止規定の削除等がある。

2001年には、教育改革国民会議報告(2000年12月)等を受けて、学校・家庭・地域の 連携を推進するため、家庭教育の向上のための社会教育行政における体制の整備及び社会 奉仕体験活動、自然体験活動の促進等を中心に一部改正が行われた。

社会教育法の一部改正の背景には、臨時教育審議会、中央教育審議会、社会教育審議会、 生涯学習審議会等における社会教育や生涯学習に関する様々な答申や建議があり、それら はそれぞれの時期における施策推進上の指針として重要な役割を果たしてきた。中でも、 1971年4月の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方に ついて」は、社会的条件の変化によってもたらされている社会教育の課題を踏まえ、社会 教育の内容、方法、団体、施設、指導者の各項目について、社会教育が担うべき役割とそ の基本的な方向を指摘した。その上で、社会教育行政の役割と当面する重点事項について 提言し、その後の社会教育行政に大きな影響を与えた。

これに対して、千野陽一は「国家教育権の主張の根づよいあらわれとして大きな問題を はらむものといわなければならない。」と警告をしていた。(7)

また、「教育領域」への市場化参入を図る経済界からの要求も、1979年の経済同友会の教育制度改革に関する提言「多様化への挑戦」発表に、かいま見ることができる。

法律の改正に際しては各審議会等が果たしてきた役割は大きいが、同時に社会教育推進 全国協議会からの法律の改正に対する問題点の指摘や、反対する動きもあった。

以上、社会教育の流れを概観したが、松田武雄は、日本における公民館の歴史的特質と

して、「住民により身近な地域に設置され、そこを拠点にして住民どうしが生活感覚を共有 しながら交流し、学び合い、互酬性や信頼性、連帯性を培うような地域社会形成が営まれ てきた」と分析している。(8)

第3節 研究の対象と方法

まず、自然保護教育に関する歴史研究として、特に自然保護教育推進の担い手としての個人と団体に注目して、時代背景とのかかわりを考慮しつつ、事実関係を追いながら整理する。

文献調査のほか、金田平、柴田敏隆にインタビューをして歴史的経緯を知るとともに、 文献等で得られた事実を確認し、また当事者の思いを把握した。そして、自然保護教育推 進の担い手としての個人と団体を代表するものとして、中西悟堂と日本野鳥の会、下泉重 吉・青柳昌宏と日本生物教育学会、金田平・柴田敏隆と三浦半島自然保護の会、東京教育 大学野外研究同好会、小川潔と自然観察会を取り上げた。

次に、現東京都環境局自然環境部計画課が発行していた「自然保護民間団体名簿」から、 主たる目的を「自然保護活動」としている団体を抽出し、特に継続的で系統的な組織内学 習活動を伴った団体を明らかにする。そして、その団体の中で実践された「自然保護教育」 から、その特徴を明らかにする。

そして、抽出された団体が、多様なセクターとの合意形成や行政に対しての政策提言能力を獲得する実践とその経緯などを調べることから、環境パートナーシップ構築に至る要件を分析する。そして、実際に実現された環境パートナーシップを詳細に検討する中から、環境パートナーシップ論では不足しがちな視点を明らかにし、パートーシップ論を補完する新たな視点としての「教育ガバナンス」を提起する。

また、地域課題の解決の取り組みに自主的に参画し、他のセクターとの協働の取り組みを行う自立した市民の学びについては、公民館職員の事業評価システム研究過程から明らかにする。

さらに、今日、全国の地方自治体が今までの社会教育パラダイムの変換を迫られている 状況を分析する中で、地域の主権者としての個々人がどのような協働の取り組みが可能な のかを、今後の課題として提起する。

第4節 論文の構成

本論文は、地域の主権者としての当事者意識をもつ住民が主体となって、地域の課題を解決・解消していく必要があるという、これまでの社会教育実践の中で培われてきた従来の社会教育パラダイムを重視している。しかし、現状はグローバリゼーションが進み市場経済の影響を受けている今日の地方自治体の中で、従来の社会教育パラダイムが維持できなくなっているとの認識がある。

しかし、「公的な責務は、一般に、市民に最も身近な当局が優先的に遂行するものとする」 といった近接性の原理の公共哲学を参考に、今後の地方自治体内で住民と自治体との新た な協働によって住民自治が実現するとの仮説の下、以下のように構成されている。

序章では、今日において、なぜ「自然保護教育」の視点が重要なのかという問題意識を明らかにする。そして、これまでの自然保護活動の成果の中に、今後の持続可能なまちを創造するための住民自身の力量形成を可能にする教育的な仕組みがあるとの仮説から、「自然保護教育」や環境保全に関する実践、日本の自然保護活動の特徴と日本の社会教育の歴史的経過の中での成果といったことから研究を進める。そして、研究の背景、研究の対象と方法、本論文の構成を述べる。

第1章では、日本における自然保護教育の成立過程を明らかにすることで、時代的制約の中で行われてきた自然保護教育の重要な要素・要因を述べる。自然保護教育の歴史研究を中心とするが、その特徴と課題も明らかにする。

第2章では、現東京都環境局自然環境部計画課が作成してきた「自然保護民間団体名簿」から、東京における自然保護団体の生成と発展を明らかにする。そして、自然保護を主たる目的とした団体が多様なセクターとの合意形成を果たし、パートナーシップを構築した事例を研究する。それらの事例の中に見られた自然保護団体の組織内の「教育力」を明らかにする。

第3章では、パートナーシップを補完する教育ガバナンス構築という枠組みを、住民の 学習発展モデルや非数値化評価指標を見いだした公民館職員としての事業評価システム構 築の取り組みと、地域の住民が主体となって地域課題を解決してくために実際の取り組み や先行研究から、多角的に考察する。

また、ガバナンス構築に至る住民の学習条件の整備と実際の学習支援をしてきた公民館職員の取り組みをより深く研究するため、公民館での長い学習経験を有する複数の市民へのインタビューによって、各自の学習の深まりに向けてどのような要素が必要だったのか

を明らかにする。

終章では、これまでの研究の総括として、各章の成果と、総合考察、そして現時点での 研究課題を明らかにする。

【参考文献】

- (1) 石川徹也「黎明期から環境庁誕生まで」『日本の自然保護活動』、平凡社新書、2001 年、P11
- (2) 同上 P19
- (3) 沼田真『自然保護と生態学』、共立出版株式会社、1973年、P2
- (4) 福島要一「自然保護とは何か」『自然の保護』、時事通信社、1975年、P21
- (5) 酒井健「自然保護活動の指向するもの」『自然の保護』、時事通信社、1975年、P133
- (6) 小川潔「自然保護教育」『環境教育への招待』ミネルバ書房、2002年、P9
- (7) 千野陽一「権利としての社会教育」『現代社会教育論』、新評論、1976年、P16
- (8) 松田武雄「自治体改革のもとでの社会教育ガバナンス」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』 東洋館出版、2009 年、P181

第1章 自然保護教育の成立過程

第1節 はじめに

日本の環境教育を歴史的に振り返ると、1957年に日本自然保護協会が、自然愛護を学校 の各教科で強調するよう求めた「自然保護教育に関する陳情」を文部大臣ほか各方面に提 出し(財団法人日本自然保護協会,1973)、日本生物教育学会も 1970 年に生態学を基盤と した自然保護教育の推進の要望書を出している(日本生物教育学会,1971)。小川潔(1977) は「自然保護教育論」の中で、事例として公害問題の文献をあげ、自然保護と公害問題を 一体としてとらえている。福島要一(1985)は「公害」と教育、および自然環境保全の問 題を取り上げ、それぞれで公害教育と自然保護の教育を紹介している。小川(1982)はま た、環境教育という用語の使用以前からの環境学習実践として公害教育と自然保護教育の 存在を指摘している。さらに沼田眞(1996)は、「環境教育は、自然保護教育(自然教育、 野外教育、自然誌教育を含む)と環境保全教育(スタートとしての公害教育、環境問題教 育、環境科学教育を含む)から成り立つ」と述べ、鈴木善次(1994,1996)は、1960 年代 からの公害問題への意識高揚を背景に1970年代に社会科で公害教育が行われ、一方で前述 した自然保護教育の要望書にふれ、その後、公害の質の変化から広く環境問題へと普及・ 定着していったとしている。さらに川嶋宗継らは著書「環境教育への招待」の構成におい て、環境教育へ至る前史として自然保護教育と公害教育を位置付けている(川嶋ほか編, 2002)。これらの文献の共通認識から、社会的公正を重視する公害教育の流れと、自然環境 の保全を重視する自然保護教育という二つの源流をもって、今日の日本の環境教育は成り 立っていると考えることができる。

本稿は自然保護教育に焦点を当てて論じるものであるが、その展開上必要な事項としてもう一方の公害教育との関連を概観しておく。公害教育の歴史的背景としては、日本の高度経済成長期にあたる1960年代から1970年代前半にかけて日本各地で発生した、「激甚型産業公害」とも呼ばれる人間の生命と財産に重大な影響を与え地域社会の破壊に至るような公害への教育的対応として登場し、1971年には文部省の学習指導要領が改訂され、小・中学校の社会科の中に公害問題が取り上げられるようになった。

宮本憲一(1989)は「環境経済学」のなかで、沼津市・三島市・清水町の石油コンビナート建設計画に対し、住民や教師が中心になって学習会を開催しながら展開した1963年の市民運動を、日本の近代的人権を主張する最初の市民の運動であったとし、さらにこの運

動は視聴覚教育と住民による調査を土台とした学習運動であり、この運動の衝撃が日本で環境教育を生み出したと述べている。宮本はまた、公害や自然破壊を未然に防ぐことに成功した運動に共通する特性として、(1)地域の特徴となる景観と生態系を守るという運動の正当性、(2)感性的拒否感から理性的反対へ転化していく科学的学習運動、(3)地域での多数派形成、つまり、地方自治を生かした運動などを指摘している。ここには地域と科学性に立脚するという観点がある。さらに宮本は同書において、環境の質の維持・向上は教育によるところが大きいこと、公害の現場での体験学習、自然観察や栽培など自ら汗するフィールドワークを行わなければ、環境の意味はわからないと述べている。

同書では公害とともに自然環境の破壊、景観の問題が繰り返し取り上げられている。宮本 (1992) は水俣病を事例として、環境問題は個別の現象を教えるだけでなく、環境問題の本質にせまる必要性を強調し、自然破壊や景観問題は公害より複雑ではあるが、本質は共通していると述べ、公害問題と自然保護を含めた環境問題の連続性を示している。

公害教育は、1970年代前半に大きな教育活動となったが、公害問題を当事者の立場に立ってとらえられる教師があまりにも少なく、多くの学校現場ではよそ事としか扱えなかった。新田和宏(2003)は、公害防止のための多額の設備投資や石油危機がきっかけとなった高度経済成長の終焉があり、加えて、ごみ問題、生活排水問題や自動車利用の問題などのように、被害者と加害者が重複する「生活環境問題」に社会的関心がシフトして、「公害は終わった!」という意識が一般化し、その結果、公害教育の勢いは衰えたと述べている。また、1962年から始まった全国総合開発計画(全総)や新全総、三全総と続く日本全体の開発と消費拡大の流れの中で、国民の意識を、生命と人間としての尊厳・社会的公正から、"文化的で便利な生活"へというような私的な関心ごとへと大きく変化(すり替え)させてしまった背景もあったと言えるだろう。

一方の自然保護教育に目を転じると、安東(1972a, 1972b, 1972c)によれば、中学校生物教育は明治時代から、分類と形態を主とする個体レベルの観察が中心で、断片的知識の羅列や国の発展を反映して実利目的の教育となっていった。1935年の中等一般理科で、自然界の平衡、食物連鎖と個体数の調整が出てきて、自然保護の基礎となる科学性がようやく見られるようになったが、教師の方はこれに対応できず、旧態の教育が続けられた。その後、学習指導要領に「生物資源の保護」(1951年)、自然と人間生活の関係の認識、自然の保護・利用への関心を高める目標(1958年)、自然界の事物、現象の調和の認識が生命尊重の態度を養い、自然の保護に対する関心を高めること(1969年)が加わった。さらに

安東(2004)によると、小学校では明治以来、実物教育という自然観察の下地があったが、一般の尋常小学校では、標本を用いた観察や教科書の記載をなぞるだけの観察も多かった。 1941年に低学年理科において、自然に親しむこと、自然事象を全体的に把握することなどがうたわれ、直観的視点の自然観察が位置づけられた。同様の指摘は、柴田(1975)にも見られる。

青柳昌宏(1975)は、明治以来の日本の学校教育では自然愛護が掲げられ続けてきたことと、1960年の高等学校指導要領に自然保護の趣旨が謳われたが、指導法の確立がないことは現場でははぶかれてしまったと指摘している。さらに青柳は社会教育分野での自然保護教育にふれ、戦前戦後の「むさしの自然研究会」の時代、「三浦半島自然保護の会」と「東京教育大学野外研究同好会」の時代、自然観察会の乱立と自然保護教育の定着準備の時代とに区分している。

このような自然保護関係の教育史と環境をめぐる時代背景の中で、自然保護教育は公害教育よりやや早くおこった。ともに環境問題に起因しているとはいえ、これらふたつは区別され、特に自然保護教育の側からは融合の動きは限られていた。その背景は何だったのか。自然保護教育と公害教育の共通点はなかったのか。また自然保護教育が何をミッションとしてどのように形成されていったのか。さらに、自然保護教育は環境教育にとって単なる時間的な前史にすぎないのであろうか。こうした視点は日本の環境教育の性格を考える上で、たいへん興味深い。

本稿では、青柳(1975)が自然保護教育の歴史的過程に関して社会教育への定着準備期と指摘した1972年以降に自然保護教育の成立期があるとみて、多様な実践や論争などがあって、ひとつあるいは複数の考え方や実践雛型が定着する段階を成立の指標と考え、日本における自然保護教育の成立過程について、その草創期から1980年代に至るまでを中心に明らかにし、自然保護教育の特徴と課題を検討したい。

第2節 研究方法

本稿の執筆者の一人である伊東は、公民館職員として講座等の開設を通して、自然保護教育に関係する人々と交流を持つとともに、福生市で地域の自然観察団体を育成してきた。 そのなかで、地域住民が当事者意識を持てる範囲を対象として、地域の課題を系統的・継続的に学び、問題の把握と解決のための実践的能力を獲得する環境学習の重要性に気付き、環境教育実践の視点とするようになった。同じく小川は自然保護運動を担うとともに、そ

の一つとしての位置付けから、1968年より「自然観察会」というグループとそこから派生 した活動を中心に自然観察やまち歩きなどのフィールドワークを主たる方法として自然保 護教育実践を続け、自然環境と住・生活環境を一体としてとらえて環境価値の変革とそれ を日常生活意識のなかへ導入する努力を重ねてきた。本稿の基本的方法論は、二人のこう した視点を基に、経験や文献調査結果を月1回のゼミを通して出しあい、3年間をかけて 討議する中でそれらを整理し論点を見つけることであった。本稿はその結果として、自然 保護教育に関する歴史研究と位置付けられるが、特に自然保護教育推進の担い手としての 個人と団体に注目して、時代背景とのかかわりを考慮しつつ、事実関係を追いながら整理 した。これは自然保護教育が形成されていく過程において、個人や団体の使命感や思い、 議論と実践の場が自然保護教育形成の推進力として大きな役割を果たしたと判断したから である。そのため、文献調査のほか、自然保護教育の草分けとして知られる金田平、柴田 敏隆にインタビューをして(それぞれ、2000年9月14日、2007年10月9日)、歴史的経 緯を知るとともに文献等で得られた事実を確認し、また当事者の思いを把握した。これら インタビューと、自然保護教育の歴史にふれた青柳(1975)と金田(1977)の文献から、 自然保護教育推進の担い手としての個人と団体を代表するものとして、中西悟堂と日本野 鳥の会、下泉重吉・青柳昌宏と日本生物教育学会、金田平・柴田敏隆と三浦半島自然保護 の会、東京教育大学野外研究同好会、小川潔と自然観察会を取り上げた。さらに、故人と なった下泉重吉の最後の弟子とされる湊秋作にヒアリングを行い(2007年9月26日)、下 泉のひととなりについての体験を共有した。中西悟堂について、彼の研究をしている日本 野鳥の会東京支部長の西村眞一からヒアリングをするとともに(2006年5月9日、7月11 日、9月12日、また11月14日には講演をしてもらったがここには中西悟堂の長女である 小谷ハルノの参加も得て、関係者との懇談を持った)、西村の中西に関する著述の要約を試 み、その一部を本稿で使用する許諾を得た。

また本稿では、現代環境教育のなかでの自然保護教育の位置づけを求めるため、前述した宮本憲一の公害や自然保護を内包した環境問題解決への観点や、生態系保全、社会的公正、倫理性、文化的多様性と地域性などの持続可能性に代表される環境教育の今日的課題に照らして、それぞれの時代の自然保護教育の事実と特徴の確認および評価を試みた。

第3節 日本の自然保護教育の源流と展開

(1)中西悟堂と日本野鳥の会

日本野鳥の会は会員約5万人を有し、各県に支部を持つ国内最大の自然愛好団体であり環境NGOといえるだろう。会の目的に、「自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設け、また野鳥に関する科学的な知識及びその適正な保護思想を普及することにより、国民の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に資すること」を掲げ⁽¹⁾、日本各地の支部によって、ほぼ毎週野鳥観察会が実施されているほか、野鳥の生息環境を保護する取り組み、絶滅危惧種の保護・保全のための調査研究、法制度の改善、野鳥や自然のガイドなど、野鳥や自然を守る事業、野鳥や自然を大切に思う心を伝える活動を全国で実践的に展開している。この会の創始者であり、長年にわたって会を率いてきたのが中西悟堂であった。日本の自然保護教育の担い手の多くが、野鳥の会の会員または何らかの影響を受けた人々であると考えられるので(金田、1977)、日本の自然保護教育の先駆的存在として中西を抜きにはできない。そこで、中西の生い立ちから野鳥にかかわる活動までをまとめた西村眞一の叙述(西村、2007)と思い出話から、中西の位置づけを探りたい。

中西は 1895 年石川県金沢市に生まれ、病弱のため秩父の寺に預けられた。この修行の過程で野鳥との触れ合いも始まった。1907 年には深大寺に預けられ、15歳の時に得度し法名を悟堂とした。その後、曹洞宗学林に入学し文学書、思想史、文化史などを読むようになった。

中西は1926年から現在の世田谷区北烏山で木食(もくじき)生活を始め、近くの雑木林にゴザを敷き、読書と野鳥や昆虫の観察をしていた。1929年には現在の杉並区善福寺に引っ越した。

1934年3月、鳥学者や文化人12名による日本野鳥の会創設を呼び掛けた会合で、中西悟堂や内田清之助は、会の趣旨を日本全国に鳥を愛する思想を普及することと述べている。同年6月に静岡県の富士山麓の須走にて、日本で最初の探鳥会が開催された。この会の参加メンバーは、柳田国男、北原白秋、金田一京助、荒木十畝、奥村博史など、当時の文壇画壇の著名人たちであった。

第二次大戦後、日本野鳥の会は中西を先頭にして、野鳥捕獲用カスミ網の使用禁止を実現し、野鳥の生息環境を保全するためのサンクチュアリづくりを 1976 年頃から着手し、1981 年に苫小牧ウトナイ湖にそれを誕生させた。

こうした中西と日本野鳥の会との経緯から考察すると、日本野鳥の会は大正、昭和前期 の時代を背景に、牧歌的で高尚な趣味を共有できる人たちから出発した歩みではあったが、 第二次大戦後は大衆的団体として国民的影響力を持つに至った。その中心に常にいた中西 は、1984年12月に89歳の生涯を閉じるまで、鳥学者でもない一民間人でありながら、野 鳥の保護や生息地の保全などの仕組み作りをしてきた。同時にそのことは、研究者でない 自然愛好者が自然保護にかかわる場をつくったことを意味している。中西は木食生活中に ソローの「森の生活」などを読み、「木食生活は自然との一体感を養い、鳥,昆虫、魚、蛇 などをじっくり観察する時間でもあった」と述べ(小林,2007)、遺稿集「野鳥開眼」の中 で、少年時代に秩父山中で行った荒行体験がこの生活を維持させたことにふれ、さらに「私 自身のこのような生活こそ至福の一つの見本かと思い、また仏教で言う『無一物中無尽蔵』 とはこのことかと思ったこともあった。」と書いている(中西, 1993)。また、『飼う』『捕 まえる』『食する』というそれまでの野鳥を取り巻く環境のもとで、「野の鳥は野に」とい う主張を掲げ、野鳥は一個人の所有物ではなく国民の感情生活に潤いを与えるものだとし た。このように仏教的世界観を背景としてバードウォッチングという西欧風の自然接触法 を日本文化として根付かせた中西と日本野鳥の会の活動は、伝統的自然趣味である野草の 採集と栽培および野鳥の飼育に代えて、のちの自然保護教育を考える上で重要な、野外の 自然を現場で非採集の方法で理解し楽しむという特徴を備えていった。さらに、中西の文 芸作品も、自然保護・野鳥保護へ指向する人を輩出するのに役立った(金田, 1977)。これ らの視点をもとに考えると、中西は自然保護教育を支える文化的基盤と方法づくりに大き な貢献をした実践者と位置づけることができる。

(2)下泉重吉の自然保護教育

下泉重吉は1901年、徳島県三好郡三加茂町に生まれ、小学校訓導(教師)から東京高等師範学校卒、茨城県教諭、高等師範学校助手を経て、1932年に東京文理科大学卒、東京高等師範学校教授を務めた後、東京文理科大学助手時代にヤマネをテーマとするに至った。1949年東京教育大学教授、1964年同名誉教授、さらに1973年都留文科大学学長となり、1975年世を去った。この間、科学教育研究会(1951)、日本生物教育学会(1957)、東京都自然保護協会(1967)、山梨県自然保護教育をすすめる会(1974)を設立、科学教育に力を注ぎ、1960-70年代には自然保護教育にたびたび提言をしている(下泉美冬,2003;財団法人科学教育研究会,2000)。

下泉の自然保護教育観は日本自然保護協会の機関誌「自然保護」123 号に凝縮している (下泉重吉, 1972) ので、以下に要約する。彼ははじめ、生態学から自然保護に入ったの で、景観を守るというような自然保護には抵抗があった。生態系の構造が複雑なほど平衡 は安定する。だから生物の世界は平和である。それで、生態系の探求過程が自然保護思想を培うという発想であった。彼は、自然保護教育は自然保護思想を培い強化し、自然を保護するために行動する人間を養成することであると書いている。彼の自然保護教育の柱は、(1) 主として幼児期から家庭教育で行う「しつけ」(自然物をむやみに損傷しない態度を身につけさせること)、(2)「情操」(特に幼児期に重要な自然の美への感受性を高めること、(3)「科学」(自然保護を科学的にとらえること)の3つである。

下泉は自然保護教育の提言として、母親への自然保護講座の実施など8項目を示しているが、なかでも自然保護教育の指導者養成に着目して、教員養成大学における自然保護学の必修化、教員再教育や教育行政担当者の研修への自然保護教育の導入、ナチュラリスト養成のために教員養成大学に講座と認定制の設置を主張している。

彼はまた Conservation を、人類の生存のための自然の賢明な利用と位置づけ、そのため自然のしくみ(生態系)の理解が不可欠とし、公害を無機環境の破壊・人工物質の生態系への浸透ととらえ、物理も化学も産業が公害を起こしていることから、自然保護教育を考える必要があると述べている(下泉, 1971)。

なお、日本生物教育学会で、下泉を支えて「生物教育」の編集等で活躍し、自然保護教育の確立に役割をはたしたのが青柳昌宏であった。青柳は学生時代を下泉重吉のもとで過ごし、和歌山県の高校教師を経て、東京教育大学附属盲学校副校長を務めた。柴田の話や青柳(1985)によると、青柳は高校教師の時代に、内地留学で下泉研究室に滞在し、金田平と知り合ったという。青柳は、高校内に日本自然保護協会の「自然保護」や三浦半島自然保護の会の「自然のたより」を掲示し、生徒のクラブ活動で「自然のたより一紀北版」の出版や自然観察会等を実施し、また、「金田平は自然保護活動の師」と呼び、生命尊重、生態系重視の金田の活動が自己の自然保護教育の手本であると述べている(青柳,1967)。

柴田の言葉を引くと、青柳は生涯教師であり、理詰めな人であり、自然保護教育の理論的柱を担った。青柳(1975)は、多数の先行文献を整理して自然保護教育の全体像を提示し、その中で、自然保護教育の特徴として、自然教育とは関連はあるが同一ではないこと、知的理解の基盤として生態学教育が必須であること、自然保護の思想と行動力を持った人間を創造することをあげている。また、自然保護が国民的関心事ではない状況のもとで、一般書の充実、カリキュラムの作成、リーダーの養成を自然保護教育の急務とした(青柳,1972)。また、「生物教育」に自然保護教育文献集を資料として残している(青柳,1973)。この時代、日本自然保護協会の「自然保護」誌と日本鳥類保護連盟の「私たちの自然」、

日本生物教育学会の「生物教育」は、当時の日本において自然保護教育が依拠する数少ない情報発信の場であった。

一方、下泉は生態系や進化の重要性に加えて、生命の畏敬が自然保護の基本であること、自然界のバランスを崩さないよう、謙虚に手助けすることが自然保護である、自己および子孫が健全な生活を送れるようにすることが自然保護の考え方だと、山梨県自然保護教育をすすめる会創立大会記念講演(1974.01.26)で述べている(財団法人科学教育研究会,2000)。

下泉の最後の弟子となってヤマネ研究と自然保護教育を引き継いだ湊秋作によると、下泉はヤマネ研究に終生こだわるとともに、めんどう見のよい師であったと述懐している。 下泉は都留文科大学学長になってからも「保育園の園長になりたい」と言っていたが、これは子どものその年齢が自然接触に重要な時期であり、教師体験を通して下泉に子どもとの接点があったことが教育者であり続けたいと願わせたのであろうという。

下泉は都留文科大学学長時代の1974年より、田辺国男山梨県知事の意をくんで、山梨県の学校教育に自然保護を取り入れるため、カリキュラムづくりや教員研修に熱心に取り組んだ。その取り組みは、教師の組織である山梨県自然保護教育振興会、県の教育行政と学校による山梨県自然保護教育推進委員会に引き継がれ、カリキュラム開発、自然観察路設置や研修が続けられてきた(丸茂高男,1978,田辺国男,1978,広瀬俊将,2000,下泉美冬,2003)。

下泉は1960年に日本自然保護協会の理事となり、さらに福島要一(1975)によると、1964年から学術会議自然保護研究連絡委員会で下泉が自然保護とその教育について連続シンポジウムを企画し1965年のシポジウムで「自然保護思想の普及」という言葉を用い、ここに話題提供者として金田を呼んでいることから、下泉の自然保護教育観が熟していったのは1960年前後からと推定される。

下泉は生物教育の歴史を受け継ぎつつ、自然保護教育に生態学を導入して自然科学教育と接点を持つものとして初めて顕在化させる役割を果たし、欠けていた教師トレーニングを実現させた。また、下泉は自然科学の視点から、自然保護・公害問題を統一的にとらえた。そこには生態系保全という、持続性確保の基礎的視点があった。しかし、それは自然科学の視界の中でのことだった。教育と研究という世界を基礎とした下泉の自然保護教育には、次の時代に特徴となる開発現場で直接自然を守るとか、絶滅の危機にある特定の生物を具体的危険から守るという経験が欠けていた(たとえば、ヤマネの天然記念物指定に

対して違和感を持っていた)ため、公害や環境問題を自然科学と心情という側面でのみで とらえるという段階にとどまり、特に公害問題で重視される当事者性は備わっていなかっ た。同時に、自然の知識・理解がおのずと自然保護に到達するという、楽観的自然保護教 育観も見て取れる。

また下泉には、宮本憲一が指摘した環境問題の予防的運動の観点のうち、地域性の意識が弱く、地方自治という視点は念頭にはなかった。それは下泉が教師教育に力を注いだ1940-60年代という時代が、「激甚型産業公害」がまだ世間に露呈する前であり、沼津・三島・清水の運動などいくつかの事例を例外として、自然科学系の研究・教育者が自己の専門領域にとどまり、まだ環境市民運動の中核を担う広い視野で活動するには未成熟な段階であった反映とも言えよう。

下泉の自然保護教育のもう一つの特徴である心情の重視という点は、幼児教育への姿勢に端的に表れていた。教育者としての下泉が提起した考えは、その後の自然保護教育に引き継がれていき、さらに 20 世紀末には、レーチェル・カーソンのセンスオブワンダーの再評価を生んだ、環境教育の流れの国内的ルーツの一つになったと考えることができる。

(3)金田平・柴田敏隆の自然保護教育

現在、自然保護教育という名称で自他ともに呼ぶ環境教育の一領域を築いたのが、三浦 半島自然保護の会を舞台に活動した金田平と柴田敏隆である。金田と柴田からのヒアリン グによる、三浦半島自然保護の会の発足の経緯と二人の問題意識は次のようなものであっ た。

三浦半島自然保護の会は、金田と柴田が中心になって 1955 年に創設された。1959 年から、「自然のたより」を発刊、三浦半島を中心に月例の自然観察会を継続して開催し、自然に親しみながら自然を理解し、自然保護を考える活動や政策提言を行ってきた。三浦半島自然保護の会発足当時の社会的背景としては、1950 年代、京浜地帯の人口増加と首都機能集積に対応する観光などの利用・開発が三浦半島で進められていた。三浦半島自然保護の会が発足した当時、金田は高校の生物教師、柴田は中学の教員をしていたが、金田の勤務校の生物部を柴田が在学時に創建し、そこへ柴田の妹や教え子が進学して生物部で活動したことを契機に二人が出会って、互いの自然保護への考え方がたいへんよく似ていることから親交を深めていった。この間のいきさつは、柴田(1976, 1985) にも同様のことが記されている。

教員である金田や柴田は、学校での自然保護教育を妨げる要因として、生理学に重点を置く理科、野外教育は採集か体育系のファイアー・歌・ゲームに終始していることをあげ、環境価値を教えられる教科は理念にふれられる国語であると、間接的ではあるが学校教育の問題点を指摘している(金田, 1975)。

三浦半島自然保護の会に参加し、後に「自然観察会」という名称の会を始めた浜口哲一(前・平塚市博物館長)によれば、生態学的仕組みにのっとった自然保護と適切な利用という考え方にそった観察会や保護すべき自然の調査、特に毎月の観察会は、採集はせずにフィールドマナーを守って自然に接するという基本姿勢で、そのテーマは幅広く多岐にわたり、浜口にとって動植物に対して幅広い関心を育てることにつながる、ナチュラリストとしてのまたとない修行の場だったという(浜口,2000)。三浦半島自然保護の会がその後ずっと今日に至るまで、浜口の人生を決定するだけの出会いであったことがわかる。

三浦半島は東京から1時間で行ける自然豊かな場所であり、東京からやって来る採集者が多かった。そこで期せずして採集をしない自然の学習を考えていた二人は、三浦半島自然保護の会の発足当初から、「採らない・殺さない・持ち帰らない・私物化しない」という採集否定を前提とした自然観察会を実施、また「観る」というキャッチフレーズを作った。柴田の述懐によると、生物を採集して標本とするやり方に対して、第二次大戦による人の殺害や死体の状況をじかに見た体験からは、他の生物なら殺してもよいとする感覚は容認できなかったという。これは柴田(1976)にも記されている。また、金田が学生時代、野外観察をよくした「むさしの自然研究会」に参加した経験があることも、自然保護教育を身につける下地となっていたという。採集しなければ自然は理解できないという採集肯定論に対し、金田や柴田はしばしば、野外で対象の自然との距離を保って行われる野鳥観察を引き合いにして、非採集の方法がすぐれた自然理解の方法であると主張してきた(金田,1967,柴田,1976)。

また、柴田によると、日本鳥類保護連盟で山階芳麿が子ども向け雑誌を企画し、金田・柴田が参画した。これは同連盟の機関誌「私たちの自然」の発刊のことである。そこでここでは主として「私たちの自然」400 号記念号(1995 年刊行)に掲載された、同誌発刊の経緯にかかわる記事から引用しておく。

日本鳥類保護連盟は1947年に発足し、山階芳麿が小中学生を対象に、アメリカ・オージュボン協会のジュニアクラブのような組織を目指した(松山,1995,金田,1995,柴田,1995)。もともと山階は鳥だけを念頭にしたわけではなく、鳥獣をはじめ野生生物全般を対

象に考えていた(金田, 1995, 津戸, 1995, 筒井, 1995)。それで「私たちの自然」には鳥に限らず、動植物の記事が掲載された(金田, 1977, 1995)。読者層としては、児童生徒、教師、PTA が想定された(杉森, 1995, 村本, 1995)。

当初は「私たちの自然」の刊行と平行して、「Conservation 教育」というガリ版刷りの印刷物を配布し、あいまいだった自然保護の概念を明確に規定していった(柴田,1995)。その内容は、論説・時事問題・紀行などの文字だけの印刷物であった(杉森,1995)。

「私たちの自然」と「Conservation 教育」を生み出した編集会議には、松山資郎、高島春雄、浦本昌紀、高野伸二、金田平、柴田敏隆、吉良幸世、柳沢紀夫らが集い、後に内田康夫、矢野亮、千羽晋示、松田道生、浜口哲一が加わった(柴田,1995; 内田,1995; 矢野,1995)。そこでは、鳥談義に始まり、新しい生態学の基本原理が紹介され、欧米の近刊書や雑誌が回覧され、「益虫・害虫の概念はもう成立しない」、「トキとスズメは同等」、「落ち葉にも石ころにも生き物のニッチがある」といった科学的自然保護の立場を子どもたちにいかに広めるかなど、深夜まで議論があった(内田,1995)。矢野亮(前国立科学博物館附属自然教育園主任研究員)は、そこでホットなニュースや観察テクニックを教えてもらい、編集会議の体験が自然保護教育実践活動上の参考になったし、現在も変らずに自分の活動の底流となっていると述べている(矢野,1995)。1960年に創刊された「私たちの自然」の編集会議が、1960年代初頭から70年代初めまでの自然保護および自然保護教育の議論とその共有化、実践を生み出すサロンの役割を果たしていたと言える。

金田・柴田は、丹沢自然保護協会で森の学校が開かれた折り、子どもたちとその指導者のキャンプログラム試行にも参画した(金田,2001)。三浦半島自然保護の会がつくった自然保護教育の基本的な学習スタイルは、こうして試されながら、1978年に発足した日本自然保護協会の指導者養成システムを通じて全国に波及していった。そこでは特に、形態・分類・系統学の知識より、生態学の知識が自然保護に役立つので、生き物の暮らしを見ることを強調し、生物の名前をただ教えるこれまでの自然教育ではなく、名前づけや図鑑を調べるという手法を観察プログラムに入れることを奨励した。

ところで、金田の自然保護観は、人間が自然の一員であり、その人間の生活が前提となる以上、「自然保護」は Conservation の立場をとり、自然保護の意識は、自然が共有財産であり、末代までも残し使えるべきものであると考えることで成立する、即ち基盤として自然を「公」とする概念が必要であると述べ、あらゆるところに都市化が進み、すべてが過密の倫理で処理される現代、「公」倫理はすべての基盤というべきであると指摘している

(金田, 1972)。ここで金田は、「公」の意味を共有する自然の持続的利用ととらえている。

また、日本伝統の自然趣味が、豊かな自然への甘えと、自然私物化という公倫理欠除の基であったとした上で、自然保護のために、生きたままの生態系、その環境とのからみや生物相互作用がとらえられなければならないこと、生物の名前や形よりも、生物の生活そのものや仲間同士の関係、共同生活者との関係などから受ける感動や驚異の念が重要だと指摘し、採集否定を根拠づけている。そして、自然保護は究極的には哲学や幸福論に行き着くが、まずは自然のしくみの理解のために、社会地球化学的知識と生態系概念が重要であると述べている(金田、1972)。

一方の柴田も、残された自然を荒廃から守り、こわされた自然を復元し、相対的に自然や自然の持つ生産性を豊かに保持しつつこれを賢明に活用し、なおかつ、そうした豊かな状態のままでこれを子孫に伝え残すと、自然保護の理念を述べている(柴田,1975)。また、自然保護に当たって、自然の何を守り何を利用するかを知るには、生態学的自然観に依らなければならないので、生態学的、地球科学的自然観が第一義的に要求されて然るべきであるとして、結局自然は、われわれの生活基盤そのものであるといった科学的(空間的)把握と、自然は共有財産であるといった社会的(時間的)把握(いずれも、その公共性が優先される)とが普遍性の高い自然観として望まれると述べ、金田と同様の視点から科学性と、自然は共有財産という考えを示している。

このように、金田・柴田の自然保護教育観は、下泉のそれと共通した科学(特に生態学と地球化学)や感性を重視しつつ、地域から出発して独自の公共の倫理を掲げた点は、具体的自然破壊や乱獲問題を突き付けられた経緯からの発想と言えるだろう。また、ここで提起された公共の倫理は、世代間の公平概念を含み、まさに持続的な社会と自然環境づくりに欠かせない視点として評価できる。

(4)自然教育と自然保護教育

こうした自然保護教育にかかわる課題や問題点として、すでに青柳(1975)は自然教育との相違点として「(自然教育は自然保護教育の構成部分のうち)自然を知る教育活動の主要な部分を分担する」と指摘しているし、金田も自然の知識と自然の価値観を教え、自然保護を基調とした自然への態度を育てるのが自然保護教育だと述べている(金田,1975)。柴田は自然が希薄な都市での自然教育が代償経験のため自然保護も抽象的空論化すると懸念を示して、正しい自然認識の次に保護への指向と実践があるのが自然保護教育であると

している(柴田, 1975)。

小川潔は三浦半島自然保護の会の影響を受けつつ、グループ「自然観察会」で自然観察の野外活動を実践する中で、自然保護と自然観察会のかい離という矛盾を痛感し、自然の事象を、その置かれている環境や人間との関係を断ち切ってそれだけを扱う自然教育では、自然保護教育にはならないと、両者の概念の違いを強調して論じた(小川、1977 b)。

そののち小川は、地域の歴史および歴史的な自然と人間とのかかわりを踏まえて現在の自然を認識する地域学習に観察会活動の中心を置いていった(小川,1978)。小川は、「自然保護という面からは、野外の自然は自然だけで存在するのではなく、生活文化や歴史のなかで人間活動や社会体制、価値観などに強く規定されてきた。したがって、自然だけを野外から切り出して観察するのではなく、自然が存在している地域を人間社会や文化もふくめて総体として観察対象とするスタイルをとる活動」が重要だと主張した(小川,1992)。これは宮本が指摘した地域性の追求に当たる。また1974年に日本自然保護協会主催の自然保護セミナーにおいても、地域で環境破壊に向き合っている立場から、「道路反対運動を背景に、愛すべき郷土を考えるために子どもを自然教室に参加させた。」という発言が出ていた(池田,1975)。

自然観察を方法論とする自然保護教育へのさらに厳しい批判として、自然保護運動の現場に立つ者からは、自然保護教育とは自然保護を実現するために必要な、たとえば署名集め、行政や議員への対応方法、法的背景、経済や法制度など環境を損なうメカニズムを含めて運動の方法を学ぶことだといった対案すら出た(大和田,1976,斉藤,1976)。これらは、乱開発と対峙して、環境の価値を実感するとともに、環境を守るには社会的仕組みの変革に自らが立ち向かわねばならないと気づいた結果と言えよう。

金田が言うように、自然教育は自然保護というベクトルを持たないから、自然保護教育ではない。しかし自然保護教育も下泉以来、自然の仕組みを理解すれば自然を保護するようになるという、自然そのものの価値に依拠した楽観論の範囲を抜け出るのは容易ではなく、1970年代はこの点をめぐって複数の考え方が併存していた。

一方、いきなり自然の仕組みや働き、私たちの日常生活と自然環境の関係といった自然保護教育プログラムを実践しても、実際に自然の中で遊んだ体験のない子ども達は、自然のなかで何の行動も反応もないという現実が1960年代末から気づかれはじめ、1970年代初頭から東京教育大学野外研究同好会(略称・野外研)の高尾自然教室において、自然の保護以前の段階として自然親交型のプログラム開発の試みが行われた(東京教育大学野外

研究同好会・お茶の水女子大学野外研究会,1976,田畑・原嶋,1983)。野外研は1957年3月に設立され、筑波大学設置に伴い東京教育大学が廃校になった1978年まで継続した。1964年4月から東京都立高尾自然科学博物館を拠点に開始された高尾自然教室は1975年1月まで続き、観察を主体とした実物教育は、幅広く自然を愛し大切にする人を育てる大変先駆的な取り組みだったが、1970年の13回目以降、自然教室の位置づけについて野外研の中では大きな路線変更がされた。それまでの自然保護教育、すなわち動植物の名前や自然の現象の知識の伝授より以前に、木に登る、やぶをこぐなどの自然の存在を知らしめる体験を与えることが先決であるというものであった。

自然接触のない都市の子どもたちに対して自然体験をあたえること、自然のなかでの遊びが主要テーマとなったことは、現在の自然体験学習の萌芽として再評価されるべきであるう (小川, 2002, 伊東, 2007a)。

第4節 まとめと課題

日本における環境教育の源流の一つといわれる自然保護教育には、中西悟堂を中心とした日本野鳥の会が普及に貢献した民間レベルでの野外の自然観察と、下泉重吉を中心とする伝統的生物教育とその生態学重視への革新の流れが出発点としてあった。1960年代から70年代に、市民による自然保護運動を通した実践を背景として金田平、柴田敏隆、青柳昌宏らがこれらを統合する形成過程があった。

自然保護教育あるいは環境教育に関する教科書がない時代、自然保護思想と実践方法の 創造と進展には、個々の団体や、たとえば日本鳥類保護連盟の「私たちの自然」編集会議 のような、仲間が集い、議論し、知見を広め、実践に移す場が重要であった。同時にそこ は、一人ひとりの当事者意識を確立し、ミッション性を得る場ともなった。

自然保護教育は本来、公害問題と共通する課題を含んでいたが、自然を知ればおのずと自然保護をする人が形成されるという楽観的視点や伝統的な自然への感性の重視から出発したため、後発の公害教育の視点が持つ人間社会の側の問題との結合はなかなかできなかった。金田のインタビューにあったことだが(植原(2001)にも多少ふれられている)、早い時期から自然保護教育の必要性を訴えたにもかかわらず、先発の自然保護教育が無視され、後発の公害教育が学校教育の受け皿となってしまったという意識が、公害教育との合流を遅らせたのではないだろうか。他方、宮本憲一は早くから両者を環境問題として統合して把握し、小川潔に代表される自然保護運動の地域活動は70年代に入ると両者をつなぐ

考え方を実践していった。さらにこの時代には、人間の側の問題として子どもたちの自然 体験の欠如が認識され始めた。

70年代は青柳 (1975) が指摘するように、多様な個人や組織が自然保護教育にかかわり、 多様な活動を始めた時期であった。そのなかで 1978年、金田平、柴田敏隆、青柳昌宏らに よって日本自然保護協会内に、自然観察指導員養成制度がつくられ、個別の団体がそれぞ れに仲間を養成する時代から、カリキュラムをたてた組織的な人材養成が始まった。その 内容や具体的仕組みには完成という時点はないにしても、それまでの様々な試行をまとめ たこの時期が、自然保護教育の一定の到達時点と言えるのではないか。一方でこのころか ら、環境教育という名称が急速に広まり、自然保護教育も公害教育も人々の意識から消え 始めた。

リオ・デジャネイロで 1992 年に開かれた地球サミット (国連環境開発会議) 以降、「持続可能な開発」が各国で環境教育のなかに導入されるようになった。そして、1997 年にギリシャのテサロニキで開かれた「環境と社会に関する国際会議」では、環境教育を「環境と持続可能性のための教育」と表現してもかまわないとし、それまでともすると自然系のシステム保全に偏りがちだった「環境教育」の概念が拡張され、持続可能性は道徳的倫理規範であり、尊重すべき文化的多様性や伝統的知識、また人権・平等や貧困の解決・民主主義の確立などが内在しているとして、持続可能性のための教育への再構築が提起された (阿部ほか, 1999)。

新田(2003)は、日本の環境教育の中で、持続可能な社会を創る方向性、並びにそのための政策提言能力の育成という指向性がほとんど示されなかったと指摘している。彼の論を自然保護教育に当てはめるのは必ずしも的を射ていないきらいがあるが、脱環境問題化の傾向を強める日本の環境教育の現状に照らすと原理的に意味ある指摘であろう。もっとも、数多いとは言えないまでも、たとえば1970年代初頭より継続してきた多摩川の自然を守る会に見られるように、地域住民による系統的・継続的な学習による観察データの蓄積をもとに、国土交通省や地元自治体などに単なる開発反対活動だけではなく、地域の自然環境の持続可能な利用の当事者として、政策提言や合意形成に至る活動を展開してきた例がある(伊東,2007b)。また、ほとんどの開発反対運動の前線では、対案とか問題の根本原因の解決をめざした問題提起が行われてきたが、歴代のマスコミは意図的に、自然保護運動は「蝶よ花よ」式の愛護運動であるという虚像を作ってきた(横山,1990)。また、政治的・党派的レッテル貼りへの防御として、自然保護運動側もこれを受け入れてきた面が

あった。そうした虚像づくりのフィルターをはずして考えると、テサロニキ宣言や新田の 環境教育についての指摘は、日本において先駆的に展開された公害教育の再評価と通じる ところが多いばかりか、現実の自然保護運動が取り組んできた課題でもあった。

環境の保全に市民セクターの果たす役割は、70年代の行政や社会の仕組みへの批判から 出発して、21世紀に入った現在、地域の専門家として計画や運営まで担う時代となった。 自然保護教育の内実も、単なる生態学の知識啓発にとどまらず、人文社会の領域も含めた 地域の環境についての合意づくりの役割を担うようになった。ESDが叫ばれる昨今、持続 的社会づくりのなかであらためて脚光を浴びてきたのが生態学的持続性、倫理性、人格の 尊厳、民主主義の徹底など、自然保護教育や公害教育が唱え実践してきたことがらである。 自然保護教育は環境教育の単なる時間的前史ではなく、名称はともかく、現在の環境教育 にとっても基本的な部分を担う分野であると言えよう。また、柴田がインタビューの中で 懸念を表明したことだが、自然観察会が都会人の高尚な趣味と化し、自然を楽しむだけで 社会との接点を切り捨てつつある現状を振り返ると、自然保護教育のベクトルを再確認す る必要性が環境教育の至近の課題とも言える。

註

(1)日本野鳥の会HP(閲覧:2007年12月25日)

http://www.wbsj.org/about/gaiyou/index.html

【参考文献】

阿部治・市川智史・佐藤真久・野村康・高橋正弘,1999,「環境と社会に関する国際会議: 持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス」におけるテサロニキ宣言,環境教育,8:71-74.

安東久幸, 1972a, 中学校低学年の生物教育史にみる自然保護教育(1), 生物教育, 12(11・12): 1-4.

安東久幸, 1972b, 中学校低学年の生物教育史にみる自然保護教育(2), 生物教育, 13(2): 1-4.

安東久幸, 1972c, 中学校低学年の生物教育史にみる自然保護教育(3), 生物教育, 13(7): 1-5.

安東久幸,2004,小学校理科における自然観察の価値観の歴史的考察,子どもと自然学会

誌, 1(2):5-13.

青柳昌宏, 1967, 自然保護教育の試み 生物教育, 8(1-3):52-53.

青柳昌宏, 1972, 自然保護教育の現状と問題点, 自然保護, (123):10-11.

青柳昌宏, 1973, 自然保護教育文献リスト(1), 生物教育, 14(1):5-7.

青柳昌宏, 1975, 自然保護教育の歴史と現状, 今後の問題, 生物教育学会紀要 1975, pp1-32. 日本生物教育学会, 東京.

青柳昌宏, 1985, 証言, 自然保護のあゆみ(日本自然保護協会三十年史編集委員会編), pp364-365. (財)日本自然保護協会, 東京.

浜口哲一,2000,放課後博物館へようこそ―地域の市民を結ぶ博物館―,pp14-15,地人書館,東京.

広瀬俊将,2000,山梨自然保護教育の草分け,科学教育通信,(12):7.

福島要一,1975,あとがき,自然の保護(福島要一編),pp279-283,時事通信社,東京.

福島要一,1985,環境教育の理論と実践,pp5-13,あゆみ出版,東京.

池田幸一, 1975, 環境問題と自然保護教育, 昭和 49 年度自然保護セミナー報告書, pp4-8, 財団法人日本自然保護協会, 東京.

伊東静一,2007a,東京教育大学野外研究同好会の自然保護教育実践をふり返る,ESD・環境史研究,(6),69-77.

伊東静一, 2007b, 多摩川における自然保護団体と行政とのパートナーシップの実践に関する研究, pp55-73, 東京農工大学大学院農学教育部修士論文.

金田平, 1967, 生命尊重としての生物教育, 生物教育, 8 (1-3), 8-11.

金田平, 1972, 自然保護概論, 自然保護, (123), 8-9.

金田平, 1975, 学校における自然保護教育, 自然の保護(福島要一編), pp187-198, 時事通信社, 東京.

金田平, 1977, わが国における鳥類保護教育のあゆみ, 生物教育, 18(1), 1-5.

金田平, 1995, こども向けにつくられた「私たちの自然」, 私たちの自然, 36(3), 12.

金田平, 2001, 自然観察会と指導員講習会の歴史~まとめに~, 自然かんさつからはじまる自然保護(金田平監修), pp117-121, 財団法人日本自然保護協会, 東京.

川嶋宗継・市川智史・今村章編,2002,環境教育への招待,298p,ミネルヴァ書房,京都. 小林照幸,2007,野の鳥は野に,pp37-38,新潮社,東京.

丸茂高男, 1978, 序文, 山梨県自然保護教育研究報告書 1978. 3. 25, 1, 山梨県自然保護教

育推進委員会, 甲府.

松山資郎, 1995,「私たちの自然」の誕生, 私たちの自然, 36(3), 12.

宮本憲一, 1989, 環境経済学, pp321-324, pp342-343, 岩波書店, 東京.

宮本憲一, 1992, 現代の環境問題と環境教育, 環境教育事典(小原秀雄ほか編), pp572-577, 労働旬報社, 東京 .

村本義雄, 1995, 意思を継いで, 私たちの自然, 36(3),18.

中西悟堂, 1993, 野鳥開眼, pp18-20, 永田書房, 東京

日本生物教育学会,1971,自然保護教育に関する要望,生物教育,11(9),11-12.

西村眞一,2007,日本野鳥の会創設者「中西悟堂」,自然体験学習実践の地域指導者(自然体験学習実践研究会編),pp115-119,ネイチャーゲーム研究所,東京.

新田和宏,2003,持続可能な社会を創る環境教育,持続可能な開発のための学び:別冊開発教育(開発教育協会編),pp 22.

沼田眞, 1996, 生態学からみた環境教育, 環境倫理と自然保護(伊東俊太郎編), pp138-147, 朝倉書店, 東京.

小川潔, 1977a, 自然保護教育論 環境情報科学, 6(2), 63-69.

小川潔, 1977b,「自然保護教育」より見た「自然教育」の再検討,環境文化,(27),62-65.

小川潔, 1978, 自然観察会における環境教育の可能性, 環境教育研究, 1(1), 37-45.

小川潔, 1982, 日本における環境教育の流れと問題点 環境情報科学, 11(4),6-10.

小川潔, 1992, 野外観察会のあゆみと方向性, 環境教育事典(小原秀雄ほか編), pp604-610, 労働旬報社, 東京.

小川潔, 2002, 自然保護教育, 環境教育への招待(川嶋宗継・市川智史・今村章編), pp8-16, ミネルヴァ書房, 京都.

大和田一紘, 1976, 自然観察会における自然保護意識の欠如, 人と自然, 1(1), 52-54. 斉藤光明, 1976, 自然観察会にとって自然保護とは, 人と自然, 1(1), 54-57.

柴田敏隆, 1975, 自然保護教育のあり方, 自然の保護(福島要一編), pp168-186, 時事通信社, 東京.

柴田敏隆,1976,「自然のたより」と私,人と自然,(1),63-68.

柴田敏隆, 1985, 証言, 自然保護のあゆみ(日本自然保護協会三十年史編集委員会編), pp362-364, (財)日本自然保護協会, 東京.

柴田敏隆, 1995,「私然」と「CON」教, 私たちの自然, 36(3), 13.

下泉重吉, 1971, 自然保護教育のあり方, 生物教育, 11(6), 3-4.

下泉重吉,1972,自然保護教育をどう考えるか,自然保護,(123),6-7.

下泉美冬,2003,自然に学び、自然に従い雑草のように力強く,pp 9-205,183-193,財団 法人科学教育研究会,東京.

杉森文夫,1995,ありがとう「私然」,私たちの自然,36(3),16.

鈴木善次, 1994, 人間環境教育論, pp163-170 創元社,大阪.

鈴木善次, 1996, 環境教育の現状と問題, 環境倫理と自然保護(伊東俊太郎編), pp148-160, 朝倉書店, 東京.

田畑洋子・原嶋由美子,1983,自然教室における教育,自然保護教育のこころみー野外研20年の足跡-,pp130-131,東京教育大学野外研究同好会,東京.

田辺国男, 1978, あいさつ, 山梨の自然保護教育, (5), ページ記載なし(表紙裏).

東京教育大学野外研究同好会・お茶の水女子大学野外研究会,1976,高尾自然教室,76p.

津戸英守, 1995, 「私たちの自然」400 号に寄せて, 私たちの自然, 36(3), 13.

筒井眞, 1995, 400 号に寄せて, 私たちの自然, 36(3), 17.

植原彰,2001,自然保護教育と自然観察会,自然かんさつからはじまる自然保護(金田平監修),pp66-73,財団法人日本自然保護協会,東京.

内田康夫, 1995, カツ丼にタヌキそば, 私たちの自然, 36(3), 14.

矢野亮, 1995, 底に流れる大きな流れにそって, 私たちの自然, 36(3), 15.

横山理子, 1990, 多摩川に生きる, pp151-162, のんぶる舎, 東京.

財団法人科学教育研究会,2000,創立50周年記念特別号,SEF科学教育通信,12,2-18. 財団法人日本自然保護協会,1973,自然保護教育に関する陳情(32.11.6),自然保護に関する陳情書・意見書集,pp38-39,財団法人日本自然保護協会,東京.

第2章 東京における自然保護運動の歴史的展開と特徴

第1節 はじめに

第1章では、日本の「自然保護教育」の成立過程を様々な角度からみてきた。その結果、日本の「自然保護教育」は、1978年に日本自然保護協会内に自然観察指導員養成制度がつくられ、カリキュラムをたてた組織的な人材養成が始まった時期が、自然保護教育の一定の到達時点とした。

この章では、東京都環境局自然環境部計画課が隔年で作成している「自然保護民間団体名簿」のうち、1991(平成3)年1月、2003(平成15)年1月に発行された2つの名簿から、東京における自然保護団体の成立年月、団体の設立目的、主たる活動から自然保護団体のグループ化を試み、その特徴を見いだす。また、自然保護団体と行政との間で「環境パートナーシップ」を構築した団体は、どのような経緯で環境パートナーシップを構築するに至ったのか、そしてその具体的な活動や運動の中で培われたと思われる組織内での「教育力」などを明らかにする。

なお、利用した名簿は上記2つであるが、資料の内容確認などのため、以下の発行年の 名簿も参照した。

1976 (昭和 51) 年 12 月発行 自然保護と回復に関する民間諸団体名簿 発行:東京都公害局

1985 (昭和60) 年2月調整 自然保護と回復に関する民間諸団体名簿

発行:東京都環境保全局

1988 (昭和63) 年12月発行 自然保護と回復に関する民間諸団体名簿

発行:東京都環境保全局

2000 (平成 12) 年 12 月発行 自然保護民間団体名簿

発行:東京都環境局

また、名簿に記載されている団体の設立目的については、下記のように11項目に分類した。

①自然保護・自然を大切にする教育・運動 ②学術的調査・研究活動 ③社会奉仕活動・緑化推進・生活改善運動(調査研究) ④明るい社会づくり ⑤まちづくり、パートナーシップ形成 ⑥種及び地域の保全活動 ⑦ボランティア活動 ⑧公害反対 ⑨環境教育 ⑩会員相互の親睦交流 ⑪その他

そして、団体の主たる活動内容については、名簿に記述されている順に第1、第2、第3というように分類し、下記のように16項目に集約化した。

①自然観察会・自然保護活動 ②調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催 ③子どもの自然体験活動 ④農業体験・里山保全活動 ⑤提言・意見書・啓蒙普及 ⑥関 係機関との連携協力 ⑦環境破壊監視・環境保全・緑地保全活動 ⑧環境教育の研究と実 習 ⑨緑化推進・環境美化・生活改善 ⑩文化財・文化遺産の保全 ⑪青少年の健全育成・ 家庭教育 ⑫展示・掲示活動 ⑬特定種・周囲の環境保存活動 ⑭団体内の学習活動 ⑤学校教育・総合学習支援 ⑯特定種の育成・飼育・配布

以下に、東京における自然保護団体の設立の経緯を明らかにする。

第2節 東京の自然保護団体の成立と発展及び多摩川での自然保護教育の歴史

(1)東京の自然保護団体の成立と発展経過

東京で自然保護団体と呼ばれる団体はどのくらいあり、いつごろからどのような活動を始めたのかを分析するために、現東京都環境局自然環境部計画課が1991(平成3)年1月と2003(平成15)年1月に発行した名簿から、設立年月順に団体数をグラフ化してみた。1991(平成3)年1月発行の名簿に記載された団体数は263団体で、2003(平成15)年1月に発行された名簿には269団体が記載されていた。この2つの名簿には合計532団体が記載されていたが、両方の名簿に掲載されていた同じ団体をのぞく実質団体数は408団体であった。各団体が設立された年月ごとにグラフ化したものが図1である。

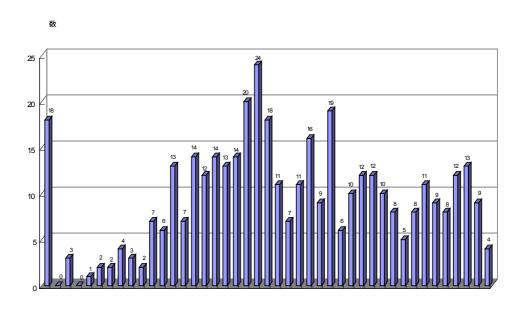
(なお、1991年の名簿に記載されていた 263団体のうち 2003年も引き続き掲載されていた団体が 124団体で、139団体は名簿から消えていた。そして、2003年の名簿では、269団体のうち 145団体が新たに名簿に掲載された団体である。)

1933年設立の(社)洗足風致協会から1960年までの間の27年間に18団体が設立されているが、各年で1~2団体であることからこの間はまとめて表示してある。

また、団体の設立目的(前述の 11 項目)と設立年次の関係を見るために、設立年を 1969年以前、 $1970\sim1980$ 年、 $1981\sim1990$ 年、 $1991\sim2002$ 年の 4区分に分けて、作表をしてみたのが表 1 である。

この設立年別の設定については、岩波書店発行の季刊雑誌「環境と公害」30 巻 1 号 (2000年7月) に収録されている「公害・環境研究の30年」(座談会)と「20世紀から21世紀へ一環境権の思想と展望」から、法律家の淡路剛久が、環境問題の課題の拡大過程を四期

に分けているものを参照した。



戦後~1970年ごろまで

四大公害の爆発的表面化。1970年に初めて環境権が提唱される。

第一期 1970年ごろ~1980年ごろ

自然環境の保全、アメニティの保全が主要課題として加わる。

第二期 1980年ごろ~1990年ごろ

環境行政は後退、停滞。二酸化窒素の環境基準の緩和、環境アセスメント法制 化失敗など。反面環境権思想は進展し、歴史的町並み保全問題がクローズアップ。入浜権・親水権・景観権などの主張。

第三期 1990 年代

地球規模の環境問題が深刻化。内容的には次の四点。

- ○人間の生活そのものが地球規模の環境容量を超えるようになった。
- ○地球温暖化や環境ホルモンの問題のように大規模かつ不可逆的な被害が深刻 化した。
- 加害と被害の構造、環境面での強者と弱者の構造が国際的に問題化。
- ○産業活動のみか消費行動による環境問題が重要となった。

さて、図1 (東京の自然保護団体年別設立数) や表1 (設立目的別自然保護団体年別設

立数)から明らかなように、1969 年以前の約 40 年間に設立された自然保護団体数は、今回の名簿で判明した 408 団体の 1 割以下の 35 団体である。また、35 団体の中でも、「自然保護・自然を大切にする教育・運動」を設立目的とした団体は、1962 年に設立された「八王子自然友の会」と 1968 年設立された「自然観察会」の 2 つである。その他には、1969年に設立され「公害反対」を設立目的にあげた「小田急沿線の環境を守る会」があり、設立目的を自然保護や公害反対としたのは、わずか 3 団体だけだった。

1970年~1980年にかけて年別に設立された団体数が増加し、特に1980年には年別で最

団体の設立目的	1969 年以前	1970~1980年	1981~1990年	1991~2002年	合計
自然保護・自然を大切にす					
る教育・運動	14	50	55	40	159
学術的調査・研究活動	4	1	2	4	11
社会奉仕活動・緑化推進・					
生活改善運動(調査研究)	2	9	4	4	19
明るい社会づくり	1	41	12	0	54
まちづくり、パートナーシ					
ップ形成	6	15	12	15	48
種及び地域の保全活動	7	19	24	37	87
ボランティア活動	0	0	0	2	2
公害反対	1	7	1	0	9
環境教育	0	1	1	1	3
会員相互の親睦交流	0	0	5	4	9
その他	0	1	3	3	7
승計	35	144	119	110	408

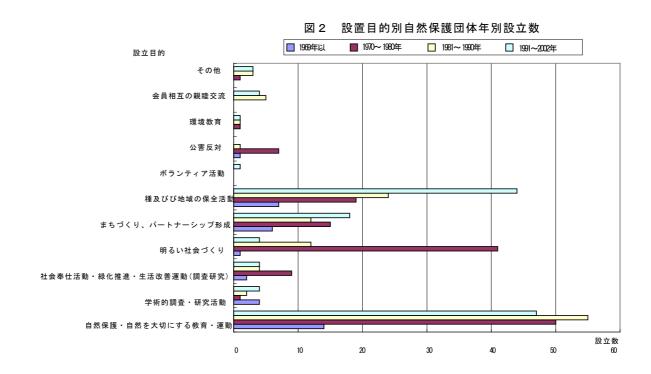
表 1 設立目的別自然保護団体年別設数

多の24団体が設立されていることがわかる。

そして、表1と図2 (設置目的別自然保護団体年別設立数)から明らかなように、1970年から1980年の11年間に設立された団体は144団体であり、その11年間に設立された団体の中で設立目的を「自然保護・自然を大切にする教育・運動」としている団体数は50

団体である。

また、設立目的を明るい社会づくりとする「〇〇区市町明るい社会づくり」団体が、各自治体に集中的に設立されていることもわかる。この「明るい社会づくり」を設立目的としている団体は全部で54団体あり、そのうちいくつかの自治体では2003年発行の名簿に記載されていない。また、「〇〇区市町明るい社会づくり」の団体の中には、NPO法人を取得しているものもある。東京の自然保護団体の中では、現時点でも数的には大きな部分を占めている。



上記の淡路剛久が、戦後~1970年ごろまでを四大公害の爆発的表面化と表記したように、 東京でも公害反対を活動目的とする団体が、全体的には9団体しか設立されなかった中で、 この間に集中的に発生していることがわかる。

次に、1981 年~1990 年であるが、横山十四男が「1980 年代は多摩地域の市民運動の動向から第一の高揚期を 1970 年~1980 年、第二期の高揚期を 1990 年から現在とし、その間の 1980 年代を停滞期としている。」と指摘している (1)。

また、淡路剛久が「1980年~1990年の環境行政は後退、停滞。反面環境権思想は進展し、 歴史的町並み保全問題がクローズアップし入浜権・親水権・景観権などの主張」と述べて いるように、直前の10年に比べれば設立団体数は若干下がっているが、設立目的が「自然 保護・自然を大切にする教育・運動」の団体数は若干増加していることと、設立目的別の「種及び地域の保全活動」「会員相互の親睦交流」「その他」が増加していること、公害反対といった具体的で直接的な設置目的が減少し、設立目的が多様化していることがわかる。

次は、1991年~2002年であるが、この間には110団体が設立されている。設立目的を「自然保護・自然を大切にする教育・運動」としている団体数は若干減少したが、「まちづくり、パートナーシップ形成」「種及び地域の保全活動」「ボランティア活動」としている団体については増加している。

この間、1994年に設立数が一番少ない5団体となったが、その前後も含め大きな変化しているわけではないので、ほぼ毎年6~13団体が設立されている。

(2)自然保護団体と行政との協働の歴史

行政との協働やパートナーシップという言葉は、それほど以前から使われていた言葉ではない。行政との協働やパートナーシップという言葉が使われ出した理由としては、大きく2つの理由を考えることができる。

一つは、日本においてはバブル経済崩壊(1991年)以後、国も地方自治体も税収入が激減し、国は今までの大きな政府(福祉国家)の持続が難しくなってきた。そのため地方自治体では、国からの地方交付税の減額などから従来の公共サービスの維持が難しくなり、必然的に経費削減をせざるを得なくなってきた。

「官から民へ」「住民ができることは住民で」を合言葉のように使い、経費と職員削減・ 行政改革を行ってきた。そして、従来の公が独占してきた公共領域の業務を規制緩和によって縮小し、民間企業の参入・拡大政策で乗り切ろうとしてきた。

一方、財政逼迫という理由と密接に絡んではいるが、従来の公共サービスを維持する必要性から、当事者意識を持った地域住民が主体となった「市民参加のまちづくり」という、従来の公共サービスの在り方を見直す動きもある。そこには、公共領域事業の縮小を民間企業の参入・拡大という政策ではなく、住民自治の視点から、住民が主体となった「市民社会」の拡大を目ざす、市民が新たな公共を担う流れも生まれつつある。

日本のバブル経済崩壊当時の社会的・経済的背景には、1970 年代後半から 1980 年代の イギリスの首相マーガレット・サッチャーが主導した、規制緩和による「小さな政府」を 大きな特徴とする「市場主義経済」の大きな影響がある。

もう一つの理由として考えられるのが、1992年のリオ・デジャネイロでの地球サミットである。そこでは、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築

に向けたリオ宣言(環境と開発に関するリオ・デジャネイロ宣言)の諸原則を実施するための行動計画である、「アジェンダ 21」が決められたことである。

具体的には、地球温暖化問題にみられるように「問題の被害者が発生源でもある」といった新たな地球環境問題が、従来の行政の法的な規制という方法では対処しきれない状況が生じている。発生源を抑制するためには、どうしても発生源である人間自身の日常生活活動の抑制も視野に入れざるを得なくなってきた。

新たな地球環境問題の主体としての市民・事業者・行政が、共有の情報を持ちお互いが対等な立場として対処する必然性が生じ、そのために市民・事業者・行政による対等な関係性をもとに課題の解決に向けた実践集団としての関係を、パートナーシップ(協働)という言葉を利用するようになった。

そして、日本においては、バブル崩壊による財政削減という「上からの要求」と、住民 自治の視点から、住民が主体となった「市民社会」の拡大という「下からの要求」という 形で、市民と行政のパートナーシップが必然とされてきたと考えられる。

さて、東京の自然保護団体 408 団体の中には、どれほど「行政との協働」という意識を 持って団体としての活動をしてきただろうか。

少なくとも 1960 年代から 70 年代の自然保護団体の中には、行政との関係は対立という 姿勢が鮮明だったので、共同作業という言葉はあっても「協働」という概念すら無かった のではないかと思われる。

東京の自然保護団体 408 団体の中で「行政との協働」としての歴史を持つ団体を抽出するため、以下のような枠組みを考えてみた。

まず、団体の活動目的が「まちづくり、パートナーシップ形成」であること。次に、主たる活動 1 が、以下の 16 項目ごとにどれだけの団体があるか統計処理してみた。

「自然観察会・自然保護活動」「調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催」「子どもの自然体験活動」「農業体験・里山保全活動」「提言・意見書・啓蒙普及」「関係機関との連携協力」「環境破壊監視・環境保全・緑地保全活動」「環境教育の研究と実習」「緑化推進・環境美化・生活改善」「文化財・文化遺産の保全」「青少年の健全育成・家庭教育」「展示・掲示活動」「特定種・周囲の環境保存活動」「団体内の学習活動」「学校教育・総合学習支援」「特定種の育成・飼育・配布」。

その結果であるが、団体の設立目的が「まちづくり、パートナーシップ形成」という団体は48団体あった。そして、この48団体の設立年代別に分類してみると、下記のようで

あった。

行政との協働の歴史を持つ団体数

主たる活動1	団体数
「自然観察会・自然保護活動」	3
「調査・研究・学習会開催・講演、シンポジュ	0
ーム開催」	9
「子どもの自然体験活動」	0
「農業体験·里山保全活動」	0
「提言·意見書·啓蒙普及」	4
「関係機関との連携協力」	1
「環境破壊監視・環境保全・緑地保全活動」	5
「環境教育の研究と実習」	0
「緑化推進·環境美化·生活改善」	18
「文化財・文化遺産の保全」	1
「青少年の健全育成・家庭教育」	1
「展示·掲示活動」	0
「特定種・周囲の環境保存活動」	2
「団体内の学習活動」	1
「学校教育・総合学習支援」	0
「特定種の育成・飼育・配布」	1
記述なし	2
合計	48

自然保護団体数
6
15
12
15

このうち、「緑化推進・環境美化・生活改善」を主たる活動目的としている団体は 18 団体あるが、そのうち半数の 9 団体が 1970~1980 年にかけて設立されている。

また、1991~2003年の間には、「調査・研究・学習会開催・シンポジューム開催」を主たる活動内容の団体が6団体あり、「緑化推進・環境美化・生活改善」が3団体ある他、主たる活動内容が計7つにわたり、活動が多様化していることがわかる。

上記のように、「協働事業」という枠でみてみても、実際には共同作業、あるいは行政から頼まれた仕事、町会として自主的な事業という色合いが強いように思われる。

実際に、行政との協働事業を通して提言をする団体というのはわずか4団体しかなく、本来の協働事業という判断を下すことは、このデータからは無理があるように思われる。

そして、パートナーシップを構築するという意思をもって行政との関係を作るという行動・活動の明確な内容を持つ団体は、このデータからは読みとれない。

さて、2節(1)東京の自然保護団体の成立と発展経過では、自然保護団体設立年代別の様子や各年代の時代状況をみてきた。東京の自然保護団体は、2003年時点の名簿では269団体が活動しているが、その中で「環境パートナーシップ」と呼ばれる活動を構築できる団体はどのくらい生まれたのであろうか。

2節(2)自然保護団体と行政との協働の歴史では、行政との協働の歴史を持つ団体を抽出してみた。これらのことから次には、自然保護団体としての活動の中で、組織内に「教育力」をもつ自然保護活動団体の抽出を試みることとする。

(3)パートナーシップを構築する自然保護活動団体の活動

まず、自然保護団体と行政との「パートナーシップ」とはどういうことなのか、という ことについて記述する必要があるだろう。

地域の自然環境や生活環境に関する課題を解決するためには、多くの市民やステークホルダーと言われる利害関係者との建設的でボランタリーな協働をもとに合意形成を得る必要がある。具体的には、自然保護団体と当該地域の行政が同一のテーブルで共通の目標に向けてお互いに知恵を出し合い、目的を共有し対等な立場で議論を尽くし、相互に持つ有益な力によって役割を分担しながら協同の取り組みをすることで、合意形成に至る。結果的に、自然保護団体と行政とのパートナーシップ構築に至る。そして、この体験はお互いの持っている情報や経験を共有でき、今までの自らのセクターの中でしか合意できない内容から、より広い内容で合意形成を得られる可能性が生まれる。また、他のセクターの人たちとの共同作業を通し、お互いの信頼感を生みだし、地域での人間関係を支え市民としての役割を学び、新たな協働に発展が期待できる。

自然保護団体の中には、地域の環境ビジョンを創造できるだけの豊富な観察実践や調査データの蓄積をしている団体もあり、そのような団体は、地域の抱える環境問題に豊富な蓄積データから積極的な政策提言ができる可能性がある。そして、住民同士が生活を支えあい市民としての役割を担う実践力を持っている個人により作られた自然保護団体と地方自治体が、「環境パートナーシップ」を構築したら、その「環境パートナーシップ」によって生まれる成果の一つは、それぞれの得意な領域で蓄えてきたノウハウを発揮し、少なく

とも地球環境悪化の進行を押さえる学習を通して、主体者としての生活の有り様を自らが 決定していく力を育むだろう。

ここで、パートナーシップ及び環境パートナーシップについて、文言の整理をしておく。

「パートナーシップ」とは、「行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと」(2) とある。また、川崎健次はパートナーシップについては、下記のように記述している。

「市民と行政が、共通の目標を実現するために、対等の立場と公開の原則のもとで、情報を共有し、相手を尊重し、違いを認め・活かしておこなう活動である」(3)

そして、「環境パートナーシップ」とは、環境問題に関して地域を構成する各主体(市民、 市民団体、事業者、行政など)の連携した取り組みをさすが、高橋秀行は、次のようによ り詳しく記述している。

「市民、市民団体、事業者、行政など地域を構成する活動主体が対等な立場役割を分担し、相互に協力・連携しながら、身近な地域の環境問題から地球環境問題にいたるさまざまな環境問題に取り組む『関係』を築くとともに、こうした『関係』を基盤にして『共同事業』をおこなうこと」(4)

パートナーシップ及び環境パートナーシップは、活動主体が地域を構成する個人や企業、 地方自治体であること、そして、相互に対等な立場と情報公開を原則に、お互いを尊重し ながらお互いの得意な領域で力を発揮し、地域課題を解決・解消していく取り組みである ことがわかる。

さて、自然保護団体の基本的な枠組みは、ある特定の地域(生活居住地周辺、丘陵、河川、湖沼、山地、海岸や海洋など)や範囲を対象とし、その対象範囲内で起きて(起きようとして)いる自然環境の改変に関する問題・課題について解決・解消しようという意思やノウハウを持つ人々の集まりである。基本的な活動スタイルは「調査・研究の成果を発表し気づいていない人・社会を啓蒙する」「観察会を実施し自然を保護する意味や重要性をアピールする」「設置及び建設反対署名活動」「要望・請願運動」が多い。そして、団体が解決・解消しようとする問題や課題が、運動や活動によって「所期の目的が達成」されれば団体が解散することもある。

それぞれの自然保護団体は、設立の目的を実現するために様々な活動を展開しているが、 その活動そのものが、活動対象としている範囲の住民や解決すべき相手(利害関係者)と の間で、問題点の共有や解決にいたる信頼関係・合意形成を生み出す必要がある。

この合意形成に至る学習について、佐藤一子はNPO (特定非営利活動)の教育力について下記のように記述している。「NPOはミッション (使命・目的理念)を共有する集団として設立される点に特色がある。ミッションを実現していく試行錯誤のプロセスにおいて、その活動を公益的な目的をもつ事業として継続させるために、提供する側、受け手の側に合意形成や行動にむけた能力の発揮が求められており、それをつうじてNPOの事業の活性化や有効性がもたらされるのである。このような活動上の必要性から、NPOは組織としての自己学習を重視し、また、社会にたいしても学習機会の提供から情報発信にいたるまで、さまざまな教育・学習活動を展開している」(5)

また、学習する組織としての特質を下記のように記している。

「『学習する組織』という概念も本来経営学領域で論じられてきたものであり、代表的なものとしては、カレン・E・ワトキンスとビクトリア・J・マーシックの次のような定義がある。

『学習する組織とは、継続的に学習し、組織そのものを変革していく組織である。学習は、個人、チーム、組織、あるいは組織が相互作用するコミュニティで生まれる。学習とは継続的で戦略的に活用されるプロセスであり、しかも仕事に統合されたりあるいはそれと並行して進展するものである。学習は、知識、信念、行動の変化を生み出すだけではなく、組織のイノベーション能力や成長能力を強化する。学習する組織とは、学習を取り込み共有するシステムを組み込んでいる組織である』

『学習する組織』の行為原則として、以下の6点があげられている。

- ① 継続的に学習機会を創造する。
- ② 探求と対話を促進する。
- ③ 共同とチーム学習を奨励する。
- ④ 学習を取り込み、共有するシステムを確立する。
- ⑤ 集合的ビジョンに向けて人々をエンパワーメントする。
- ⑥ 組織と環境を結合させる。」(6)

上記の視点はNPOについて記述されたものであるが、自然保護団体が設立目的を実現する過程において、その活動を公益的な目的をもつ事業として継続させるために、活動を提供する側、受け手の側に合意形成や行動にむけた能力の発揮が必要とされる。

そこで、自然保護団体の活動の中に見られる組織内での「教育力」については、以下の

ようにまとめてみた。

自然保護団体として、「自然観察会や調査研究などの地道な実践を積み重ね、実証的なデータをもとに、地域住民の視点から日常生活環境を維持するための自然環境の保全と賢い利用について学習し、地域の環境ビジョンを構想する。そして、その実現のために地域住民や行政(監督官庁)に理解を広げ政策提言できる行動を伴う、教育的な取り組み」とした。

具体的には、自然観察会や調査研究などの地道な実践を積み重ね、実証的なデータをも とに地域住民が求める地域の環境ビジョンを構想し、日常生活環境を維持するうえで自然 環境の保全と賢い利用の重要性を、具体的な資料や方法を伴って権限者である行政に政策 提言する力を持っている自然保護団体と言えるだろう。

このような視点から名簿上の自然保護団体を分類し、「特異な力=教育力」を発揮する団体を抽出してみることとする。

まず、1991(平成3)年1月発行された名簿から、東京における自然保護団体の成立年月、団体の設立目的、主たる活動を調べてみた。

この名簿に記載された団体は263団体であり、団体の設立目的のうち「自然保護・自然を大切にする教育・運動」としたのは96団体であった。

この96団体のうち、実際に具体的な自然保護活動と思われる活動をした団体を抽出するために、主たる活動から「自然観察会・自然保護活動」を記述している団体に注目した。その結果、設立目的に「自然保護・自然を大切にする教育・運動」とした96団体のうち、実際に自然観察会を実施しているのは22団体であった。(表2参照)

なお、主たる活動 2 に自然観察会・自然保護活動を記述した団体はなかったので、実質的に 22 団体が、自然観察会・自然保護活動を主たる活動をしていた団体とした。

上記の「自然観察会・自然保護活動を主たる活動」をしていた団体を具体的な自然保護活動している団体とした理論的な根拠であるが、(財)日本自然保護協会では、下記のように自然保護教育と自然観察会を位置づけていることもあり、その判断に即して位置づけた。

「NACS-J自然観察指導員は、地域に根ざした自然観察会を開き、自然を自ら守り、自然を守る仲間をつくってくボランティアリーダー、つまりは自然保護教育の実践者です (7)」

1991年に作成された名簿上、東京の自然保護団体で「自然保護教育」の実践を行っているのは22団体といえるだろうが、あくまでも名簿上の数値であることに注意が必要である。

表 2 1991 年当時活動目的:自然保護・自然を大切にする教育・運動 主たる活動内容:自然観察会・自然保護活動とした団体(設立順)

NO.	団体名	設立年月	主たる活動内容 2	2003 年時
1	八王子自然友の会	1962. 2	調査・研究・学習会開催	継続
2	多摩川の自然を守る会	1970. 2	提言・意見書・啓蒙普及	継続
3	府中の自然を守る会	1972. 4	調査・研究・学習会開催	停止
4	日野の自然を守る会	1972. 7	提言・意見書・啓蒙普及	停止
5	福生自然観察グループ	1974.6	調査・研究・学習会開催	停止
6	はむら環境を考える会	1975. 5	調査・研究・学習会開催	停止
7	東大和市環境を考える会	1976. 4	調査・研究・学習会開催	継続
8	東村山の自然を愛し守る会	1976. 6	環境保全活動	継続
9	相原自然愛好会	1977. 1	調査・研究	停止
10	御岳の自然観察会	1977. 3	調査・研究・学習会開催	停止
11	呑川の環境を考える会	1978. 7	文化財・文化遺産の保全	停止
12	はむら自然友の会	1979. 6		継続
13	武蔵野野鳥の会	1980.6	調査・研究・学習会開催	継続
14	浅間山自然保護会	1982. 4	環境破壊監視・環境保全活動	継続
15	町田の水を考える会	1985. 5	調査・研究・学習会開催	停止
16	いたばし野鳥クラブ	1987. 7		継続
17	稲城の自然と子供を守る会	1987. 9		継続
18	みずもと自然観察クラブ	1987. 9		継続
19	町田の自然を考える市民の会	1988. 12	調査・研究・学習会開催	継続
20	保谷の自然と緑を考える会	1988. 1	調査・研究・学習会開催	停止
21	鶴見川源流自然の会	1988. 7	調査・研究・学習会開催	停止
22	ひがしくるめ川を考える会	1990. 4	調査・研究・学習会開催	停止

次に、2003 (平成 15) 年の名簿から、同様な方法で具体的な自然保護教育活動している 団体を抽出してみた。

表3 2003年の名簿から、設立目的:自然保護・自然を大切にする教育・運動 主たる活動内容:自然観察会・自然保護活動とした団体(設立順)

No.	団体名	設立年月	主たる活動内容 2	
1	八王子自然友の会	1962. 2	調査・研究・学習会開催	
2	多摩川の自然を守る会	1970. 2	提言・意見書・啓蒙普及	
3	東大和市環境を考える会	1976. 4	調査・研究・学習会開催	
4	東村山の自然を愛し守る会	1976. 6	環境保全活動	
5	はむら自然友の会	1979. 6		
6	武蔵野野鳥の会	1980. 6	調査・研究・学習会開催	
7	浅間山自然保護会	1982. 4	環境破壊監視・環境保全活動	
8	府中野鳥クラブ	1983. 2	調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催	
9	町田野鳥の会	1985. 12		
10	八王子・日野カワセミ会	1985. 1	調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催	
11	小平ほたる会	1986. 4		
12	石神井公園野鳥と自然の会	1987. 4	緑化推進・環境美化・生活改善	
13	いたばし野鳥クラブ	1987. 7		
14	稲城の自然と子供を守る会	1987. 9		
15	みずもと自然観察クラブ	1987. 9		
16	町田の自然を考える市民の会	1988. 12	調査・研究・学習会開催	
	武蔵村山環境を考える市民の会狭			
17	山丘陵部会	1990. 4	展示・掲示活動	
18	八潮植物観察の会	1990.8	調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催	
19	入江の会	1991. 12	調査・研究・学習会開催・シンポジューム開催	
20	鳥と緑と水を守る会	1992. 5	環境破壊監視・環境保全・緑地保全活動	
21	シェアリングアース協会	1993. 5	調査・研究・学習会開催・シンポジューム開催	
22	浅川生き物研究会	1995. 10	調査・研究・学習会開催	
23	武蔵野エコ・クラブ	1995. 10	調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催	
24	武蔵村山自然に学ぶ会	1995. 2	関係機関との連携協力	
			·	

25町田の尾根・谷戸に親しむ会	1995. 6	調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催
26 南多摩オオタカ・里山連絡会	1997. 6	環境破壊監視・環境保全・緑地保全活動
27生きものばんざいクラブ	1998. 4	子どもの自然体験活動
28 府中かんきょう市民の会	1999. 11	
29 特定非営利活動法人豊穣の森	2001.1	
30 霞川くらしの楽校準備会	2002. 3	調査・研究・学習会開催・シンポジューム開催

2003年の名簿から、設立目的:自然保護・自然を大切にする教育・運動

主たる活動内容2:で、自然観察会・自然保護活動とした団体(設立順)

No.	団体名	設立年月	主たる活動内容 2
1	NPO法人自然学園	1975. 3	環境破壊監視・環境保全活動
2	東京都多摩東部地区連盟	1981. 4	緑化推進・環境美化・生活改善
3	はけの森調査隊	1990. 10	調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催
4	西多摩自然フォーラム	1991. 2	調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催
5	せたがや自然環境保全の会	1999. 4	環境破壊監視・環境保全・緑地保全活動
6	倉沢里山を愛する会	2000. 4	環境保全活動
7	世田谷の野鳥環境を考える会	2000. 4	調査・研究・学習会開催・講演、シンポジューム開催
	江戸川自遊楽校~みずとみどりの寺		
8	子屋	2002. 10	子どもの自然体験活動

2003年に作成された名簿上、東京の自然保護団体で自然保護教育実践を行っているのは、主たる活動内容 1、2 に自然観察会などが記述されていた 38 団体といえるだろう。そして、1991年当時も 2003年当時も名簿にあるのは、13 団体となっている。この 12 年の間に活動を停止してしまったと思われる団体が多いが、この 2003年の名簿には記載されずNPO法人格を取得し活動を広げている団体もある。それは、1974年に設立され、2001年にNPO法人となった自然環境アカデミー(旧福生自然観察グループ)である。

1991年、2003年の名簿から、今日東京で自然保護団体として「自然保護教育」をしている団体が絞られてきた。1991年段階では22団体、2003年段階では38団体、合計50団体であるが、そのうち13団体が両方の名簿に記述されているので、実質的には名簿上37団

体が自然観察を主たる活動として「自然保護教育」を行ってきた団体といえるだろう。

そして、この37団体の主たる活動内容1,2から、内容を精査してみると、5つの型に分けられることができ、それぞれの型に該当する団体名(一部)を記入してみると、下記のようになった。

表4 自然保護教育を行う団体と活動タ	1-	プ゜
--------------------	----	----

活動タイプ	団体名
生物専門家集団型	八王子自然友の会など
住民運動、住民自治・参加型	自然観察会・多摩川の自然を守る会など
教育・学習型	自然環境アカデミーなど
環境保全型	東村山の自然を愛し守る会など
その他	生きものばんざいクラブなど

以下に、5つの型の団体の一部を紹介する。

■「生物専門家集団型」

1962年に設立された「八王子自然友の会」である。この会は、植物に非常に詳しいメンバーが多く、地元の高尾山の植生調査などを実施している。そして、1985年2月に他の自然保護団体などと「高尾山の自然を考える集い」を開催し、約200名が参加したこともあったが、今日では圏央道の高尾山裁判などに団体としては関わっていない。

■「住民運動、住民自治·参加型」

「自然観察会」と「多摩川の自然を守る会」がある。

「自然観察会は1968年6月、厚木市の緑ヶ丘団地の住人から鳥類保護連盟に、『目の前の野原でセグロセキレイが卵をあたためているのですが、子どもがとってしまうのでなんとか指導をしてほしい』という手紙が届き、『新浜を守る会」の裏方をしていたと思われる人が、新浜の運動をしていた学生などに声をかけ、厚木へ行って活動を始めた。

丘陵地帯にできた新しい団地であり、周囲に自然がたくさんあり、当時の学生たちは自 然保護教育をしようとしてでかけた。

具体的な活動内容は、午前中に観察・午後はずっと遊びという状況で、最初は2ヶ月に 1回のペースで実施し、隔月で新聞を発行するというペースだった。

『自然観察会』はリーダー養成と自然保護につながる活動の2つの目標をたて、自然観察と、自然保護問題のある場所へ見に行くといった学習的なことを実践した。

リーダー研修会は年に1~2回、1979年まで自然観察指導員の研修会を開いたが、1978年から日本自然保護協会の自然観察指導員制度が始まったこともあり終了した。

1975年から自然保護ゼミを実施した。そこには実際に自然保護の現場にいる人達が集まり、自然保護教育の話題について3回取り上げたが、『自然科学の知識を普及するだけの自然保護教育は何の役に立たないではないか』という論議だった。概要を言えば、政治的な背景や現実を考慮しない、あるいは問題に全く関与しない自然保護教育はナンセンスだという論点だった。自然観察会のメンバーは、自分たちの活動の中身を人文や社会の中に意図的に移していこうとした。

室内とフィールドワークの両方からリーダーの養成をしたが、学習会には参加しても自然観察会には参加しないので、企画運営する側に疲労感が蓄積した。また、直接的には小川潔氏が就職をしたこともあり、1980年代の最初の段階で、実質的に自然観察会の活動は収束する。」

「多摩川の自然を守る会」は1970年2月に設立されたが、公園の造成によって野鳥や植物の貴重な生息地が破壊される心配をした地元女性の呼びかけに、前年の11月8日に自然観察会が開かれたことをきっかけとして設立された。その後、多摩川流域の自然を守る活動を発展させ、当時としてはそれまでの研究者などが主体となり専門的な知識からの提言やなどをする形の自然保護団体から、主婦やサラリーマンなど住民参加型の自然保護団体として、新たな活動タイプを生んだとされている。

また、結成当時から東京都や地元自治体、当時の建設省関東地方建設局京浜工事事務所 (国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)などを相手に、おびただしい回数の打ち合わせや調整のための会議を行っている。そして、1980年に当時の建設省と多くの時間を割き実地検証などもしながら河川管理計画を作成するなど、非常に多くの時間をうち合わせ・調整などに割いてきた。もちろん、地元住民を中心とした自然観察会の開催の他、「多摩川教育河川構想」なども作成し、たぐいまれな指導者もいたが、その活動は今日の河川管理や水辺の楽校などの自然体験学習の基礎になっていると評価されている。

■「教育・学習型」

1974年に設立された「福生自然観察グループ」である。この団体は、1973年に成人式を迎えた青年達が、青年サークル活動の一環として始めたものだった。その後、活動の中心的な青年メンバーの一人が、高校時代の教師が市内の玉川上水沿いで野鳥観察しているとろに出逢ったことから、市民対象の自然観察会を開催するに至った。

自然観察会が成功し、青年だけではなく市民を巻き込んで福生周辺の自然観察に活動を 広げ、その後福生に生活していた野鳥・植物・昆虫などの専門家と市民による共同の学習 を深めていったところに特徴が見いだせる。

特に、中心的な青年メンバーがその後福生市公民館職員となり、以後20年以上にわたり 自然環境全般に関する様々な事業を公の事業として行ったことから、子どもから高齢者ま でが身近な自然環境を学習する定期的な機会と場が設定され続けた。

社会教育活動として始めた青年の学習活動が、市内に生活する自然環境に関心や専門的な力をもつ市民を集め、一つの自然保護団体として成長させた。その後、公民館において学習の機会を継続的に用意したことから、公民館で様々な世代が交流し学ぶことになった。その結果としてとは単純には言い切れない面もあるが、公民館で学びを深めた市民主導によるNPO法人「自然環境アカデミー」として活動が発展している。

■「環境保全型」

東村山の自然を愛し守る会のように、狭山丘陵の保全の活動に継続的に取り組み、定例の野鳥観察会なども行っている。また、隣接する自治体の自然保護団体などとも、身近な環境保全のための動きも活発である。具体的な保全区域や特定の生物種を保全するといった明確な目的がある団体が、この型に分類されるだろう。

■「その他」

武蔵野市の生きものばんざいクラブのように、「自然を愛好する」という地域の人たちが、 身近な公園のよりよい利用のために、自然に親しむ活動が中心とするような活動である。

表4で比較したように、「生物専門家集団型」「住民運動、住民自治・参加型」「教育・学習型」「環境保全型」「その他」というように、それぞれの自然保護団体には特徴となる型があり、それぞれの型の自然保護団体には自然観察の方法・手段があり、それぞれの自然保護団体の「自然保護教育」があるといえるだろう。

さて、この節のはじめに自然保護活動団体の「教育力」についてまとめたが、佐藤一子が紹介した「学習する組織」の行為原則として以下の6点があげられていたので、それにそって分析してみると、上記に紹介した「多摩川の自然を守る会」「NPO法人自然環境アカデミー」には、いくつかの共通点が見られる。(下記の表5参照)

表 5	学習する組織の共通性
10	

学習する組織の原則ポイント	多摩川の自然を守る会	自然環境アカデミー
継続的に学習機会を創造する	観察会・学習会の実施	観察会・学習会の実施
探求と対話を促進する	多摩川についての行政との対話	野鳥を中心とした調査・研究
共同とチーム学習を奨励する	他自然保護団体・行政を対象	公民館での系統的相互学習
学習を取り込み、共有するシステ	多摩川水系自然保護団体協議会の	観察や調査の成果を発表。特に標
ムを確立する	中心メンバーで、学習の共同化	識調査などを公開
集合的ビジョンに向けて人々をエ	教育河川構想、多摩川環境管理計	水辺の楽校の運営、環境市民大学
ンパワーメントする	画などの作成し、実際の支援	などに参画し、市民の学習支援
組織と環境を結合させる	実践を背景とした多くの政策提言	環境学習支援、調査活動

上記の2団体以外にも、東京の自然保護団体の中には「教育力」を持った団体はあるとは思うが、より多くの団体の調査については、今後の調査・研究課題としたい。

第2節の冒頭に佐藤一子が「その活動を公益的な目的をもつ事業として継続させるために、提供する側、受け手の側に合意形成や行動にむけた能力の発揮」と指摘されているように、「生物専門家集団型」「住民運動、住民自治・参加型」「教育・学習型」「環境保全型」「その他」の中の、どの活動型から合意形成や行動に向けた能力は発揮されるのだろうか。

より具体的に表記すれば、自然環境と人間の生活環境の関係を、豊かな実践活動を背景にもちながら政策提言できるカ=アドボカシー能力を、組織として培ってきたのは、単に自然を愛好する、特定の生物種や地域の自然環境を保全するということだけでは生まれず、また、自然体験活動支援や調査活動に力を入れているだけでもない。そして、豊富な知識を持つ専門家集団として、調査研究するだけでもない。

東京の自然保護団体の活動の約40年を振り返ると、最終的には、住民自治による創造と参加という視点・姿勢を持ち、自然環境の保護と生活環境の関係を生活者としての視点から学ぶ団体があることが判明した。地域の公共課題の解消のために行政に対しては住民の意思を政策という形で提言し、実現のためには請願・陳情も含めあらやるセクターとも話し合いのチャンネルをつくりだしていく活動が公益性をもつ活動として認知された。そして、合意形成にいたる地道な活動が信頼と協働を生み出すことが、環境パートナーシップを生み出す「教育力」をもつ団体像が見えてきた。

このような視点から東京の自然保護団体を見てみると、現時点は「多摩川の自然を守る

会」の活動が、組織内での「教育力」を持ち、環境パートナーシップ実践を行っている代表的な団体と言えるのではないか。

もちろん、他の団体もその資質を十分にもっていることは認められるだろうが、許される紙幅の問題もあり、次節では「多摩川の自然を守る会」の実践を振り返り、その活動の中身を検証すること、環境パートナーシップ実践をとりあげ、その実践が生まれるまでの合意形成にいたる学習や経緯を明らかにする。

第3節 自然保護団体の「教育力」

(1)「多摩川の自然を守る会」の設立と社会的背景

多摩川の自然を守る会は、1969(昭和 44)年 11 月、福生市地先の多摩川河川敷(現福生市南公園)に運動場を造成する計画が明らかとなり、「その場所が、野鳥の渡来地として多摩川流域でもきわめて重要な場所であったことから、まず、日本野鳥の会の会員の中から抗議の声があがった。その声は大きく広がり、自然保護協会、各大学のサークルなどから若手が集まり、守る会が生まれたのである。」(8) とされている。

公園造成計画地周辺は、多摩川と秋川との合流点でもあり昭和用水堰が設置され、当時の昭和用水堰による広い水面と周囲の草原は一年を通して野鳥が多く棲息・越冬する場であり、河川敷には現在では絶滅危惧種であるカワラノギクが広範に群生していた。

昭和用水堰には、1975年前後に2年連続でオオハクチョウが飛来した記録があり、また、毎年福生市公民館が主催してきた冬の野鳥観察会では、淡水系のカモ(オナガガモ・ヒドリガモ・ハシビロガモ・オカヨシガモ・コガモなど)が千羽以上もカウントされたこともあったほどである。

現在の福生市南公園が造成される直前、多摩川の自然を守る会初代代表の市田則孝は、「自然保護が、人間のために考えるものならば、われわれの日ごろの生活環境の中にある自然、身の回りの自然こそ、いちばん先に守らなければならないと考えてのことだった。」 (9) と生活環境の中にある自然を守る意識を明らかにしていた。そして、多摩川の自然を守る会の目的として、以下のように述べている。「大都市を流れていながら、さまざまな動物が訪れ、四季おりおりに花の咲き乱れる都市河川は、今まで開発の盲点であり、都市住民の数少ないいこいの場であった。このいこいの場を守る一それが多摩川の自然を守る会の目的であった。」 (10)

前述のように、多摩川の自然を守る会設立当時には、日本野鳥の会をはじめ日本自然保

護協会に参加していた青年も多数関与していたが、「自然を守れ!」という言葉に結集する 人々の背景には、当時、四大公害裁判(新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市喘息、熊本 水俣病 1967 年~1973 年)が起きていたことからも、健康被害や安全で安心できる生活環 境の回復要求運動や意識の高揚があったと推察される。

また、1962年に閣議決定された「全国総合開発計画」によって日本各地で国策による開発が進み、結果として日本各地で公害が発生し身近な生活環境に対する意識や公害学習・公害反対の行動が盛んになっていた背景もあり、都会生活者にとって身近なオアシスである多摩川の価値に気づいた人たちによる、行政による一方的な開発から「生活環境を守ろう」という当時の社会的背景(心理)をみてとることができる。

(2)「多摩川の自然を守る会」の自然保護運動

1960年代の多摩川は、1958(昭和33)年の小河内ダムの完成により、多摩川の水を都民の水道水として利用するようになってからは多摩川本流を流れる水量は激減し、多摩川流域各地で水泳は禁止された。そして、東京オリンピック(1964年)を目指して、様々な施設(高速道路や競技場など)の建設資材として、多摩川から多量の砂利が採取された。そのため、砂利採取や砂利を洗うことにより多摩川の水質が汚れ、また砂利採取場近くの住民にとっては砂塵をまき散らし砂利を運搬するダンプカーなどによって交通事故や騒音、そして排気ガスなどによって日常生活の危険を感じていた。

また、明治以来の河川法が1964年に改正されたが、これは1960年初頭からの高度経済成長政策に伴って急増した水需要に対し、従来の「治水」に「利水」が管理目的として加わった背景もあり、都心を流れる多摩川は一層多方面から利用され、河川環境としては悪化していた。

福生を流れる多摩川では、羽村の堰で毎秒20トンまで取水する権利を持つ東京都水道局は、飲料水として羽村取水堰で上流から流れてきた水をほとんど山口貯水池へ送るため、多摩川本流には羽村取水堰からわずかにしみ出る水しか流れなくなっていた。さらに、福生市の都市下水路から多摩川本流に流入する都市下水路のため、水量も少ない上に極端に水質が悪化した水が流れる「死の川」という様相を呈していた。(11)

そして、東京オリンピック以後、広大な手つかずのスペースであった河川敷をスポーツ 施設建設造成のため沿岸の自治体や企業が占有するということになり、結果としては河川 敷の風景は自然草原からグランドや平らな公園というように、すべてではないが大きく変 容してしまった。 そのような状況の中、狛江市の多摩川沿いに住む主婦の横山理子は、1970(昭和45)年夏のある日、自宅の前の堤防で突然草刈り機の音がするのを聞き、驚いて外に飛び出し、そこではじめて東京都建設局が多摩川左岸沿いに、自動車道路を建設する計画をもっていることを知った。

道路公害を心配した横山理子はさっそく近隣の住民に呼びかけ、対策を話し合った。9月8日、近隣住民が横山宅に集まり、道路建設に反対する会結成の必要性を確認し、9月20日に多摩川沿い道路建設に反対する会を結成した。東京都知事や狛江町議会に陳情書や請願書を提出するとともに「多摩川を救え」住民大会を開催、チラシ8、000枚を市内に配布するなど活発な運動を展開した。

横山理子たち狛江住民の一部は、さらにくわしく多摩川のことを知ろうとして、多摩川の自然を守る会に入会した。すでに記述したが、多摩川の自然を守る会は1970年2月に活動をはじめていたので、横山理子たちの自動車道路反対の運動とは直接関係があったわけではなかった。当時の社会的背景として、四大公害裁判(1967年~1973年)の最中でもあり、自動車道路建設による公害を心配した住民の運動は、当時の社会的背景に大きな影響をうけていたと思われる。

1971年から1973年の2年の間に、多摩川の自然を守る会は狛江市や建設省関東地方建設局京浜工事事務所(現国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)といった行政機関と頻繁に話し合い、要望書・請願書や陳情書の提出を行い、また弁護士会との打ち合わせや東京都知事と話し合いをし、都民集会あるいは狛江市民の集いに積極的に参加した。

それだけではなく、定例の自然観察会はもちろん、機関誌「緑と清流」の発行なども行ってきた。これらの活動主体は、狛江在住の主婦が中心だった。当初は道路建設反対運動を始めたPTA関係者の運動であったが、その主婦たちが身近な自然に対する価値を、単なる自然空間というだけではなく、また、個々の趣味や関心領域から守りたい・利用したいといったものではなく、暮らしにとって必要不可欠な生活環境の一部として、多摩川とその周辺の環境を「まとまり」として保護しようとした運動であると言える。

以下に、「多摩川の自然を守る会」の特徴を明記する。

- ① 生活者の視点から、多摩川の自然環境を生活環境としても必要不可決な存在として位置づけた。
- ② 自然保護活動に、自然愛好家だけでなく母親や地元サラリーマンが参加するようになった。

- ③ 多摩川を環境教育の場として「教育河川」としようと提案した。
- ④ 会としての観察会や学習会の活動や観察記録を、機関誌などを通して広報し、地道に地元の市民・自治体・東京都・建設省(当時)対象に、参加と協働についてあらゆる方法で働きかける。

そして、多摩川の自然を守る会の最大の特徴と言われるのが、上記①から④の視点と方法により「住民運動型自然保護運動」を生み出したことであり、全国に大きな影響を与えたと言える。

(3)教育河川構想にみる、多摩川の自然を守る会の「教育力」

多摩川の自然を守る会は、発足以降、定例の自然観察会を実施し「緑と清流」という機 関誌を定期的に発行し、地元の自治体への請願や陳情、そして東京都知事や東京都の部局 との話し合いだけではなく現国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所との話し合いなど、 短期間に多くのことを精力的にこなしてきた。

特に、1972 年9月、多摩川の自然破壊防止に関する請願が東京都議会で採択されたが、「その要旨は、(1) 河川敷内の造成工事を中止する、(2) 多摩川の自然を利用した教育を推進する、(3) レクリエーションのための自然公園にする、(4) 多摩川の自然保護行政の窓口をひとつにする、(5) 条例による多摩川の自然保護を住民の参加を得て推進する」というものであった。(12)

この請願が東京都議会で採択される背景には、前年の1971年に環境庁(現環境省)が新たに設置され、日本の環境行政に本腰を入れて取り組む機運が高まっていたことや、1972年にストックホルムで第一回国連人間環境会議が開催されたことも影響を及ぼしたと考えられる。そして、公害に代表される環境汚染に対し、人間らしく生きるための環境全般に対する、世界中の関心が高まっていたことも影響していたと考えられる。

上記の請願書の中で、多摩川の自然を守る会は具体的には以下のように請願している。「小・中・高校生のための自然教室・教材にするために、多摩川を教育河川に指定し、専門家による維持管理を通じて、自然の姿を保持しながら積極的に利用する方策を立てること」(13)

ここで着目したのは、「多摩川の自然を守る会」の地域の自然環境のビジョンと子どもの 成長を視野にいれた取り組みであり、その活動の方向に教育的視点が見てとれる。

前節において、自然保護団体の中で、自然観察会や調査研究などの地道な実践を積み重ね、実証的なデータをもとに地域住民が求める地域の環境ビジョンを構想し、日常生活環

境を維持するうえで自然環境の保全と賢い利用の重要性を、具体的な資料や方法を伴って 権限者である行政に政策提言する力を持っている自然保護団体を、「教育力」のある自然保 護団体としたが、まさしく「多摩川の自然を守る会」にその団体像が見える。

そして、多摩川の自然を守る会が作成した「多摩川の教育河川構想」は、1971年五月の自然公園案の発表以来、多摩川の自然を守る会が一貫して主張してきたものである。以下に、その内容の一部を記す。

- ①つねに生きて流れる川に対応した自然環境調査を密度高く行い、保護と管理と利用のための対策を立てる。
- ②学校・社会教育にたずさわる人びとに、利用の目的に合った自然教育の場を紹介したり、指導のアドバイスをする部門を設ける。「多摩丘陵や多摩川の実情を知らない先生方が、指導の目標を持って来られたら、場所を選び、その対策にあわせた指導もして差し上げられます」といったものである。
- ③自然観察園を設け、一般の人たちに自然教育の実践をすると同時に、自然新聞・四季の 便り・自然ポストなどを作り、自然界のしくみや自然を守ることへの啓蒙を行なう。
- ④指導員の養成機関を設けて、以上のことが円滑に行なえる知識と技能を身につけた指導 員を養成する。
- ⑤全国各地の自然保護と自然教育を行なっている人たちと相互に連絡をとり、研修を深め 指導員の資質の向上を計るためのセミナー活動を行なう。

このような機能を果たすために、「自然教育センター」に次のような施設を造りたいと考えている。(以下略)

この構想は、多摩川の自然を守る会の具体的目標としてまとめたものであり、自然保護運動の理念も地域住民運動の願望や行政当局への要望なども含まれている。

多摩川を教育河川に指定して、保護と管理を加えながら、東京や川崎に住む人々に有効に利用してもらう計画を教育河川構想とし、多摩川を利用する子どもから大人に「上手く利用してもらう」ためのさまざまなアイディアを生みだしてきた。具体的な活動のカリキュラムや学習材料としての多摩川の利用の仕方、広大な河川敷を含む利用のルールやマナーについてはどうあるべきなのかといった新たな提案からも、「多摩川の教育河川構想」は注目できる内容である。

そして、身近な河川を教材として利用する実践からは、地域の現状や課題についての気づきや新たな学びを生み、次なる学習段階に容易に発展することが考えられる。また、野

外での保全活動を共に実体験することなどから、課題意識の共有と課題解決への合意形成に至る視点を深めることも考えられる。その意味でも、「教育力」をもつ自然保護団体の活動実践(共同学習、多様なセクター間の共同作業体験など)そのものが、地域の住民自治を学ぶきっかけとなる可能性は大きいと思われる。

この教育河川構想を書き残した横山理子の存命中には実現しなかったが、1999 年に二ヶ 領宿河原堰が改築され、この堰の管理所の一部に「多摩川せせらぎ館」が誕生した。この せせらぎ館は、建設省所有の建物ではあるが川崎市が管理・運営し、運営の内容は市民と 川崎市とからなる運営委員会が決めることになっている。市民が多摩川を軸とした交流の 場をもつこととなったわけで、横山理子の思いが十分実現したとはいえないまでも、その 遺志が形になっていると言える。

また、現在多摩川流域の数市で実施されている「水辺の楽校」といった自然体験活動は、 多摩川教育河川構想の中に記されていた「自然観察園」の内容が生かされていると思われる。

教育河川構想を生みだしてきたのは、住民運動で培われた行政との粘り強い交渉、自然 観察で得た多摩川流域の広域的で実証的なデータと系統的な知識を背景としたものだった。 そして、これらの取り組みを単に個々人の中に蓄積するだけではなく、市民・事業者・行 政に理解を広げようという活動が、自らの組織内での理解を深めることにつながったと思 われる。

教育河川構想を生み出した力は、組織内の理解を深め、そして他のセクターへの働きかけへと発展していくものだったと言える。

第4節 環境パートナーシップ構築へ至る学びと実践

(1) 多摩川の河川管理計画作り

多摩川の自然を守る会による具体的で注目すべき「パートナーシップ」活動の一つは、1974年12月に「多摩川水系自然保護団体協議会」が結成される。その背景には1971年には環境庁が設置され「全国自然保護連合」も結成されるなど、国も自然保護団体側も環境問題に関心を深める動きが加速していた。東京都も美濃部都知事が「都民の集い」に参加し、「多摩川を10年計画で昔のようなきれいな川にもどす」と発言するなど、"追い風"状態であった。

そのような中で、1972年11月に「第一回多摩川の自然を守る市民集会」が開催されて

以降、紆余曲折を伴いながら 1974 年 12 月に「多摩川水系自然保護団体協議会」が結成された。この団体を設立するための労をとったのが、多摩川の自然を守る会であり、設立以後も事務局を担当するなどして、実質的な中心団体であった。

多摩川水系自然保護団体協議会は、東京都自然保護条例に基づいて多摩川を自然環境保全地域に指定させるというつもりだったが、都知事の交代に伴って都側の熱意が冷め、また、多摩川が建設省による直轄河川であり新たに河川環境管理計画を策定するという動きがあることがわかり、方向転換をせまられた。

1975 (昭和50) 年9月1日に財団法人河川環境管理財団が発足し、当時の建設省関東地方建設局京浜工事事務所からの委託により、河川環境管理のマスタープランづくりが始まった。具体的には、多摩川の環境保全についての基本方針を決めるにあたって、河川工学、造園計画、都市計画、余暇利用関係の学識経験者、自然保護団体(多摩川の場合その当時で約40) の代表者はもちろん、地方公共団体として、東京都、関連の市・区の首長等も参画して策定していこうというものであり、この流域住民の参加と協力によって河川環境の回復を目指すという活動の第一歩となった。これは、多摩川にかかわる様々なセクター(市民・事業者・行政)が皆で環境を改善していこうとする考えであった。

1977年9月以降、多摩川水系自然保護団体協議会の話し相手は当時の京浜工事事務所が中心となり、1980年3月に多摩川河川環境管理計画が策定されるまでに、京浜工事事務所、東京都自然保護部、自然保護団体の三者共同で現地踏査・合同検討会を行い、上記三者同席による意見交換会も実施された。

1980年(昭和55)にでき上がった多摩川の河川環境管理計画(通称、環管計画)といわれるこの計画の内容はまさに先進的なものであり、河川管理者と地域との協働という意味でも画期的なものであった。5つのゾーンタイプ、8つの機能空間を設定することにより、様々な市民活動と自然保護の両者の要請を満足させるものとなっている。

河川環境管理計画の基本理念は、①多摩川と市民のふれあいを提供すること、②多摩川らしさを維持すること、③多摩川らしさを活用すること…で、計画内容は、ゆとりのある治水計画、自然環境の保全・回復・創造、利便性・快適性・安全性の向上、環境管理体制の確保・整備、財源の確保と運営方法の確立などとなっている。

多摩川水系自然保護団体協議会は、河川環境管理計画が多摩川でどのように生かされてゆくのかをチェックするために、5年間にわたって河川敷公園や運動場の利用実態調査を行い、また、1980年以降多摩川を歩く会を開催し気づいた点を要望書にまとめ、流域各自

治体ならびに東京都と建設省(現国土交通省)に提出した。

1982年には8回に分け「多摩川キャラバン64km」と題して現地調査を行い、80項目を超える河川環境改善のための要望書を京浜工事事務所長宛に提出。また「多摩川シンポジウム82」で、その結果を広く市民に公開した。

多摩川水系自然保護団体協議会は、1986年には流域の行政の長が集まって行われた「多摩川サミット」に向け、「多摩川の自然に関する問題点と改善への要望―多摩川 64 キロを歩いて」と題する要望書を提出している。

その後も、東京都や建設省(現国土交通省)との話し合いが続くが、1985年上河原堰下流左岸河川敷に計画されたリバーサイド・ゴルフ練習場建設をめぐっては、私有地の開発権限に対する国土交通省側の規制の限界と、自然保護団体の要求の違いなどで、両者の関係が悪化したことがあった。

この段階のパートナーシップは、自然保護団体単独、あるいは多摩川水系自然保護団体協議会と関係行政機関といった範囲でのパートナーシップであり、地域住民を取り込んでのパートナーシップという段階まで達していなかったと思われる。

(2) 府中四谷橋建設、二ヶ領用水宿河原堰改築工事

1990(平成2)年、多自然型川づくりを推進する通達(「多自然型川づくり」の推進について(平成2年11月6日 建設省河治発第56号、建設省河都発第27号、建設省河防発第144号))が出され、多摩川においても水衝部を護岸で固めるのでなく、水制を利用して多様な河床形状を生み出そうとする計画が新しく採用されてきた。また、自然度の高い河川を保全するという新しい理念を実現するためには、それを支える技術体系も進歩させる必要があり、河川工学上の複雑な形状の河道における流れや水制の周辺の流れ、中州や高水敷の植生周辺の流れなどを、詳しく再現できる数学モデルが必要となってきた。

そして、1994(平成6)年、建設省(現国土交通省)は環境政策大綱を定め、河川行政においても積極的に環境を取り込むことを定め、1995(平成7)年9月に河川審議会が河川行政に対し「生物の多様な生息・生育環境の確保」「健全な水循環系の確保」などを積極的に取り入れることを答申している。

これらの動きに対応して、多摩川においては灌漑期にだけ実施されていた羽村堰から下流への毎秒2トンの放流を、1994(平成 6)年から年間を通じて行うことに変更された。 この決定には、当時の福生市長や助役が東京都や建設省に足を運び頻繁にお願いしたという事実もあるが、ただお願いだけで変更したということではなく、前述の環境政策大綱の 変更が大きな背景であったことは明らかであろう。

これら河川管理上の変更は、河川敷の利用や環境用水への社会の関心が高まっていることを背景とした変化といえる。

さて、上記のように河川敷の利用や環境用水への社会の関心が高まっている背景の中で、 建設省(現国土交通省)は、府中四谷橋建設に際しての河川敷内でのカワラノギク保全、 二ヶ領用水宿河原堰改築工事での地域住民・自然保護団体・行政による、新たな協働の形 (パートナーシップ)による、事業を実施した。

府中四谷橋建設に際しては、河川敷に生息し希少植物であるカワラノギクを保全するために、多摩川の自然を守る会としては1993年12月から、カワラノギクの保護対策について、東京都北多摩南部建設事務所とまず電話で協議したのをはじめ、翌1994年1月には府中四谷橋建設現場で建設省と東京都北多摩南部建設事務所と協議し、5月には建設現場付近のカワラノギクの生育調査、1995年9月には東京都北多摩南部建設事務所と現地で保護策について協議をしている。

このような協議や現場での実際の保全活動なども繰り返し、1998年に竣工するまでの間、カワラノギクの保全のために、市民と行政が共に現場で話し合い、一緒に作業することで、結果的にカワラノギクの生息環境保全のための自然保護団体と行政との間で、新たな役割や具体的な保全方法が見いだされたといえる。

そして、1994(平成7)年に開始された二ヶ領宿河原用水堰改修工事は、4年余の年月を掛けて完成し、1999年(平成11)3月にした。この二ヶ領用水堰改修工事はいくつかの点で多摩川における「パートナーシップのいい川づくり」の原点となる大きな意義を持っていると言われている。

二ヶ領宿河原用水堰改修工事の経緯としては、当時の建設省が1974(昭和49)年の多摩川水害を踏まえ、治水上問題のある固定堰を撤去し代わりにもっと頑丈な新しい堰を作る必要があると判断し、建設省がこの堰の改築を立案し、それを堰の所有者である川崎市に迫った。

当時、建設省河川環境保全モニターを務めていた矢萩隆信と柴田隆行は、1994年5月にこの計画について知らされ意見を求められた。その後川崎市から情報を得た川崎市内の市民団体がこの問題を取り上げ建設省に説明会を求めた。そして説明会の席上具体的な計画が公開されて以降、建設省は計画の全体を川崎市・狛江市の市民ならびに自然保護団体に提示し、堰改築計画そのものは絶対に撤回できないが、その仕様や工事方法等については

市民の意見を聞く用意があるとして、頻繁に説明会や話し合い会が開かれるようになったことである。

二ヶ領宿河原堰については、洪水時の流水阻害を無くす点では固定堰を撤去し、完全に可動堰とすることに変更した意義は高い。そして、新しい堰を河川管理施設として正式に位置づけたことがあげられる。農業用水施設としての役割を終えた施設を、新しい社会的要請に応じた位置づけに変更したものであり、時代の変化に柔軟に適応できた例である。さらには、宿河原せせらぎ館を設置し、市民運動の拠点として運用を始めたことがある。以上、「多摩川の自然を守る会」が、現国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に対し

以上、「多摩川の自然を守る会」が、現国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に対し 主体的な働きかけをしてきた、実践例をみてきた。

この実践例については、河川管理者側も市民・自然保護団体との協議を経て内容を作成してきたことを高く評価している。

第5節 環境パートナーシップの課題と教育ガバナンス

前節で、多摩川における環境パートナーシップの具体的な実例例を紹介したが、環境パートナーシップ構築の実践的で先進的な取り組みは、大阪府豊中市が有名である。豊中市は1995年に豊中市環境基本条例を制定したが、その背景にあったのは19992年に実施されたリオ・デジャネイロでの「地球サミット」であった。

地球サミットでは、地球環境問題の深刻さがクローズアップされ、「持続可能な発展」が キーワードとして世界的に認知され、各国や自治体でローカルアジェンダ 21 を策定する流 れとなった。

豊中市の環境パートナーシップの構築は、1996年の市民環境会議を発足させたところから始まる。最初に、市民・事業者が一同に会し、環境問題に関する懇談会を開催し地域から地球環境を守る行動を進める取り組みを始めた。この懇談会以後、150団体からなる「とよなか市民環境会議(市民環境会議)」が発足する。

当然、半年から1年ほどは多様な団体から行政への不平や不満が出されたが、その後、行政批判だけでは物事が進まず、市民も自主的に行動し、必要な場合は行政とも連携するという機運が高まった。市民環境会議ではワーキンググループでの話し合いを深め、問題の解決を図った。その後、市民環境会議で「豊中アジェンダ 21」の策定後、2002年に「豊中アジェンダ 21 推進会」が発足し市民環境会議のワーキンググループは豊中アジェンダ 21 推進会へと改変された。そして、2003年にはアジェンダ 21 推進会は「NPO法人アジ

エンダ 21」へと発展した。

市民・事業者・行政の総勢 150 団体からなる環境パートナーシップ組織として出発した 市民環境会議は、市民・事業者の自主性・独立性を尊重し、中核になるワーキンググルー プが市民環境会議から分離独立しNPO法人となった。

豊中市の環境パートナーシップの構築の流れを整理してみると、当初は環境パートナーシップ組織における協働というレベルから、最終的には環境パートナーシップ分野における NPO と行政との協働というベクトルとなっていることがわかる。

豊中市の取り組みは非常に高く評価するものであるが、以下の点でパートナーシップそのものに課題があるといえるのではないか。

- ① 行政が抱える地域課題の解消にむけた新たな事業と環境整備については、「NPO法人 アジェンダ 21」への事業委託という形で進んだと考えられるが、市民・事業者・行政 が同じテーブルで地域課題の解決に向けての議論を継続する場がなくなってしまった のではないか。
- ② 当該自治体として行わなければならない、今後の環境ビジョン創造や今後の環境問題 への、行政と市民・事業者・行政が参加して方針を議論する場がない。
- ③ 環境パートナーシップを構築する段階で多様な団体や市民とのネットワーク構築が重要との判断をしていたが、実際のワーキンググループの中でも半年から1年ほど混乱が認められたとのことである。議論の中からある方向へ向けた論議を展開できるファシリテーターとしての市民の養成については、まったく議論されていない。

これらの課題を2点に整理して考えることにする。1点目は、環境パートナーシップ組織をNPO法人化して、本当に行政との協働が実現できるのか、という問題である。

今日において多様な分野においてNPO法人が活動しているが、実際にその収入源としては行政からの事業を委託されている、負担金を受けている、補助金を受けているといったケースが多い。一方、行政からの補助金・負担金といった一切の財政的な支援がなく自立したNPO法人もたくさんあるが、それが今後の環境パートナーシップモデルと断定できる状況でもない。

私が関与しているNPO法人でも、地方自治体からの事業委託という形の仕事がかなり 多くある。地方自治体ではその事業費だけが予算計上されるが、事務費やスタッフの人件 費を捻出するだけの額は保障されていないし、最近では予算の削減という形で金額が抑え られている。これでは、地域課題を対等な立場で解決の目標を共有して、お互いの力を発 揮するといった環境パートナーシップの理念に対して、現実は事業を委託する側とされる 側という関係にならざるを得ない。

NPO法人化した団体だから、自立した組織で公共性が認められるというのは言い過ぎではないかと思う。行政との関係(特に財政面)で考えれば、パートナーシップ組織としての自立性と自主性のバランスを考えなければならない。

また、行政評価をせざるを得なくなっている今日的状況では、運営主体の力量を正確に 判定・評価する力を、行政内にどのように育成するのかといった課題もある。

2点目には、環境パートナーシップを構築している要件として、市民・事業者(企業)・ 行政が上げられている。このこと自体はまったく異論はないが、実際のワーキンググルー プの中での議論をもとに、地域のあるべき環境ビジョン、市民が主権者としての参加の在 り方、市民・企業・行政がそれぞれの責任と役割を分担し、実現へのロードマップを描く といった結論は会議で決定してするとしているが、その毎回の会合をファシリテーション する立場の人について、どのような人を位置づけるのかという問題である。

これは、ファシリテーターと呼ばれる専門家を連れてきて会議を円滑に進め、記録は速記者に依頼して記録を作ればよいという問題ではない。環境パートナーシップを進めるうえでは、参加する市民が現状を把握し分析する力量形成の段階が必要で、この過程で「専門家」と呼ばれる学者や研究者を招いて学習、現状を科学的に分析する視点を共有することは大切である。

環境パートナーシップ組織としては、議論によって結論を得る前に住民自らが体験や現地での観察や実験といった学習を通した理解を、特に環境パートナーシップを構成するすべてのセクターが共有する必要があると思われる。往々にして行政職員からは「今いる人たちで、あなた方が当事者です」といった言い方で、これから環境パートナーシップを深めていく段階での「学習」の必要性より、事業の実施のための形作りに視点が構築されやすい。

行政の行う計画づくりには、必ず予算に伴う「期限」が決められているという背景があるので、どうしてもいつまでに結論を得るということが念頭にある。結果的に、形を優先的に考える実態がある。環境パートナーシップ構築という面では、現状として構成されているメンバーで内容を創っていく形をとらざるを得ないため、どうしても現状の課題分析と将来のビジョン、そして住民としての参画という「学習」の側面からの視点が不足気味となってしまうのではないか。

以上の点から、パートナーシップ論では捉えきれない領域があり、それを補完する考え 方としては、「ガバナンス」があると思われる。

ガバナンスには、環境ガバナンス、コミュニティガバナンスなどが多くの研究者によって語られている。「ガバナンス」そのものは、日常生活圏の課題を住民自身が自ら当事者としての意識を持ち、責任有る行動によって解決・解消する営みであり、その過程で多様なセクターや異なる利権を持つ人たちとの合意形成を経る営みも判明している。解決すべき課題に対しての構成者が異なり、また、地域の歴史的・社会的状況から取り組み方が多様である。

ガバナンス構築に至るこれらの実際の活動は、多くの場合学校教育の中であらかじめ学ぶことが難しい。実際生活に即した課題に対応する実践的な対処であるため、ケースごとによってそのメンバーやゴールとしての目標が異なり、つねにスタートからの対応となる。ガバナンスを生み出すには、どうしても地域住民の自主的で継続的な取り組みが必要である。それは、住民側からすれば学習の積み重ねである。

その意味では常に地域社会を構成するすべての大人にとっての学びを前提とするが、ケースごとの学びの予行演習的なケースはないし、自らが抱えている課題と全く同様なケースもないので、参考とすべきものを見いだすことは難しい。しかし、地域での大人の学びに関しては、戦後一貫して実績を積み重ねた社会教育の営みがあり、その蓄積から学ぶべきものも多い。

そこで、次の第3章では、パートナーシップを補完しガバナンス構築にいたる道筋を「教育・学習」という面から考えることにする。具体的には、公民館を利用して学びを深め、自立した市民として新たな公共を担っている市民を対象としたアンケート調査から、学習の発展構造や学習の要件を明らかにし、また、学習の支援者としての職員が果たしてきた役割を明らかにする。

【参考文献】

- (1)横山十四男「進展する多摩地域の環境市民運動」『たまびとの、民運動から「環境史観」へ』百水社、2004、P28
- (2) 地球環境パートナーシッププラザHP(http://www.geic.or.jp/geic/)2009年11月
- (3)川崎健次「新たな段階を迎えた市民参加」『環境自治体づくりの戦略』、ぎょうせい、 2002年、P204

- (4) 高橋秀行「環境パートナーシップ活動の展開と課題」『環境マネジメントとまちづくり』、学芸出版社、2004年、P106
- (5) 佐藤一子「NPOの教育力と協働・参画型社会の構築」『NPOの教育力』東京大学 出版会、2004年、P5
- (6) 同上 P7
- (7) 第316回 NACS-J 自然観察指導員講習会・千葉県実施要項
- (8) 市田則孝「自然保護運動を支えるもの」『多摩川の自然を守る』三省堂新書、1973 年、P187
- (9) 同上 P187
- (10) 同上 P188
- (11) 『URBAN KUBOTA No. 7』 久保田鉄工株式会社、1972、 P11
- (12) 横山理子「多摩川の自然を守る運動と教育河川構想」『多摩川に生きる』、のんぶる 舎、1990年、P98

第3章 教育ガバナンス構築への道すじ

第1節 はじめに

第1章では自然保護教育の成立過程を歴史的にふり返り、第2章では東京の自然保護団体の取り組みの中から自然保護団体内部に教育力を持つ団体を抽出し、その中でも「多摩川の自然を守る会」の取り組みに注目してきた。

「多摩川の自然を守る会」の実践には、多摩川の河川管理計画の作成に積極的に参加し、 府中四谷橋の建設と二ヶ領用水宿河原堰改築工事では、市民・行政・自然保護団体で構成 されたパートナーシップの一つの団体として参加し、各セクター間でパートナーシップを 構築し、「多摩川の自然を守る会」としての得意な領域で力量を発揮してきた。

しかし、環境パートナーシップに限らず、市民・事業者(企業)・行政においてパートナーシップを構築した場合、多様なセクターが対等な関係で情報を共有して公共課題の解決に向かうわけだが、パートナーシップだけではうまく説明できない領域、あるいは課題の解決においてはもう一段の取り組みが必要であることが判明してきた。

それは、多様なセクターによりパートナーシップを構築しようとした場合、その構成員として地域社会を構成する市民・事業者(企業)・行政という枠組を考えるのは当然としても、その構成メンバーで公共課題を解決するための方法として、ワークショップ形式で進めることが多い。ワークショップによって公共課題を解決していく過程で、構成メンバー全員とまでは言い切れないが、自らが関与していない領域では、どうしても新たな学びの必要が生じる。それは、ワークショップによって、構成メンバー相互の意見や時には共同体験や交流から、新たな課題が明らかになることや各自の新たな気づきというものがあるからである。この各自の気づきというものへの対応が、各自の努力すべき領域とされてしまうと、体験をもとにした課題や意識の共有ということにはならない。また、パートナーシップを構成する構成員が、当事者意識を持って参加していることは前提ではあるが、その意識のレベルや方向性が必ずしも一致しているとは限らない。そのため、事前に当事者意識について共有できているのか確認しないと、ワークショップが進行していく過程で認識の違いという形で異論が出てくることがある。

また、共有された当事者意識を持ち、ワークショップによって相互の学びを深めたとしても、当該の公共課題を解決する主権者としての取り組みが同一になるとは限らない。それば、市民・事業者(企業)・行政が、それぞれの歴史的経緯から異なる意思決定の方法を

持ち、また、しがらみや利権を抱えているためで、理念的には情報共有や自らの意思で参加し協働の取り組みとすることは合意できても、実際の課題を解決する段階ではセクターによっては方向性がずれてしまうことも多々見受けられる。

形としては多様なセクターの参加によるパートナーシップ形式で始まった取り組みなのに、途中から、トーンダウンしてしまったセクターが生じたり、中には「形だけの参加」というセクターもあるパートナーシップも見受けられる。

これらの原因を考えてみれば、パートナーシップ本来のシステムに問題があるのではなく、またワークショップ形式で合意を得る方法に問題があるわけでもないが、以下にパートナーシップの抱える課題として提起する。

まず、パートナーシップの構成員が、現状の把握と分析、そして新たなビジョンを作成 する段階で、個々の構成員の現状認識と解決するための目的や意識が共有されていると考 えてしまうことである。

今まで私が実際に参加してきたワークショップの過程でも、たとえば地球温暖化の問題の現状と原因から個々人や企業での対応を探すといった、結論を急いでいるケースが多々見られる。個々のメンバーの認識の違いを浮き彫りにし、多様な原因がなぜ起きているのか、それはどのような社会・経済システムの中から生まれてきたのか、地域で生活する住民として現状の課題の分析から将来への対応へとつながる結論を見いだすための、あえて言えば学習によって意識を共有化するための時間を用意しないという点が見られる。

次に、パートナーシップ構成員が、地域(コミュニティ)に対する意識をどのように持っているのかという問題である。基本的には、地方自治・住民主権という視点が問われるわけであるが、構成員が同じ方向を向いているのかを検討する必要がある。もしそうでなければ、この問題をどのような形で共有するべきなのかという、具体的な視点や方法論が不足しているのではないか。

そして、パートナーシップの最大の問題と感じているのが、たとえばイベントや継続的な学習会のような場合を想定すると分かりやすいが、多様なセクターが参加するパートナーシップによって新たに公共を担う力量を持つ市民団体(NPO法人など)が生まれたとすると、パートナーシップによって課題とされ論議してきたことが、具体的な事業展開の段階では、パートナーシップに参加した当事者が担うのではなく、新たな市民団体(NPO法人など)を構成するごく一部の人となることが多い。そして、その新たな市民団体(NPO法人など)への事業が行政からの事業委託という形となると、予算を持つ行政と実行

する新たな市民団体(NPO法人など)という縦構造の関係となってしまう。本来、パートナーシップは市民・事業者(企業)・行政が、対等な関係を前提として出発したはずなのに、パートナーシップの結果、新たな市民団体(NPO法人など)が行政の下請け的な位置になってしまう危険性をどのように回避できるのか、という問題がある。

また、新たな市民団体(NPO法人など)が自立して運営していくためには、行政からの期間限定の補助金があったとしても、市民が主体となって事業展開するにはさまざまな競争に対抗できる資金や組織が必要である。団体の運営維持のための行政からの支出を、継続的に保証する仕組みを作るべきか否かといった議論も必要だと思われる。

パートナーシップが抱える課題を提示してみたが、これらの課題はパートナーシップを 構築するケースや地域ごとに異なった形で現れてくると思われる。

しかし、それでもパートナーシップによって事業を展開する必要性は大きいと考えられる。その理由は、今日においては何が地域の公共課題かという決定に関しては、もはや地方自治体や政府の専権事項ではなく、地域を構成するすべてのセクターである市民・事業者(企業)・行政がそれぞれ意思を明らかにする機会と発言の場を保障しなければならなくなっている。特に地方自治体においては、今までの縦割り行政から横断的な仕組みをもとに、多様なセクターを水平的なネットワークを構築する取り組みが必要とされているし、期待されている。

また、景気の後退による地方自治体の税収入の落ち込みは必然的に今までのサービスの 停止や縮減を余儀なくされるが、地方自治体が抱える公共課題の解決という問題を財政面 からのみ捉え、行政サービスの民営化やアウトソーシングという政策で対応しょうと考え ることでは、地域の公共課題の本質的な解決には至らないと考える。

景気低迷の税収入不足の今日だからこそ、地方自治体としては予算を伴わず実効性のある仕組み作りをしなければ、地方自治体として生き残れないと考えている。しかし、実際には地方自治体内の公共課題を解決するために行動する、自立的な市民セクターの出現を望んでいるというのが実情ではないか。地方自治体としては、自立して行動する市民セクターが、より行動しやすい仕組み作りが求められている。

さて、パートナーシップの課題を明らかにしてきたが、それでも地域社会を構成する多様なセクターの参加を前提としたパートナーシップによる地域の公共課題の解決という方法が必要であると考える。そこで、現状のパートナーシップの課題を補完する視点として「ガバナンス」という視点が必要であると思われる。

ガバナンスという文言は様々な領域(環境ガバナンス、地域ガバナンス、ソーシャル・ガバナンス・教育ガバナンスなど)で語られていることと、それぞれが長年の学問の蓄積の上で使っているので一概にはまとめにくいが、あえてまとめてみれば以下のように表記できるのではないかと思う。

「ガバナンスとは、今日の市民社会において、個人と機関、私と公とが、共通の問題に取り組む多くの方法の集まりであり、異なる意見や利害対立の調整の仕組みおよび協力的な行動をとる継続的プロセスである。具体的な取り組み方法としては、地域を構成する多様な主体(市民・事業者・行政)が自主的に参加でき、地域の主権者として自治と自由の上に、地域の公共課題の解決に向けて自主的な連携や取り組みによる、民主主義的な共同統治を構築する営み。」

そこで、この章においては、地域社会に存在するさまざまな主体が絡み合って統治が実現する側面に注目し、地域社会を構成する多様な主体が地域の主権者になるための過程を、「教育ガバナンス」を切り口として明らかにする。

具体的な研究事例として、公民館で学習する市民の学習の発展段階を明らかにし、また、数値化できないそれぞれの住民の学びの発展段階の共通事項をインタビューによって見いだし、公民館での学習を通して地域社会の公共課題の解決に参加しうる力量形成の過程を明らかにする。そして、地域社会における公共課題の解決のためのガバナンス構築に、市民として参加し得る力量形成を、今後も公民館での学習が担うことができることを明らかにする。

第2節 住民の学習と教育ガバナンス

今日、「住民の学習」ということを考えると、学校教育終了後の大人が学ぶ場や機会は、 民間教育産業としてのカルチャーセンターでの様々な生涯学習コースなどが考えやすい。 また、公が設置している公民館・生涯学習センターやコミュニティセンターでも多様な事業が提供されている。そこでは、地域住民に身近な場で住民の学習要求を実現するという、 地方自治体の生涯学習政策の一環として位置づけられている。

生涯学習については、2006 年 12 月に全面的に改正された教育基本法において生涯学習という位置づけが明確にされ、2008 年 6 月に一部改正された社会教育法において、教育基本法改正が具体化された。

それは、教育基本法第3条に「生涯学習の理念」として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と位置づけられた。

そして、教育基本法改正を受けて、社会教育法第5条(市町村の教育委員会の事務) 15 で、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。」に具体化されたことは、記憶に新しい。

生涯学習とは、1981年の中央教育審議会答申「生涯教育について」において、以下のように位置づけがされていた。

「今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。」

また、1990年の中央教育審議会答申においても指摘されているように、生涯学習は各個人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、手段についても必要に応じて、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うものとの考え方があることを、留意すべきである。

さて、前節において、今日の市民社会において地域の公共課題の解決のために、パートナーシップだけではなくガバナンス構築という視点が重要であると指摘した。ガバナンスの定義づけとして、市民・事業者(企業)・行政が、地域の公共課題の解決に取り組むために自主的に参加でき、異なる意見や利害対立の調整の仕組みおよび協力的な行動をとる継続的プロセスであるとした。しかし、現在、生涯学習社会と言われる割には、地域の構成員がみんなでかかわるべき必然性の高い今日的課題(公共課題)について、ほとんど生涯学習として話題に上らない。

それは、1981 年及び 1990 年の中央教育審議会答申にあるように、生涯学習は、学習方法や学習内容を各個人が自発的意思に基づいて行うことを基本としているため、そして可

能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うものであることから、何を学習とするかといった選択の基準が「私」にある。「学習」そのものは私的な営みであることは論をまたないが、地域に発生している地域の構成員全員が関わるべき公共課題であったとしても、それを学習として自ら選択しなければ「生涯学習」にはならないという大きな問題を抱えている。

結論としては、今日起きている地域の公共課題を解決するための学習は、「私的」領域から学習領域を設定する生涯学習では、公共課題の解決という学習領域は「生涯学習」事業では対応に限界があると思われる。

地方自治体の生涯学習政策においては、国民・市民の学習権保障を前提としてはいるが、 各自治体で最小限の学習条件の整備=施設の設置については公の職務であるが、施設の運営については指定管理者制度の導入などによるアウトソーシングや、経費の削減ありきと 考えているのが実態である。

地方自治体の課題として、今後の地方自治体運営のあるべき方向性は、税収入の落ち込みを理由に財政支出を抑えることは仕方ないが、公共領域を民間委託やアウトソーシングといった市場の拡大に頼る方向を主とするではなく、自治体内の無駄を省きつつ、住民が主権者として参画する領域の拡大をより具体化するという方向性の方が重要だと考える。その理由は、住民が主権者としての力量を十分備えることができれば、住民自治の担い手として公益性を直接担う市民セクターが生まれるということを想定できることと、結果的には住民自身の税負担が軽くなる可能性が考えられるからである。また、今日の物的所有要求を充足する「量と競争の社会」から、「住民自らが地域主体としての当事者意識を基に地域ビジョンを具体化する社会」を築く(転換する)、地方自治体の運営に参加する市民像を提案することにもなる。

地方自治体の抱えるもう一つの課題は、職員である。今日、地域で発生している解決しなければならない公共課題への取り組みとして、多様なセクターの参加を前提とし、継続的な取り組みと系統的な「学習」、課題の正確な把握と分析、そして新たなビジョンの創造にいたる「専門的」な力量をもつファシリテーターないしはコーディネーターの存在が不可欠である。それらの専門的な力量は、住民や事業者といった多様なセクターとの共同の取り組み体験をもとに現場で力量を培っているものであり、共同体験をもとに知識や意識の共有が生まれる。これらの力量を自治体職員が求められているとすれば、多様なセクターの中で培った力量をもつ自治体職員を短期間に異動させては、住民の専門性に応えられ

る力量を備えた職員が育たない。自治体の意思を決定する必要がある時に、職員が責任を もって判断できない状況が生じてしまう危険性がある。

これらのことから今日の生涯学習社会において、地域の公共課題を解決するための市 民・事業者・行政によるパートナーシップ構築からガバナンス構築に至る過程においては、 単なる生涯学習政策としての取り組みだけでは、実現に不安を感じる。

しかし、広義の生涯学習の中には「社会教育」が位置づけられている。社会教育法第2条(社会教育の定義)で「この法律で社会教育とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」と定義されていることから、地域の公共課題を解決する営みを担うには、本来「社会教育」であることが理解できる。

そして、戦後の日本においては、公民館を拠点とした社会教育活動としての取り組みや 実践の蓄積が多いため、「教育ガバナンス」を明らかにしていくためにも、公民館での社 会教育実践の蓄積から考える必然性がある。

さて、「教育ガバナンス」とは何かということであるが、朝岡幸彦は「教育ガバナンスとは、教育の主体として市民が自覚的に参画することによって、まちづくり(地域づくり)の主体としての力量を身につけることであり、文字どおり自治の主体となることである。」 (1) と記している。

ここで問われるのは、まちづくりの主体として求められる力量をどのような方法で身につけるのかということである。また、まちづくりの主体、自治の主体とは、具体的にどのような学習が必要なのかを考える必要がある。

結論的に言えば、全国統一の学習方法があるわけではない。また、主体形成に至る条件や要件は多様であることから、むしろ、地域課題や当事者によって柔軟な学習内容編成が可能となる仕組みが重要である。このことは、地域住民が実際生活の課題を学習課題として自主的に学習を組み立て、共有の課題と認識している仲間と相互に学びあうという学習方法で自らの人格の完成を目ざすとともに、公共課題を解決する営みである。

具体的には、「当事者意識を醸成する範囲としての地域」「共に学び共に問題を解決しようとする意識を共有している仲間」「課題解決のための系統的で継続的な学習」というキーワードをもつ学習スタイルであり、「私人」としての学習の積み重ねが「公人」への発展的ベクトルを持つ、戦後の日本で継続して営まれてきた公民館の取り組みそのものである。

鈴木敏正は、社会教育と公民館及び公民館職員について以下のように記している。「社会

教育とは『地域社会教育』であり、地域住民が『協同活動を媒介にした公共性の形成をとおして、現実的に社会的個人となっていく『過程の主体』になること』であるとしている。

また、これに対応して具体的に、公民館(したがって公民館職員)の役割は、地域住民が『私的個人と社会的個人の矛盾を地域レベルで解決していくことをとおして、公民と市民とを統一し、真の公民となっていくこと』を援助していくことである」と公民館の役割を明らかにしている。(2)

これは、地域住民が当事者として地域の自治を創り発展・維持し、責任を担いうる力量形成を、相互学習によって人間の自己実現と相互承認の統一による主体形成過程とするための学習を表している。

また、鈴木敏正は社会教育実践の固有な役割として「主体形成や協同性・公共性の形成 そのものでもなく『地域住民がみずからの意識変革を生み出すような環境を醸成していく こと』」であるとしている。(3)

そして、住民が地域の公共課題を解決するためには、「なりゆきまかせの客体」となっている状態から「みずからの歴史を創る主体」になる取り組みが必要だと指摘している。(4) 鈴木敏正は、あえてガバナンスという言葉を使用していないが、ガバナンスの要件としての「主体」を形成する学びが明らかにされていることと、地域で生きる住民が人間としての自己実現と相互承認を経て、ガバナンスを構築する営みと読み取ることができるだろう。

次節では、公民館を利用する市民の学習の発展段階や、公民館で自らの歴史を創ってきた主体的な住民の成り立ちをインタビュー調査から明らかにし、「学習」の成果や深まりといった数値化できない領域を、「非数値化成果指標」作りといった公民館職員の実際の取り組みから、教育ガバナンスとしての実態を明らかにする。

第3節 公民館での事業評価システムの取り組みから教育ガバナンス構築へ

2003年に「公民館の設置及び運営に関する基準」が改訂され、私自身は、公民館の事業評価の必要性については認識をしていたが具体的な対応を開始せず1年が過ぎてしまった。しかし、2005年6月から福生市公民館が抱える今日的研究課題として、「指定管理者制度について」「公民館の公共性について」「公民館事業評価について」の3つを設け、私が主導して、すべての公民館職員対象の職務時間内研修として取り組みを開始した。

研修の内容は、開始から2年目までは公民館事業係全職員がいずれかの課題別グループ

に属し、グループごとに月1回の学習会を行い、それぞれのグループが報告を行う全体研修会も月1回行うというものである。

この研修は、その後「公民館事業評価について」を集中的に行い、2008年3月に教育長までの報告書を提出した。しかし、報告書提出後も今日まで、事業評価については職員集団の中にプロジェクトチームを作り、毎月の会議で公民館事業の位置づけや評価表の改訂、そして非数値化指標の妥当性などについて話し合いを進めてきた。

この取り組みの中で、各職員が勝手に位置づけていた公民館の各事業が、「入門領域」「当事者意識認識学習領域」「解決能力獲得学習領域」の3つの領域に位置づけられたこと、そして、事業を分析する要素として4つの象限に位置づけ、まず左右に「地域的・共同体的関心領域事業」と「個人的関心領域事業」を、そして上下には「知縁的コミュニティ創造事業」と「地縁的コミュニティ創造事業」を位置づけた。入門領域の事業が、最終的に課題解決能力獲得学習に至る主催事業の発展的な方向性を図示化することで、各職員が実施する主催事業のスタートからゴールに至る方向性・ベクトルを理解しやすくした。

また、公民館事業の構成要件と住民の学習発展段階の仮説を、「地域」「学習」「仲間」の 3つをキーワードとして三角錐モデルを作成し、住民の学習発展に対して職員としての学 習の側面からの支援の在り方・段階についての理解を深めた。

公民館主催事業については二次元での位置づけや、参加する住民の意識の変容については三次元での立体モデル化はできたが、住民の学びは個々人によって数値化・あるいは図示化できないため、どうしても「非数値化評価指標」の必要性を感じていた。これを解消するための一つの糸口として、公民館が設置される前から社会教育活動をされていた方、福生に転入し公民館での学習を深めた方、公民館と公民館以外での学習を積み重ねてきた方、社会教育としての学習の時代背景も担当した職員も異なる80代、60代、40代の住民にインタビューすることで、公民館での学習と職員の支援の中から共通のものを見いだす取り組みを行った。

その結果、学習の入り口段階、地域の当事者としての意識をするようになった段階、解決能力獲得のために学習する(力量形成)段階が共通にあることが判明したこと、興味や知りたいという欲求を学習という営みに転換し、多様な学習機会の設定や必要で十分な資料提供など、様々な学習段階を把握しその段階に応じた学習支援をする「人」の関与があったこと、事業参加者と職員という関係を通して継続的で系統的な学習の積み重ねから、課題を共有し解決へ向けての仲間という意識を持つに至っていることが判明した。

職員集団としての「事業評価」の取り組みから、住民自身が公民館で主体的に学ぶことで、松田武雄が社会教育ガバナンスを「多様なアクターによる社会教育の民主主義的な共同統治」(5) と位置づけたように、住民自らが、地域の課題を解決・解消する多様なアクターの一人として、社会教育委員やPTA会長や役員などを歴任し、地域の民主主義を実現する責任ある行動をしている事例が見出せた。このことは、公民館での学びと職員の役割の中から新たな社会教育ガバナンス構築の方向性が見いだせたといえるだろう。以下に取り組みの実践を記述する。

(1)公民館主催事業の領域設定の取り組み

公民館職員が主催事業を企画・実施する場合、まず企画段階では参加者を想定し、達成目標の設定や講師の選定、そして必要な学習資料の用意や必要に応じた消耗品などをあわせて学習条件を整備して、初回を迎える。当然、講師との事前の打ち合わせなどをしておくことや、参加予定者への確認なども行っている。そして、事業開始後、参加者各自の様子を細やかに観察し、必要に応じて声をかけてそれぞれの理解度や参加しての意識や参加状態なども観察記録する。事業が最終段階になるころには、事業終了後どのような方向へ発展させようとしたのかといったことを明確にするのが一般的である。

私が勤務している福生市公民館では、先輩職員から教えられたり自分から聞いたりしながら、事業の企画・実践・まとめといった、職員としてのノウハウを身につけてきた。

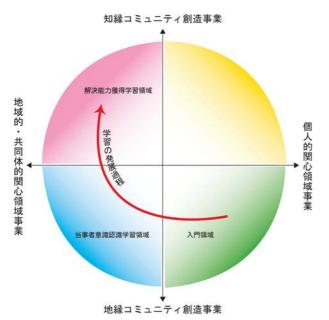
しかし、各主催事業が当該公民館全体の中でどのような位置にあるのか、どのような根拠や社会的背景で実施するのかといった「主催事業の位置づけ」については、これまでは各職員が独自に考えた枠組みの中に位置づけられていたため、職員集団としての共有された位置づけとは言えないものだった。

そこで、私が職員研修を主導実施した初期の段階で、主催事業への参加対象者と目的から各事業を精査し、「事業領域」を明確にした。

まず、初めて公民館に参加する住民を対象とし、主に地域住民が出会い知り合う機会とする場を「入門領域」の事業とした。次に、すでにサークル活動などで公民館を利用している住民を対象とし、地域の中の課題に気づき、自らが当事者であるという意識を認識するきっかけ作りとする場を、「当事者意識認識学習領域」の事業とした。最後は、サークル活動や公民館事業の参加経験が豊かな地域課題について認識している住民を対象とし、地域課題の解消へのビジョンを描き、最終的には政策提言に至る系統的で継続的な学習段階

図1 主催事業の配置図

(2009年度版)



を、「解決能力獲得学習領域」の事業とした。 そして、これらの学習段階がどのような位置づけと発展形態を考えることができるのか を、図1で職員の共通理解とした。

初めて公民館を利用する住民が入門領域の 学習からスタートし、様々な学習や経験を積 み重ね、最終的には解決能力獲得学習の領域 の事業に参加し、地域の主権者としての意識 を持つ住民による、公民館利用という発展の 形・ベクトルを考えた。

なお、図1を職員集団で作成した当初の時 点では、上下左右の文言の「個人的関心領域

事業」と「地域的・共同体的関心領域事業」については、まず、公民館を利用するきっかけとなる、だれでもが参加しやすい事業を「個人的関心領域事業」と位置づけた。それに対して、私たちの日常生活を自然や経済・法律などの多方面の学習を深め、地域課題の当事者として解決・解消のために責任ある行動及び合意形成を生み出すきっかけとなる事業を、「地域的・共同体的関心領域事業」と位置づけた。

上下に位置する「地縁的コミュニティ創造事業」と「知縁的コミュニティ創造事業」であるが、「地縁的コミュニティ創造事業」とは、私たちの日常生活圏内での事故・事件・災害の発生時には運命共同体の一員として人命を守り、治安の維持や復旧へ参加する意思を持つ住民でなければならないと考えた。そのためには、日常的に地域住民同士が知り合い関係を築き深めるきっかけとなる、地域住民としての意識を強化する事業が必要と考えた。

次に、「知縁的コミュニティ創造事業」とした理由は、地域住民として、私たちの日常生活圏内の様々な課題を解決・解消するためには、地域社会の一員としての良識ある判断と自らの能力において意思決定し、その結論には責任を持って行動できる力を持つ住民を生み出す必要がある。そのためには、地域住民として仲良くしている段階から、地域の当事者として地域の現状を把握するとともに分析し、科学的根拠を元に再統合する知縁的コミュニティを構築する必要があるのではないかと考え、そのための事業を実施する必要があると考えた。

各自が実施する主催事業の位置づけが可視化することができたことで、実施する事業の

目的やゴールの設定が理解しやすくなった。

しかし、これまでの取り組みでは公民館職員としての理解は深化したが、各主催事業に参加する住民の学習の進展や深まりというものについての理解は、各職員がバラバラであった。そこで、主催事業に参加する住民は、どのような学習の発展段階を持っているのかを検討した。

(2)公民館事業の構成要件と学習発展段階仮説図(三角錐モデル)

主催事業の位置づけに関して、事業領域としての「入門領域」「当事者意識認識学習領域」「解決能力獲得学習領域」という議論を職員集団で深めた後、では実際に住民はどのような学習の発展構造や仲間との関係の中で学習の広がりを作っているのか、という議論となった。そこで、学習の広がりや深まりの要素を出し合う中で、以下のような基本的構成要素が考えられた。それは、「当事者意識を醸成する範囲としての地域」「共に学び共に問題を解決しようとする意識を共有している仲間」「課題解決のための系統的で継続的な学習」の3点であり、これらの「地域」と「仲間」と「学習」の三つの関係で学習の深まりが進むと仮定し、その関係と学習の進む段階を立体モデル化した「福生市公民館三角錐モデル」図2を作成してみた。

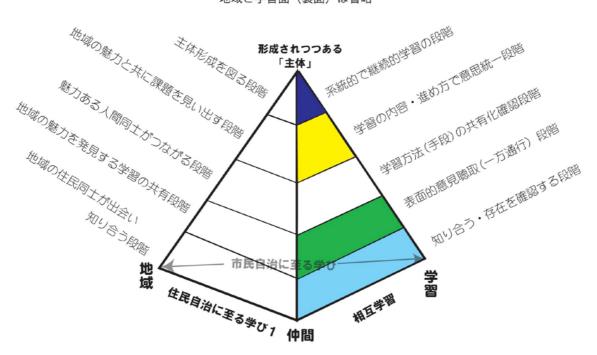


図 2 公民館事業の構成要件と学習発展段階仮説図 (三角錐モデル) 地域と学習面 (裏面) は省略

この三角錐の各面(仲間一学習面、学習一地域面、地域一仲間面)での学習発展段階は、公民館利用者 100 名を対象とした「利用状況アンケート調査」(2008 年 1 月実施、有効回答数 70)を参考に職員集団の話し合いを経て、表 1 のような各面の学習発展段階を仮説的に作成した。

この三角錐モデルによって、各面における個々人の学習の深まりは予測できるが、問題は住民一人ひとりが同じ発展の経過をたどるわけではないということである。例えば、仲間-学習面の学習の深まりとして、最終的に系統的継続的学習の段階に至ったとしても、それを支えているのは地域というキーワードがあるか否かによって、公民館における学習の深まりやその意味を理解するか否かということがわかる。(図2参照)

	仲間—学習面	仲間—学習面 学習一地域面	
	←相互学習→	←住民自治に至る学び2→	←住民自治に至る学び1→
↑学習の深まり具合	系統的継続的学習の段階	地域課題に対し責任ある行動段階	主体形成を図る段階
	学習内容・進め方で意思統一段	資料分析と現状把握の上で、当事者	地位の魅力と共に課題を見
	階	意識を形成する段階	出す段階
	学習方法の共有化確認段階	地域課題の背景を、財政・歴史・自然	魅力ある人同士がつながる
		など多角的に分析・把握する段階	段階
	表面的意見交換(一方通行)段	背景・実態を学習によって認識を共有	地域の魅力を発見する学習
	階	する段階	の共有段階
	知り合う・お互いの存在に気づ	地域の住民同士が仲良くしているだけ	地域の住民同士が出会い知
	き確認する段階	では解決しない課題を発見する段階	り合う段階

表 1 公民館事業の構成要件と学習発展段階

(3) 非数値化評価指標作成の取り組み

私は、初めて公民館事業に参加したという複数の住民の主催事業終了後の感想を聞き、個人の関心領域であっても地域に関心が生まれ、また、地域の中で関心を共有できる仲間と出会ったことで、その後の学習を含む地域内での行動に大きな広がりがあったという反応を得ることができた。そのような参加者の声を集約することで、一般行政の職場とは異なる公民館の「固有性」を明らかにし、公民館職員としての専門性の一側面が指標化できるのではないかと考えるに至った。

そこで、社会教育事業に参加経験がある、あるいは公民館での学びの経験を持ち、現在、 福生市の住民として継続した活動をしている3人の市民の方から、社会教育事業に参加し たことや公民館での学習や職員との関係から何を見いだしたと感じているのか、インタビ ューを通して明らかにしようと試みた。

インタビューした3人の公民館利用者のプロフィールは下記の通りである。

Tさん(86歳女性):1945年に福生市に疎開してきた。1962年、初めて福生市に配置されたN社会教育主事との間で行った学習によって、日常の生活課題に気づき、生活学校の実践を通して地元の食品会社に食品の品質改善の申し入れをするなど、学習の成果を運動として実践した。

インタビュー日時:2009年2月22日(2.5時間)、5月11日(3時間)

Aさん(62歳女性):1970年代後半に福生市に転入。以後、K公民館職員との学習によって、女性史学習、人権・平和学習を積み重ね、ドイツ平和村でのボランティア活動実践に至る。現在ドイツ平和村をサポートする会を主宰。

インタビュー日時:2009年4月29日(2.5時間)、5月8日(2.5時間)

Nさん(41歳男性):1980年代、小学2年生の時から公民館主催の自然観察会に参加し、 I 公民館職員との学習によって、地域の自然の仕組みや働きを学び、学術調査を実施できるまでの学習を積み重ねた。2000年にNPO法人「自然環境アカデミー」を設立し、現在事務局長。

インタビュー日時:2009年5月16日(3時間)、5月24日(2時間)

公民館での学習という共通の3人の対照群として、公民館での学習経験のないUさん(36歳男性、現在は環境教育指導員)にもインタビューを行い、今日の職業選択に至る幼少期から今日までの学習の変遷や、大きな影響を受けたと感じている人や出来事などを聞いた。インタビュー日時:2009年5月2日(3時間)、5月4日(2.5時間)

インタビューの結果、共通することは以下の点である。(表2参照)

- (a) インタビューを受けた4人全員に、学習の入り口段階、地域の当事者としての意識を するようになった段階、解決能力獲得のために学習する(力量形成)段階があった。
- (b) 4人全員から、興味や知りたいという欲求を学習という営みに転換し、多様な学習機会の設定や必要で十分な資料提供など、様々な学習段階を把握し、その段階に応じた学習支援をする「人」の関与があった。
 - (c) 事業参加者と職員という関係を通して、継続的で系統的な学習の積み重ねから、課題

を共有し解決へ向けての仲間という意識を持つに至っている。

インタビューによって、学習者の求めに応じた学習支援ができる能力と経験を有している職員が、共通の欠かせない存在であることが判明した。なお、インタビュー結果については、表3を参照されたい。

表 2 社会教育現場での実際の職員の関与

段階	公民館事業の学習発展	具体的な学習実践方法	学習の充実・発展と職員の	責任ある行動の形成要
			関与	因
1	入り口の段階	日常生活レベルの話し	住民各自が抱えている課	地域で仲間と出会う機
		合い・自分の言葉で書く	題を正確に把握する取り	会創出
			組み	
2	地域の当事者としての	実態的な統計データの	データをもとに、現在の生	地域の課題に対し当事
	意識する段階	分析や歩いて自分の目	活課題の歴史的・社会的	者としての役割に築く
		で確認	背景分析	学習支援
3	解決能力獲得の段階 (力量形成)	参考資料や学習資料の	豊富で適切な資料提供と	地域の中で仲間と共に
		提供、講師紹介の徹底	講師の手配等、求めに応	課題を分析し共同で取
			じた学習支援	り組む体験
5		相互学習の成果を自分	「地域(課題)」と「仲間」と	合意形成及びビジョン
		の言葉や文章で発表・	の「相互学習」を意識する	形成にいたる様々な学
		記録	取り組み	習·活動
		学術調査ができるまで	継続的系統的、学術的な	陳情・請願に至る政治
		の系統的な学びと体験	調査を含む学習体験を積	的な学習
		を用意	み重ねる	

表 3 インタビュー記録

Tさんの学習とN職員の関わり

Tさん:長男の小学校入学と共にPT A役員となる。特に、次男の小学校 中学年から本格的に PTA 活動を行 う。また、昭和40年以降の生活学校 での取り組み等を通して、地域での 当事者意識形成がはっきりしてい る。

N職員の専門性について:N職員 は、婦人学級や生活学校での学び の中で、参加者各自の日常生活の 中で感じていることを自由に語らせ、 一巡した後にそれぞれの生活課題 を抽出し、それを学習課題として提 起した。参加者は相互に各自の日常 生活を語りあう中で、共有する課題 に気づくという学習方法を導入した。 そのような学習方法は当時全く新し い学習方法であり、目がさめたという 印象だったとのことである。

Aさんの学習とK職員の関わり

Aさん;女性問題の一連の学びは、 「歴史に学ぶ」ことへと繋がり、後に は「人権の学び」へと変遷がある。一 つひとつの段階を踏みながら、学び の深まりや発展を具体的に体験。そ 教育的仕掛け」が用意されていたと | 育てをしようと福生市に戻ってきた。 思われる。具体的な学習方法とし て、徹底的に資料を読み、自分の言 葉で感想や意見を書くという方法を とった。

K職員の専門性について:K職員 は、学習者の学びの内容に見合ったし、私的な領域での学習や体験の 資料の提供と助言、学習者に新たな 発見をもたらす人との出会いの設 定、学習者にとって適切な時期の新 たな課題提起、専門的助言者を巻き 込んだ学びの場の設定があった。

Nさんの学習と I 職員の関わり

Nさん: 小学生2年生の時から、公 民館主催の自然観察会に参加し、 福生市での地域の大人との交流が 始まる。仕事の関係で都内に生活 していたが、福生市の自然と仲間 こにはK職員の表面化しにくい「社会 | の関係の中で、自分の子どもの子 現在、NPO 法人自然環境アカデミ 一事務局長、小学校PTA会長。 I 職員の専門性について:公民館 事業以外にも、一市民として自然 観察グループとしての活動を実践 場も用意し、公的な部分でやりにく い領域をカバーした。また、野鳥を 中心に学術調査を行うために必要 な学習を、サークル活動としても支 援した。専門的な学習を積み重ね た市民を、公的な学習支援者として 参加の場と機会を用意した。

Tさんの学習変遷の特徴

Aさんの学習変遷の特徴

Nさんの学習変遷の特徴

1950年に長男が小学校に入学とともに、PTAとしての給食活動などに参加する。1958年の文化連盟発足時、杉浦・山田・Tさんの三人で茶道連盟を立ち上げた。

1962年にN職員との出会いの後、生活学校運動で学び、実際生活に即した視点から、近所の精肉工場へ添加物や防腐剤入りの食品の改善を申し入れなどをしていた。その後、次男が小学校の時に第一小学校のPTA会長、中学校でのPTA役員などを歴任。その後、社会教育委員を長く務める。

茶道連盟の会長などを務め、現在 も、市内で茶道を指導している。

北海道で生まれる。姉と弟の三人兄 弟。幼少期は、男の子と野外で元気 よく遊んでいた。中学から中高一貫 のミッションスクールに通学。大学入 学のため北海道より上京。卒業後就 職し結婚。夫と共にアメリカに6年間 在住。アメリカで娘を出産。帰国後、 PTA活動に関わる中、36 歳から公 民館で「婦人問題の学び」などを始 める。「女性問題学習」「歴史に学 ぶ」「人権学習」を積み重ね、平和の 問題に関心を強くする。そして、自ら の学びを、ドイツ平和村ボランティア 活動に5ヶ月間参加という形で実践。 国際社会に生きる構成員として、一 人の市民(People)としての認識を持 ち、発言し、行動すること、そして『国 際市民』との連帯をささやかでも目指 したいという、自身の課題(challenge) であると考えているとのこと。

小学生の時に、自然観察会に参加 し、役割として他の観察会参加者 向けに資料を作成することなどを通 して、裏方としての体験をする。次 に、高校時代には、小中学生対象 の「たんけん教室」の手伝いをジュ ニアリーダーとして行う。その後、大 人の仲間と共に、野鳥の標識調査 員としての力量を獲得する学習や 体験を積み重ね、学術調査を行う ようになる。学習の特徴としては、自 分の関心を受け止めてくれる地域 の大人の専門家集団(自然観察グ ループ)があり、そこへの関わりが、 福生で子育てをしたいという、地域 と仲間と学習の必要性に気づくきっ かけとなった。現在、小学校 PTA 会 長を引き受けているが、それも、自 分の子どもだけではなく、地域の子 どものためにという地域の大人とし ての当時者意識を持っているため であるとしている。

次に各職員の取り組んだ特徴を明らかにする。まず、N職員が担当した 1960 年代からの 20 年間は、福生市の社会教育基盤整備を図ることが優先する時代背景があり、したがって、 N職員の社会教育実践は学習条件が未整備の中における住民の学習要求に応えるものであった。

K職員は、1960年代の後半から約40年間にわたって社会教育の条件整備に努めるとともに、公民館で事業実践をした。その実践は住民の多様な学習要求に応えながら、特に女

性や社会的弱者の人権回復のための、生きる力を身につける権利保障としての事業実践であった。

I職員は1970年代の後半から今日まで、30年にわたって住民の学習要求に対して最適な学習方法を住民と共に模索し、地域の中で実践するというスタイルを保ってきた。地域の自然環境の保護及び保全に関する事業を実施し、特に、野鳥に関しては学術調査が実施できるまでの系統的で継続的な学習を積み重ねたほか、自然体験学習などを実践した。

3人の職員の実践は、時代背景や公民館を取り巻く社会的な基盤や時代的制約が異なり、 住民の学習要求と公民館の設置目的を統一するためのアプローチは異なっていた。共通していたのは、住民の生活課題を背景とする真剣な学習要求を聞き分け、地域の日常生活課題が何かということを、自ら地域の中に出向き実際の場面でリサーチしていたことである。 また、学習資料の提供・人的な情報提供などを惜しまず行っていたことでもある。

3人の職員の教育事業に関する目標・目的は、時代を超えても異なるものではなく、むしろ時代背景によって、学習に独自な方法を展開していたといえる。インタビューに応じてくれた3人の公民館利用者から共通する答えを見出すことができたが、それは時代や学習方法の違いを超えて、職員の専門性に通じるものと解釈できるのではないか。なお、公民館職員の専門性については、片野親義が以下の5点に集約しているので紹介する(6)。

- ① 社会や地域の動向を分析し、住民の生活課題と学習要求を科学的、客観的に把握することができる力量である。
- ② 住民の生活課題を学習に結びつけ、その学習が発展していくために適切な援助を行う ことができる力量である。
- ③ 地域の未来を構想し「地域づくり」の視点を構築できる力量である。
- ④ 公民館活動の発展に必要な知識と技術を積極的に習得しようと努力する力量である。
- ⑤ 自治体を住民本位のものにつくり変えていくことと地域の学習活動の発展を統一して 考えることができる力量である。

福生市公民館の3人の職員は、片野親義が指摘している公民館職員の専門性を、異動を 前提としていない勤務体系の中で、仕事の中で身につけていたと思われる。

公民館職員については、公民館事業を考える上では必須要件であり、公民館事業及び公 民館を支える原則的部分として捉えられなければならない。それゆえに、公民館事業評価 の非数値化評価指標として福生市公民館が独自に開発した3つの評価項目である、「具体的 な学習実践方法」「学習の充実・発展と職員の関与」「責任ある行動の形成要因」の中で、 職員の専門性が明らかになると考えている。

しかし、公民館職員の専門性とともに、公民館事業の「公共性」も明らかにされなければならないと考えている。

今日、福生市内の公の施設の管理運営の現況を見てみれば、2つの体育館と3つの児童館、そして市民会館等が指定管理者によって運営されている。しかも2つの体育館と市民会館は民間企業が運営し、3つの児童館については「ワーカーズコープ」の運営である。体育館の指定管理者が「ペン習字教室」も開いている現況では、公の施設で行われている事業はすべて公が実施しているという、従来の社会教育パラダイムは成立していない。

福生市公民館に限らず多くの地方自治体の現況としては、自治体内の財政部局などからは「費用対効果」「事務事業としての各事業の評価」から、自治体の予算で実施する範囲としての公民館事業を説明するように迫られている。

他方では、今まで公が独占してきた「教育の事業」の範囲について、規制緩和と民間教育産業の参入拡大の視点ではなく、上記で片野親義が指摘している公民館職員の専門性としての力量を持つ住民が、すでに複数存在している事実もある。そのことから、住民自治の観点と新たな公共を担う住民の参加・参画の条件整備の面から、公民館事業の再考を迫られている。

二宮厚美は、公務労働の固有性と公共性について、「地域住民の共同の利益」「憲法に土台をおく法的根拠を持つこと」「地域的平等」の3つの視点の重要性を述べている。(7)これは、社会的評価能力を問われていることでもあると考えている。

公民館事業の公共性を考えるとき、住民参加の位置づけや行政とのパートナーシップの 在り方を考慮されなければならない。その意味では、二宮厚美が指摘している上記の3つ の視点から、公民館事業の公共性を判断できると思われる。

福生市公民館では、福生市公民館が抱える15項目の今日的課題を事業枠と設定したうえで事業を実施しているが、評価の視点、評価項目、評価指数、評価の観点といったものから事業評価表1が作成され、非数値化評価指標項目から評価表2が設定されている。評価表1,2の結果から館長が事業継続、内容の精査などの一次的な判断を行う。そして、すべての事業ではないが、館長が公民館運営審議会委員からの意見を聞いて最終判断することとしている。4月以降には、前年度の事業評価を公表する予定で準備を進めている。

職員集団による事業評価に関する取り組みを通して明らかになったのは、公民館職員にとって住民に本当に必要な公民館事業とはどのような根拠をもつ事業なのか、住民の学び

を支援する職員や運営を含めた公民館の在り方はどのようなものかといったものである。

なお、非数値化評価指標作りの過程で、公民館を利用して学習した住民自身の学びの発展構造の一端が明らかになった。それには、「みずからの歴史を創る主体」になる取り組みとして職員からの言葉がけや資料提供、工夫された学習方法などの提示などがされた。

これらの職員の関与により、インタビューをうけた3人に、学習の入り口段階、地域の当事者としての意識をするようになった段階、解決能力獲得のために学習する(力量形成)段階が共通にあることが判明した。また、興味や知りたいという欲求を学習という営みに転換し、多様な学習機会の設定や必要で十分な資料提供など、様々な学習段階を把握しその段階に応じた学習支援をする「人」の関与があったことも判明した。そして、事業参加者と職員という関係を通して継続的で系統的な学習の積み重ねから、課題を共有し解決へ向けての仲間という意識を持つに至っていることも判明した。

さらに、住民自らが地域の課題を解決・解消する多様なアクターの一人として、社会教育委員やPTA会長や役員などを歴任し、地域の民主主義を実現する責任ある行動をしている事例が見出せた。

なお、福生市公民館の事業評価システム作りには、毎月開催している公民館運営審議会で毎回議論してきたこともあり、公民館運営審議会委員も関与したシステム作りに発展している。職員の取り組みに公民館運営審議会としても関与することで、より多様な意見が反映するシステムになりつつある。

第4節 ガバナンス構築への取り組み

福生市公民館では、福生市内の熊川地区に生活する小学生を対象に、「熊川検定」を実施しようと準備している。それは、子どもの日常生活圏内である熊川地域の歴史的建造物や現在の自然を含めた生活環境全般についての理解を深める必要があると考えているからである。

そして、日常生活圏としての地域の隅々まで知る・学ぶことは、地域に当事者意識と責任感を持ち、自立した地域の主体として地域の公共課題を解決していこうとする住民の必須条件であるとも考えている。そのこと自体は大人としての学びも重要ではあるが、子ども時代から遊びを通して地域を学ぶという、体験の中から醸成される部分も大きいのではないかと考えている。

具体的な取り組みは、2009年10月から福生市内の熊川地区の学校関係者、PTA会長、社

会教育関係者、地元のNPO法人、地方新聞社などの参加によってパートナーシップを構築した上で準備会を構成し、地域の子どもたちが生活する地域の自然や歴史を学び、そして人を知る機会を「熊川検定」として取り組もうとしている。

この取り組みの特徴は、実施主体も各団体の参加者で構成することとし、一部の団体やNPO法人への委託という形にはしないことである。

本来ならば「福生検定」として取り組む必要があることは承知しているが、まず「熊川」地域で実施したうえで、ノウハウを蓄積した後に福生全域に広げていく予定である。

この準備会に参加する大人が 2010 年度内の実施をめどに、現在、地域の歴史や自然の実態を学び、「検定項目」を作る過程で地域を学習し、日常生活圏の新たな公共課題を発見する機会にもなると思われる。

第5節 教育ガバナンス構築への課題

第2節で紹介したように、朝岡幸彦は「教育ガバナンスとは教育の主体として市民が自 覚的に参画することによって、まちづくり(地域づくり)の主体としての力量を身につけ ることであり、文字どおり自治の主体となることである。」と位置づけた。

地域づくりの主体としての公共課題の解決に向けてその役割を担う住民は、前節で公民 館での学習を歴史的に振り返ることによって、地域の主体として公共課題に積極的に取り 組む住民を生み出していることも明らかにしてきた。

以下では、今日の公民館や社会教育全体が抱える課題を明らかにした上で、今後の教育ガバナンス構築にいたる道すじを提示する。

まず実際の社会教育の現場で具体的に「教育ガバナンス」を構築するセクターを考えてみると、市民・事業者・社会教育行政としての公民館である。社会教育行政として果たすべき役割としては、住民の学習条件の整備である。この理論的な根拠は、社会教育法第3条(国及び地方公共団体の任務)及び同条10条(社会教育関係団体の定義)11条(文部科学大臣及び教育委員会との関係)12条(国及び地方公共団体との関係)である。また、「公的な責務は、一般に、市民に最も身近な当局が優先的に遂行するものとする」という「近接性の原理」と、この原理を核心とする「補完性の原理」によって、住民自身が決定できないことのみを地方自治体が様々な制度や支援でカバーすると考えられる。社会教育行政が地域社会の公共課題の解決に、学習状況の整備という側面から果たすべき役割があることがわかる。

しかし、今日、全国の地方自治体内の社会教育行政の状況として、具体的には公民館を取り巻く状況は決して楽観的な状況ではない。むしろ、公民館を生涯学習センターへと名称変更し、教育委員会管理から首長部局の管理といった「教育ばなれ」を加速させている全国の自治体で起きている事例、そして、もう一方では市町村合併による公民館そのものの廃止といった事例もあり、見方によっては悲観的でさえある。

その背景には、今日の地方分権と行政改革が政府主導で行われてきたこと、しかも、効率的な財政運営と「小さな政府」を目指していることから、市町村合併をはじめ、公の施設の維持管理費のみの視点から、公の施設の維持管理についてはアウトソーシングや指定管理者による管理という方向に議論が進んでいる。そこには、公共領域の縮小を民間事業者による代替という基本的な考え方の特徴が見られ、住民自らが地域の主権者として意思決定に参加し議論が進められているとは考えにくい。

一方、地方自治体では公共領域の管理運営に、「地域の主体者としての参画」「新たな公共の担い手」といった言葉を巧みに用いて、市民に自治体運営に参加要請している。これは、公共領域の縮小を市民が参加し役割を担うという市民社会実現を目指している方向とは言いがたいという実感はあるが、地方自治体が市民に参加を要請する背景には、財政的な逼迫もあり今まで通りの社会教育行政としての学習条件の整備ができなくなってきたという背景とともに、今までの社会教育行政としての条件整備として学習の機会と場を提供した結果から、すでに自らの意思で学習を深めている住民が多数存在しているという認識もあることも確かである。そして、新たな公共を担う力を持つNPOなどの組織も各地で生まれている実態もある。

しかし、この公共を担う自立した市民という論理は一見すると住民側に立つ論理のように見えるが、その先には公の施設を今までの直営から民間委託、あるいは指定管理者による管理へと変更する動きと連動する可能性が大きい。

また、指定管理者となった事業者と地方自治体の関係では、完全に行政が上位の関係となってしまうため、事業者は他社との競争に勝ち残り続ける必要が生まれる。結果的には、人件費の削減と顧客満足度を向上させるため、地域課題の解決や解消といった問題よりも、人が集まり簡単に結果や成果が可視化できる事業へとシフトせざるを得ない。

公の施設の管理運営に民間事業者も含め住民が参加できるようになった指定管理者制度 は、市民的公共性としての可能性が広がったという視点と、社会教育領域への民間営利産 業の市場参入条件が拡大したともとれるものであり、多角的な視点から判断する必要があ る。前述したが、本来は、公共領域の縮小を民間事業者の領域拡大という路線ではなく、 自立した市民による公共領域への市民参加の拡大という政策を取るべきだと思われる。ま た、地域の主権者との住民の生活や暮らしを発展させるために、地方自治体としての役割 と責任の範囲とその限界についての議論をせずに、ほとんどの地方自治体は、財政的な負 担軽減から、今までの公の施設の管理のために「指定管理者制度」を導入していると思われる。

このように、地域住民にとってメリット・デメリットを含みながら地方分権改革が進む中で、社会教育行政への影響として石井山竜平は、下記の3点を上げている。(8)

- ① 自治体の広域化は、地域の実情に対する目配りや働きかけ、地域の多様性に対する配慮を困難にする。
- ② 地方分権を根拠に中央からの人的・財政的支援が大幅に削減されかねない。
- ③ 市町村合併によって、自治体によって異なる社会教育行政の仕組みの安易な一元化や、社会教育委員の会議など住民参加制度の統合・リストラを招きかねない

私自身、市町村合併によって公民館が閉館された、予算・職員が削減されたということを、直接当事者となった職員から耳にしてきた。また、私が勤務している福生市の財政状況を調べてみても、景気の後退で税収入の落ち込み、この数年では東京都の補助金の削減、地方交付税が減少してきた経緯もある。地方分権から地方主権の時代との認識が広がる一方、財政構造から言えば圧倒的に中央依存の状況が続く中での地域主権のあり方を、教育ガバナンスの側面から注視すべきであることがわかる。

今まで述べてきたように、今日の公民館を取り巻く状況とその背景にある地方自治体の 財政状況が芳しくない状況は、全国の地方自治体での共通の状況となっていると思われる。 一言で言えば、公民館という教育機関の持続性に危険信号が点っていると言える状況にあ る。

今日、一地域住民として、地方自治体との関係において重要な視点は、自分が所属している地方自治体の財政状況や行政改革によって組織がどのように変えられようとしているのかを把握し、市民が行政運営に参加・参画する道筋を創ることである。具体的には、地方自治体の各種審議会などに積極的に参加し、他のセクターとの協同によって課題を解決しようという意識を共有することでもある。

この過程では、多様なセクターや利害関係者との合意形成というステップを経て、政策 提言できる力量を形成するための学びが伴うが、今までの社会教育(公民館)の学習の蓄 積からしても、地域住民として、解決すべき公共課題について系統的で継続的な相互学習 というスタイルで実現できると思われる。

しかし、地域住民が主体となった学びが深化するには、第2節でも明らかにしたように、 住民の学習要求を地域の公共課題というフィルターを通して判断し、的確な学習支援をで きる公民館職員の存在が必須である。

公民館職員の専門性の論議や職員の特性については、今までも多くの研究者が論じてきている。しかし、今日の公民館職員(文部科学省平成17年度社会教育調査報告において52,230人)のほとんどが、公民館職員として採用され公民館に配置された職員ではなく、行政職員として公民館に配置された職員である実態を考えると、今日の公民館職員の専門性を論じるには、危険を伴う部分があることも認識している。

また、高橋満が公民館職員の実践の性格について「すぐれて状況依存的であり、かつ協同の実践のなかでつくられるからである」と指摘している (9) が、職員の立場からすれば、それこそが公民館職員の本質であると感じている。

今後の地域づくりの主体となる住民は、「『公共主体の多元化』時代の行政に求められるのは、行政が自ら一方向に決めた役割に限定して『支援』を行うのではなく、住民と同じ目線にたち、共に議論し、知恵と力を出し合う構えである」(10) と石井山竜平が指摘している。また、「社会教育における『多元的な公共性』を実現する民主主義的な社会教育ガバナンスは、そのような熟議と地道な社会教育実践の積み重ねを通じて構築されていくものであろうと思う。」(11) と松田武雄も指摘している。

地域の公共課題を共有する住民が多元化する公共主体の中核的存在となって、地域課題の解決のために公民館職員と協同の取り組みを基盤とした系統的で継続的な学習をもとに、地域課題の正確な把握と分析を前提とした解決に至るビジョン構築のための新たな学習を、参加者同士の相互学習による方法で実現しなければ教育ガバナンスは実現できない。

なお、教育ガバナンスを構築するためには、アクターの一つとしての公民館職員は単なる企画・立案者ではなく、地域住民と共に協同の取り組みをできる力量を持ち、住民とともに地域のビジョンを構築していく合意形成の輪の中に位置付きながらも、なお住民の学習支援を制度的にも能力的にも保障しなくてはならない。実際には実現は難しいだろうが、多様なアクターの一人としての職員の参加であり専門的な学習支援者でもあるとする、法的な位置づけも考えなければならない。

公共主体の多元化の時代に、アクターとしての地域住民の力量形成なくして、公共を担

うことはできない。各地方自治体によって公共課題が異なることから、当事者意識を持つ 住民と、生活課題を学習課題へ転換できで継続的な取り組みのできる職員が構成要素とな る。

【参考文献】

- (1) 朝岡幸彦「地域と学校を変える教育ガバナンス」『市民立学校をつくる教育ガバナンス』、大月書店、2004年、P232
- (2)鈴木敏正「主体形成の社会教育学の射程」『主体形成の教育学』、お茶の水書房、2000 年、P230
- (3) 同上 P230
- (4) 鈴木敏正「人格と主体形成」『教育学をひらく』青木書店、2003年、P105
- (5) 松田武雄「自治体改革のもとでの社会教育ガバナンス」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』 東洋館出版、2009 年、P181
- (6) 片野親義「公民館職員の専門性」『現代公民館の創造』東洋館出版、1999 年、P382 ~383
- (7) 二宮厚美「自治体の公共性と公共的基準」『自治体の公共性と民間委託』自治体研究 社、2000年、P56~63
- (8) 石井山竜平「社会教育行政と公共主体形成」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』 東洋館出版、2009 年、P46
- (9) 高橋満「公民館実践分析の視点」、『月刊社会教育』2009年4月号、国土社、P76
- (10) 石井山竜平「社会教育行政と公共主体形成」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』 東洋館出版、2009 年、P55
- (11) 松田武雄「自治体改革のもとでの社会教育ガバナンス」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』 東洋館出版、2009 年、P191

終章 研究の総括

本研究では、日本における「自然保護教育」の成立過程を明らかにするとともに、東京の自然保護団体の成立と発展経過や特徴について明らかにし、自然保護団体の組織内における「教育力」の存在を明らかにしてきた。

そして、その中でも特異な自然保護活動実績をもつ「多摩川の自然を守る会」の活動に 注目し、特に長い間に蓄積した多摩川の自然環境に関する観察データなどから専門的な力 量を発揮して、行政との間でパートナーシップを構築した経緯を明らかにした。

しかし、パートナーシップに不足している領域も指摘し、パートナーシップのもつ課題を明らかにするとともに、パートナーシップを補完する考え方として「ガバナンス」を位置づけた。そして、ガバナンスの構成要件の一つである住民の自主的な学習活動の実践を、社会教育の歴史的蓄積のある公民館での実証的な実践を通して、ガバナンスを生み出す経過を見いだした。

財政状況の逼迫している多くの地方自治体では、行財政改革の流れから公共領域の縮小を民間(事業者)の公共領域への参入・拡大という流れを進めているが、本来の住民自治を実現すべき考え方からすれば、公共領域の縮小を住民の参加をシステム化した政策へ転換すべきであるとの認識を新たにした。

以下に各章の成果を述べる。

第1節 各章の成果

第1章では、日本における「自然保護教育」の成立過程を歴史的にふり返る中で、社会 的公正を重視する公害教育の流れと、自然環境の保全を重視する「自然保護教育」という 二つの源流をもって、今日の日本の環境教育は成り立っているとした。

日本における「自然保護教育」は、中西悟堂を中心とした日本野鳥の会が普及に貢献した民間レベルでの野外の自然観察と、下泉重吉を中心とする伝統的生物教育とその生態学重視への革新の流れが出発点としてあった。

1960年代後半から70年代に、市民による自然保護運動を背景として金田平、柴田敏隆、青柳昌宏らがこれらを統合する過程があった。

そして、日本における「自然保護教育」の成立過程について、その草創期から 1980 年代 に至るまでを中心に明らかにし、「自然保護教育」の特徴と課題を検討した結果、1978 年、 日本自然保護協会の「自然観察指導員養成制度」の実施をもって、「自然保護教育」の一応の成立とした。

また、自然保護教育や環境教育が、持続可能な社会を創る方向性、並びにそのための政策提言能力の育成という指向性がほとんど示されなかったとの課題を指摘されてきたが、今日、ESDが叫ばれる中で、生態学的持続性、倫理性、人格の尊厳、民主主義の徹底などがあらためて重視されている。それらは、自然保護教育や公害教育が唱え実践してきたことがらである。

今後の自然保護教育は持続可能な社会を創り発展させていくために、単なる生態学の知識啓発にとどまらず、人文社会の領域も含めた地域の環境についての合意づくりの役割を担うことの重要性を明らかにした。

第2章では、東京での自然保護団体の歴史的発展段階と団体の活動実践から特徴を整理 し、自然保護活動団体の中に、多摩川をフィールドとして個人的な関心領域としての自然 観察や環境保全活動ではなく、それらの活動が地域住民に共有する公共課題であることを 多様な活動から理解を広めた自然保護活動を見いだすことができた。

その団体は、自然環境の保全の当事者として、地域住民が当事者意識を明確にし、解決への主体となって地域の自然環境と生活環境について、組織内で継続的・系統的で相互の学習を繰り返した。

その結果、組織内で「自然観察会や調査研究などの地道な実践を積み重ね、実証的なデータをもとに、地域住民の視点から日常生活環境を維持するための自然環境の保全と賢い利用について学習し、地域の環境ビジョンを構想する。そして、その実現のために地域住民や行政(監督官庁)に理解を広げ政策提言できる行動を伴う、教育的な取り組み」を、自然保護団体の「教育力」とした。

また、自然観察の記録を機関誌の発行を通して広く流布することや教育河川構想など、「自然保護教育」の具体的な内容を紹介した。

そして、組織内での教育力をもつ団体が多様なセクターとの「環境パートナーシップ」 を構築した実践記録から、環境パートナーシップを構築する要件などを明らかにした。

しかし、多様なセクター間でのパートナーシップ構築を果たす上で、構成要因としての 地域住民が他のセクターとの合意形成を目ざし公共を担う力量形成の過程では、「学習」の 存在を抜きには考えられない。その意味では、パートナーシップ論を補完する位置に「教 育ガバナンス」という考えを位置づける必要があるとした。 第3章では、今日においては地域の公共課題の決定に関しては、地域を構成するすべてのセクターである市民・事業者(企業)・行政がそれぞれ意思を明らかにする機会と発言の場を保障する取り組みの重要性を明らかにし、その上でパートナーシップ論が抱える課題を提示した。

そして、地域社会に存在するさまざまな主体が絡み合ってガバナンスが実現する実態に 即し、住民の地域課題の解決に向けて住民自身の力量形成(学習領域)過程に注目した。

具体的には、教育の主体として住民が自覚的に参画しているのか、まちづくりの主体として今日的で多様な力量を身につける学習実践をしているのか、といった力量形成過程を「教育ガバナンス」を切り口として明らかにした。

なお、住民自身の力量形成(学習領域)過程の具体的な研究事例として、公民館職員が自らの自治体の公民館事業評価システム作りの経緯の中から、住民の学習発展経過や公民館での長年の学習の成果としての力量形成の実態を、複数の市民へのインタビューや公民館の歴史研究から明らかにした。

また、今日の地方自治体の生涯学習政策においても、国民・市民の学習権保障を前提としてはいるが、各自治体で公の施設の運営については指定管理者制度の導入などによる、規制緩和とアウトソーシングなどの公共領域縮小から民間事業者の参入や拡大路線へという政策方向を明確にし、住民自らが地域の主権者として意思決定に参加するシステム構築の議論が進められているとは考えにくい現状を指摘した。

その上で、事業としての「生涯学習」では、地域課題の解決に向けて住民自身の力量形成が不安な部分や根拠を指摘し、公民館での学習によってこそ、地域社会の公共課題の解決に参加し得る力量形成の過程を明らかにした。

公民館での学習の中身は、地域社会における公共課題の解決のために地域住民が主権者として参加し得る力量形成を、今後も公民館が担うことができるとした。

結論としては、地域の公共課題を当事者として認識を共有する住民が、多元化する公共 主体の中核的存在となって、参加者同士の相互学習による地域課題の正確な把握と分析、 そして解決に至るビジョン構築のための学習を深め、学習の成果をもとに地域で新たな運動を展開しなければならない、とした。

第2節 総合考察

本研究では、財政的に逼迫している地方自治体の現状の政策方向として、公共領域の縮

小を規制緩和による民間事業者の参加・拡大という方向をとっているが、本来の地方自治の趣旨からすれば、当事者意識を持ち自立した住民による地域社会創造の方向性が望ましいという仮説の下で論を進めている。

地域住民の主体的な参加と不断の学習と協働の取り組みによって地域の公共課題を解決し、新たな地域ビジョンを創造する役割を積極的に担える力をもつ住民を生み出してきた「自然保護教育」の成果と、「みずからの歴史を創る主体」の学習を支援してきた公民館での学習の歴史的成果と今日的な学習支援の意義について、「教育ガバナンス」という枠組みから共通する視点と今後の可能性について述べている。

日本における 1960 年代後半以降の自然保護活動を支え主体的な活動を実践したのは、特に著名な学者や文化人ということではない、地域の日常生活者である「主婦層」であった。また、戦後の社会教育実践の主体も、戦後まもなくは教職員組合に支えられた時期はあったが (1)、ほとんどが主婦層であった。それは、日常生活の課題に直接向き合い生命と暮らしを支えてきた住民として必然であったと言える。

鈴木敏正が、社会教育とは「なりゆきまかせの客体」となっている状態から「みずからの歴史を創る主体」へと指摘したが(2)、その役割を担い「主体」を形成する過程においては、教育の主体として住民が自覚的に参画し、まちづくりの主体として当事者意識をもって課題解決のための多様な力量を身につける学習実践をしているのか、といった自己の力量形成が必要である。これは、自然保護活動も社会教育実践も、共通している。

しかも、創意工夫された住民自身の学習の積み重ねの中から、共同の体験を通して地域の課題を当事者として認識を共有する仲間が生まれ、目の前の課題を解決するためにより新たな観察や学習といった系統的な取り組みが行われることで、地域の主権者としての意識が醸成されると思われる。

多摩川の自然を守る会の自然保護活動をふり返ってみても、「地域の主権者として『消費行動』『環境管理行動』『説得行動』『法的行動』『政治的行動』といった、地域住民としての責任ある行動(3)を実践したことがわかる。

「自然保護教育」の歴史的経緯と意義をふり返ると共に、公民館での学習を積み重ね現在は公民館以外での活動を展開している市民へのインタビューによっても、公民館での各自の学習発展の段階で学習を支援してくれた「人」の存在があったことが指摘されていた。

インタビューに応じていただいた方々の社会的背景や時代的制約は異なっていたが、学 習者の求めに応じた学習支援ができる能力と経験を有している公民館職員が、共通の欠か せない存在であることが判明した。

「自然保護教育」と公民館での社会教育実践を「主体形成に至る自己教育過程」という 視点から評価するとすれば、地域の主権者たる住民を生み出す実際生活に即した学習の中 身を持つ「自然保護教育」と、主権者たる住民への過程を学習の側面から公的に支える拠 点としての公民館、と位置づけることができる。

そして、今日の財政逼迫の地方自治体としての公共領域の縮小を市場拡大政策で対処しようとする政策・戦略に対し、自らの歴史を創る主体的な学習を通して、多元化する公共主体の中核的存在となっていく可能性を「教育ガバナンス」構築の取り組みから示したと言えるのではないか。

第3節 研究の課題

現在、多摩川において絶滅危惧種であるカワラノギクの保全のためのプロジェクトが進行している。このプロジェクトに参加している自然保護団体の中でも、組織内での継続的な学習をできる「教育力」を持つ団体は少ないというのが実感である。

第1章で、柴田敏隆がインタビューの中で「自然保護教育のベクトルを再確認する必要性が環境教育の至近の課題」と懸念を表明したことだが、自然観察会が都会人の高尚な趣味と化し、自然を楽しむだけで社会との接点を切り捨てつつある現状が散見される。

また、社会教育実践としての公民館での学習においても、自らの興味関心領域のみの学習を、「学習権」の保障として主張する利用者も多々見受けられる。

最近の「生涯学習」としての要求には、自らが楽しむために限られた仲間による学習や体験を深め、それで十分とする傾向が強い。同じ施設を同じ時間に利用している他の団体の状況などの他、自らが暮らす日常生活の基盤について関心を示すことがない。

この原因は、日常的に不可欠な生活情報全般が個人的な情報収集・発信ツールでほとんどまかなえる社会が実現している今日であり、全人格的な完成をめざす「教育」の位置づけや、「学習」の在り方や方法に大きな影響を与えている。

そのため、自らが主体的に参加し、体験を通して当事者としての意識を共有化する取り 組みを前提としている「ガバナンス」構築には、ハードルが高い。「体験の共有」というガ バナンス構築の第一段階に、より多くの工夫が必要であることがわかる。

神野直彦が今日の日本社会を、「日本が観る社会になっており、日本社会が依然として存在要求を犠牲にして、所有欲を充足しようとしているからである。」(4)とし、受身の生活

者から、人間が能動的生活者としての「参加型社会」の構築を提案している。

それには、個として自立した住民が自発的協力によって社会形成に参加することが条件であり、そのような民主主義を実現することが「ソーシャル・ガバナンス」だと述べている。

この考え方には同調するが、参加型社会の実現に至るキーワードは、地域住民の主体を 形成する仕組みや取り組みであると考える。具体的な体験をもとにした、公共課題の共有 認識の醸成から当事者意識を育む理論的な発展経過を考えると、地域住民の自発的な取り 組みとしての「地域」での「仲間」との「学習」という学習発展構造に、求めに応じて教 育的側面から支援できる教育機関の存在と役割は意義が大きいと言える。

また、澤井安勇がソーシャル・ガバナンスの基本的な構図を示している。(5) その構図では、ソーシャル・ガバナンスは「政府」「コミュニティ」「市場」とする社会的アクターで構成され、ガバナンスの担い手として任意参加型の第3セクター「アソシエーション」と地縁コミュニティを想定していて、結果として「政府」「市場」「市民」による協働的と内状況を意味する、としている。

この構図とそれぞれのアクターとしての役割については非常に関心があるので、今後のガバナンス構築の取り組みとして注目していこうと考えている。

以上のような課題を、自然保護教育実践と社会教育実践が重なる視点からどのように解決していくのかが今後の大きな課題でもあり、引き続き自然保護教育と教育ガバナンスに関する実証的な調査・研究を行っていきたい。

【参考文献】

- (1)千野陽一 「社会教育民主化の理論」『講座日本の教育9』新日本出版社、1975年、 P67
- (2) 鈴木敏正 「人格と主体形成」『教育学をひらく』青木書店、2003年、P105
- (3) 降旗信一 「自然体験を責任有る行動へ~自然体験学習論」『新しい環境教育の実 践』、高文堂出版社、2005 年、P91
- (4) 神野直彦 「ソーシャル・ガバナンス」『ソーシャルガバナンス』東洋経済新報社、 2004年、P12
- (5) 澤井安勇「ソーシャル・ガバナンス」『ソーシャルガバナンス』東洋経済新報社、 2004 年、P48

参考・引用文献

序章

石川徹也 「黎明期から環境庁誕生まで」『日本の自然保護活動』、平凡社新書、2001年、 P11

石川徹也 「黎明期から環境庁誕生まで」『日本の自然保護活動』、平凡社新書、2001 年、 P19

小川 潔 「自然保護教育」『環境教育への招待』ミネルバ書房、2002年、P9

酒井 健 「自然保護活動の指向するもの」『自然の保護』、時事通信社、1975年、P133

千野陽一 「権利としての社会教育」『現代社会教育論』、新評論、1976年、P16

沼田 真 『自然保護と生態学』、共立出版株式会社、1973年、P2

福島要一 「自然保護とは何か」『自然の保護』、時事通信社、1975年、P21

松田武雄 「自治体改革のもとでの社会教育ガバナンス」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』 東洋館出版、2009 年、P181

第1章

【参考文献】

阿部治・市川智史・佐藤真久・野村康・高橋正弘,1999,「環境と社会に関する国際会議: 持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス」におけるテサロニキ宣言,環境教育,8:71-74.

安東久幸, 1972a, 中学校低学年の生物教育史にみる自然保護教育(1), 生物教育, 12(11・12): 1-4.

安東久幸, 1972b, 中学校低学年の生物教育史にみる自然保護教育(2), 生物教育, 13(2): 1-4.

安東久幸, 1972c, 中学校低学年の生物教育史にみる自然保護教育(3), 生物教育, 13(7): 1-5.

安東久幸,2004,小学校理科における自然観察の価値観の歴史的考察,子どもと自然学会誌,1(2):5-13.

青柳昌宏, 1967, 自然保護教育の試み 生物教育, 8(1-3):52-53.

青柳昌宏, 1972, 自然保護教育の現状と問題点, 自然保護, (123):10-11.

青柳昌宏, 1973, 自然保護教育文献リスト(1), 生物教育, 14(1):5-7.

青柳昌宏, 1975, 自然保護教育の歴史と現状, 今後の問題, 生物教育学会紀要 1975, pp1-32. 日本生物教育学会, 東京.

青柳昌宏, 1985, 証言, 自然保護のあゆみ (日本自然保護協会三十年史編集委員会編), pp364-365. (財)日本自然保護協会, 東京.

浜口哲一,2000,放課後博物館へようこそ―地域の市民を結ぶ博物館―,pp14-15,地人書館,東京.

広瀬俊将,2000,山梨自然保護教育の草分け,科学教育通信,(12):7.

福島要一,1975,あとがき,自然の保護(福島要一編),pp279-283,時事通信社,東京.

福島要一,1985,環境教育の理論と実践,pp5-13,あゆみ出版,東京.

池田幸一, 1975, 環境問題と自然保護教育, 昭和 49 年度自然保護セミナー報告書, pp4-8, 財団法人日本自然保護協会, 東京.

伊東静一,2007a,東京教育大学野外研究同好会の自然保護教育実践をふり返る,ESD・環境史研究,(6),69-77.

伊東静一,2007b,多摩川における自然保護団体と行政とのパートナーシップの実践に関する研究,pp55-73,東京農工大学大学院農学教育部修士論文.

金田平, 1967, 生命尊重としての生物教育, 生物教育, 8 (1-3), 8-11.

金田平, 1972, 自然保護概論, 自然保護, (123), 8-9.

金田平, 1975, 学校における自然保護教育, 自然の保護(福島要一編), pp187-198, 時事通信社, 東京.

金田平, 1977, わが国における鳥類保護教育のあゆみ, 生物教育, 18(1), 1-5.

金田平, 1995, こども向けにつくられた「私たちの自然」, 私たちの自然, 36(3), 12.

金田平,2001,自然観察会と指導員講習会の歴史~まとめに~,自然かんさつからはじまる自然保護(金田平監修),pp117-121,財団法人日本自然保護協会,東京.

川嶋宗継・市川智史・今村章編,2002,環境教育への招待,298p,ミネルヴァ書房,京都. 小林照幸,2007,野の鳥は野に,pp37-38,新潮社,東京.

丸茂高男, 1978, 序文, 山梨県自然保護教育研究報告書 1978. 3. 25, 1, 山梨県自然保護教育推進委員会, 甲府.

松山資郎, 1995,「私たちの自然」の誕生, 私たちの自然, 36(3), 12.

宮本憲一, 1989, 環境経済学, pp321-324, pp342-343, 岩波書店, 東京.

宮本憲一, 1992, 現代の環境問題と環境教育, 環境教育事典(小原秀雄ほか編), pp572-577,

労働旬報社, 東京

村本義雄, 1995, 意思を継いで, 私たちの自然, 36(3), 18.

中西悟堂, 1993, 野鳥開眼, pp18-20, 永田書房, 東京

日本生物教育学会,1971,自然保護教育に関する要望,生物教育,11(9),11-12.

西村眞一,2007,日本野鳥の会創設者「中西悟堂」,自然体験学習実践の地域指導者(自然体験学習実践研究会編),pp115-119,ネイチャーゲーム研究所,東京.

新田和宏,2003,持続可能な社会を創る環境教育,持続可能な開発のための学び:別冊開発教育(開発教育協会編),pp 22.

沼田眞, 1996, 生態学からみた環境教育, 環境倫理と自然保護(伊東俊太郎編), pp138-147, 朝倉書店, 東京.

小川潔, 1977a, 自然保護教育論 環境情報科学, 6(2), 63-69.

小川潔, 1977b,「自然保護教育」より見た「自然教育」の再検討,環境文化,(27),62-65.

小川潔, 1978, 自然観察会における環境教育の可能性, 環境教育研究, 1(1), 37-45.

小川潔, 1982, 日本における環境教育の流れと問題点 環境情報科学, 11(4),6-10.

小川潔, 1992, 野外観察会のあゆみと方向性, 環境教育事典(小原秀雄ほか編), pp604-610, 労働旬報社, 東京.

小川潔, 2002, 自然保護教育, 環境教育への招待(川嶋宗継・市川智史・今村章編), pp8-16, ミネルヴァ書房, 京都.

大和田一紘, 1976, 自然観察会における自然保護意識の欠如, 人と自然, 1(1), 52-54. 斉藤光明, 1976, 自然観察会にとって自然保護とは, 人と自然, 1(1), 54-57.

柴田敏隆, 1975, 自然保護教育のあり方, 自然の保護(福島要一編), pp168-186, 時事通信社, 東京.

柴田敏隆,1976,「自然のたより」と私,人と自然,(1),63-68.

柴田敏隆, 1985, 証言, 自然保護のあゆみ (日本自然保護協会三十年史編集委員会編), pp362-364, (財)日本自然保護協会, 東京.

柴田敏隆, 1995,「私然」と「CON」教, 私たちの自然, 36(3), 13.

下泉重吉,1971,自然保護教育のあり方,生物教育,11(6),3-4.

下泉重吉,1972,自然保護教育をどう考えるか,自然保護,(123),6-7.

下泉美冬,2003,自然に学び、自然に従い雑草のように力強く,pp 9-205,183-193,財団 法人科学教育研究会,東京. 杉森文夫, 1995, ありがとう「私然」, 私たちの自然, 36(3), 16.

鈴木善次, 1994, 人間環境教育論, pp163-170 創元社,大阪.

鈴木善次, 1996, 環境教育の現状と問題, 環境倫理と自然保護(伊東俊太郎編), pp148-160, 朝倉書店, 東京.

田畑洋子・原嶋由美子,1983,自然教室における教育,自然保護教育のこころみー野外研20年の足跡-,pp130-131,東京教育大学野外研究同好会,東京.

田辺国男, 1978, あいさつ, 山梨の自然保護教育, (5), ページ記載なし(表紙裏).

東京教育大学野外研究同好会・お茶の水女子大学野外研究会,1976,高尾自然教室,76p.

津戸英守, 1995,「私たちの自然」400号に寄せて, 私たちの自然, 36(3), 13.

筒井眞, 1995, 400 号に寄せて, 私たちの自然, 36(3), 17.

植原彰,2001,自然保護教育と自然観察会,自然かんさつからはじまる自然保護(金田平監修),pp66-73,財団法人日本自然保護協会,東京.

内田康夫, 1995, カツ丼にタヌキそば, 私たちの自然, 36(3), 14.

矢野亮, 1995, 底に流れる大きな流れにそって, 私たちの自然, 36(3), 15.

横山理子, 1990, 多摩川に生きる, pp151-162, のんぶる舎, 東京.

財団法人科学教育研究会,2000,創立50周年記念特別号,SEF科学教育通信,12,2-18. 財団法人日本自然保護協会,1973,自然保護教育に関する陳情(32.11.6),自然保護に関する陳情書・意見書集,pp38-39,財団法人日本自然保護協会,東京.

第2章

『URBAN KUBOTA No. 7』 久保田鉄工株式会社、1972、 P11

- 市田則孝 「自然保護運動を支えるもの」『多摩川の自然を守る』三省堂新書、1973 年、 P187
- 市田則孝 「自然保護運動を支えるもの」『多摩川の自然を守る』三省堂新書、1973 年、 P188
- 川崎健次 「新たな段階を迎えた市民参加」『環境自治体づくりの戦略』、ぎょうせい、2002 年、P204
- 佐藤一子 「NPOの教育力と協働・参画型社会の構築」『NPOの教育力』東京大学 出版会、2004年、P5
- 佐藤 一子 「NPOの教育力と協働・参画型社会の構築」『NPOの教育力』東京大学

- 出版会、2004年、p7
- 高橋秀行 「環境パートナーシップ活動の展開と課題」『環境マネジメントとまちづくり』、 学芸出版社、2004 年、P106
- 地球環境パートナーシッププラザHP(http://www.geic.or.jp/geic/)2009年11月 日本自然保護協会 第316回 NACS-J 自然観察指導員講習会・千葉県実施要項
- 横山十四男 「進展する多摩地域の環境市民運動」『たまびとの、民運動から「環境史観」 へ』百水社、2004、P28
- 横山理子 「多摩川の自然を守る運動と教育河川構想」『多摩川に生きる』、のんぶる 舎、1990年、P98

第3章

- 朝岡幸彦 「地域と学校を変える教育ガバナンス」『市民立学校をつくる教育ガバナンス』、 大月書店、2004年、P232
- 石井山竜平 「社会教育行政と公共主体形成」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』東洋 館出版、2009 年、P46、P55
- 石井山竜平 「社会教育行政と公共主体形成」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』東洋 館出版、2009 年、P55
- 片野親義 「公民館職員の専門性」『現代公民館の創造』東洋館出版、1999 年、P382 ~383
- 高橋 満 「公民館実践分析の視点」、『月刊社会教育』2009年4月号、国土社、P76
- 寺中作雄 「社会教育法解説」『社会教育法解説/公民館の建設』、国土社、1995 年、P74 ~84
- 二宮厚美 「自治体の公共性と公共的基準」『自治体の公共性と民間委託』自治体研究社、 2000 年、P56~63
- 松田武雄 「自治体改革のもとでの社会教育ガバナンス」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』 東洋館出版、2009 年、P181、
- 松田武雄 「自治体改革のもとでの社会教育ガバナンス」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』 東洋館出版、2009 年、P191
- 松田武雄 「自治体改革のもとでの社会教育ガバナンス」『自治体対改革と社会教育ガバナンス』 東洋館出版、2009 年、P180

文部科学省平成17年度社会教育調査報告

(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/004/h17.htm)

横山宏・小林文人 「社会教育法の制定過程」『社会教育法成立過程資料集成』昭和出版、 1981 年、P20~21

終章

澤井安勇 「新しい市民社会の形成」『ソーシャルガバナンス』東洋経済新報社、2004年、 P48

神野直彦 「ソーシャル・ガバナンス」『ソーシャルガバナンス』 東洋経済新報社、2004 年、P12

鈴木敏正 「人格と主体形成」『教育学をひらく』青木書店、2003年、P105

千野陽一 「社会教育民主化の理論」『講座日本の教育9』新日本出版社、1975年、P67

降旗信一 「自然体験を責任有る行動へ~自然体験学習論」『新しい環境教育の実践』、高 文堂出版社、2005 年、P91

初出一覧

第1章

第1節~第4節:「自然保護教育の成立過程」『環境教育』、第18巻第1号、2008年7月

第2章

第1節~第4節:「多摩川における自然保護団体と行政とのパートナーシップに関する研究」東京農工大学修士論文、2007年2月

第3章

第3節 「公民館事業評価に関する考察」『日本公民館学会年報』第6号、2009年12月

謝辞

本論文の執筆にあたり、東京学芸大学の小川潔先生には、「自然保護教育の成立過程」について長年に渡り有益な情報提供と学習の場を提供していただき、論文作成においては論点の整理などで大変多くの示唆をいただいた。また、「多摩川の自然を守る会」代表の柴田隆行氏には、多摩川において実際の作業をともにしながら、環境パートナーシップを構築できる組織内での教育の実際を見聞きさせていただいた。

私自身が公民館職員として仕事を続ける中での修学でもあり、公民館職員や市内で活動を共にする仲間の支援があって論文の提出ができたことを、あらためて関係者の皆様方に心より御礼申し上げます。特に、宮岡一雄元明治大学生物学教授、野澤久人前福生市長、岡田紀夫元高校教諭、栗原仁元小学校教諭には、30年に渡る私自身の市民として・公民館職員としての成長を見守り支援していただいたことを深く感謝しています。

さらに、論文を学会に投稿する際に査読していただいた、東京農工大学名誉教授千野陽 一先生には大変お世話になり、心より御礼申し上げると共に、指導教官である朝岡幸彦教 授には、終始懇切なる御助言・御指導を頂きました。ここに深く感謝いたします。